

上野原市地域防災計画

(令和4年3月修正)

上野原市防災会議

總 則 編

目次

第1節	計画の目的と構成	1
第2節	基本方針	2
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第4節	上野原市の現況	13
第5節	災害危険性	15

第1節 計画の目的と構成

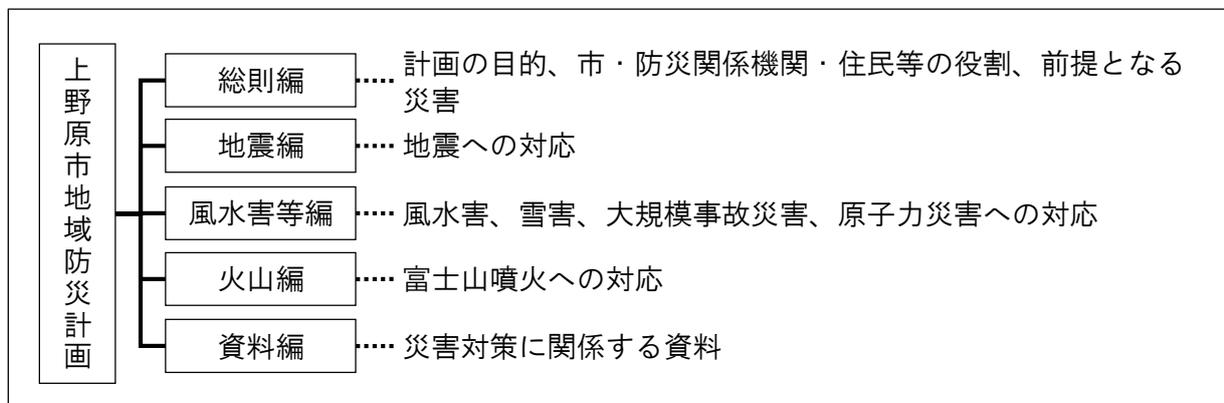
第1 計画の目的

上野原市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市の防災に関する基本的事項を総合的に定めることにより住民等の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、上野原市防災会議が策定する。

第2 計画の構成

本計画が対象とする災害は、地震、風水害、雪害、大規模事故災害、原子力災害、火山災害等とし、次の5編で構成する。

なお、各編において共通する計画については、原則として地震編を準用する。



第3 計画の性格

本計画は、市、県及び防災関係機関の行う防災業務の実施責任を明確にするとともに、これら機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示す。

本計画に示した対策の実施細目、マニュアル（実践的応急活動要領）等については、それぞれの機関の果たすべき役割、地域等の実態を踏まえつつ、別途、それぞれの機関が定める。

第4 計画の修正

本計画は、防災基本計画（中央防災会議）、山梨県地域防災計画（山梨県防災会議）等の上位計画の改定、災害対策基本法等の防災関連法令の改正、市のその他計画、大規模災害で得られた教訓等を反映して、必要に応じ修正を行う。

第2節 基本方針

第1 災害対策の基本理念

災害対策について、災害対策基本法においては次の事項を基本理念として掲げている。市の災害対策においてもこれを基本理念として遂行する。

- 1 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。
- 7 男女共同参画の観点から、防災に関する政策決定及び現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮する等、様々な方々の参画により、多様性に配慮した防災・復興体制の確立を図ること。
- 8 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者等の災害時要配慮者に配慮した防災・復興体制の確立を図ること。

第2 基本方針

国の防災基本計画（中央防災会議）は、東日本大震災の教訓を踏まえ、「災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるとの認識の下、災害時の被害を最小化する『減災』の考え方を防災の基本方針として規定し、人命を守ることを最優先に実施していかなければならない」としている。

市においても、この「減災」を防災の基本方針とし、自助・共助・公助が一体となった防災力の強化に努める。

1 減災を重視した防災対策

住民の生命、身体及び財産を守ることを第一義としたうえで、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とし、災害に強いまちづくりの推進を図る。

2 自助・共助・公助による防災力の向上

大規模災害に対しては、行政による「公助」のみで対応することは困難である。そのため、自らの命は自ら守る「自助」、自分たちの地域は地域のみんなで守る「共助」と連携を図り、市の防災力を向上させる。

3 要配慮者の支援

災害が発生した場合は、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への支援が必要になる。特に、避難に際しては、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難のため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に対しては、安否を確認し避難の手助けが必要となる。

そのため、市、防災関係機関及び地域住民が協力して支援する体制を構築する。

4 多様性への配慮

大規模災害においては、避難生活における生活環境、物資の供給、避難所運營業務等において、高齢者、障がい者、女性、妊産婦、乳幼児等、様々な方々への配慮が必要となる。

そのため、男女共同参画のみならず、多種多様な方々の参画により、被災者のニーズに配慮した災害対策を進める。

5 広域連携体制の構築

大規模災害に対しては、市の防災力では対応が困難である。

そのため、県内外の自治体との相互応援、関係機関・事業者・団体等の応援等、迅速かつ確実に支援を受けることができるよう広域連携体制を構築する。

6 市の地域特性の反映

市は、四方を山地で囲まれた地域にあり、土砂災害の発生、集落の孤立等が懸念される。さらに、人口の高齢化による住民の避難行動及び避難生活での支援が重要となっている。

また、富士山の大規模噴火では降灰だけでなく溶岩流も想定される。

このような市の災害特性を考慮した防災対策を推進する。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関^{※1}

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行う。

4 指定公共機関^{※2} 及び指定地方公共機関^{※3}

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。また、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

※ 指定行政機関：国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

※1 指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

※2 指定公共機関：東日本電信電話(株)等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの。

※3 指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び県の地域において、電気、ガス等の公益的事業を営む法人で県知事の指定するもの。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備
- イ 防災知識の普及及び教育
- ウ 防災訓練の実施
- エ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- オ 防災に関する施設の整備及び点検

- カ 自主防災組織の指導・育成
 - キ 災害に関する調査研究
 - ク 防災上必要な調査及び被害想定を作成
 - ケ 危険物等災害予防対策の推進
 - コ 住民が実施する災害対策の推進
 - サ 火災対策の推進
 - シ 前各項のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善
- (2) 災害応急対策
- ア 災害警戒本部、災害対策本部の設置及び運営
 - イ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
 - ウ 警報の発令、伝達及び広報の実施
 - エ 防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
 - オ 災害に備えた人員及び資機材の配備手配
 - カ 避難指示等及び避難者の保護
 - キ 火災発生防止及び水防体制の整備、発災時の消防及び水防その他の応急措置
 - ク 被災者の救出、救助その他の保護
 - ケ 要配慮者の安全確保
 - コ 被災者からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の供給
 - サ 応急教育の実施
 - シ 被災施設及び設備の応急復旧
 - ス 清掃、防疫その他の保健衛生活動
 - セ 防犯、交通規制その他の社会秩序維持の措置
 - ソ 緊急輸送の確保
 - タ 県その他関係機関に対する応援要請
 - チ 前各項のほか、災害発生の防衛及び拡大防止のための措置
- (3) 災害復旧
- ア 被災した施設等の原形復旧
 - イ 災害の再発防止
 - ウ 激甚災害に関する調査及び指定への協力
 - エ 前各項のほか、将来の災害に備える措置

2 県

- (1) 災害予防
- ア 防災組織の整備
 - イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
 - ウ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
 - エ 防災訓練の実施
 - オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
 - カ 防災に関する施設の整備及び点検
 - キ 過去の災害に係る情報の収集、整理等
 - ク 前各項のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善
- (2) 災害応急対策
- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- イ 警報の発令及び伝達、避難の指示並びに市町村が避難指示等を行う際において必要な助言の実施
 - ウ 消防、水防その他の応急措置
 - エ 被災者の救出、救助その他の保護
 - オ 被災者等からの相談窓口の設置
 - カ 応急教育の実施
 - キ 被災施設及び設備の応急復旧
 - ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動
 - ケ 犯罪の予防、交通規則その他の社会秩序維持の措置
 - コ 緊急輸送の確保
 - サ 広域一時滞在に関する協定の締結
 - シ 前各項のほか、災害発生の防衛及び拡大防止のための措置
- (3) 災害復旧
- ア 被災した施設等の原形復旧
 - イ 災害の再発防止
 - ウ 前各項のほか、将来の災害に備える措置

3 指定地方行政機関

(1) 関東管区警察局

- ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整
- イ 他管区警察局及び警視庁との連携
- ウ 管区内防災関係機関との調整
- エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
- オ 警察通信の確保及び統制

(2) 関東財務局（甲府財務事務所）

- ア 立会関係
 - 各災害復旧事業費の査定立会（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費、災害等廃棄物処理事業費、廃棄物処理施設災害復旧事業）
- イ 融資関係
 - (ア) 地方公共団体に対する災害復旧事業債の貸付
 - (イ) 地方公共団体に対する短期資金の貸付
- ウ 日本銀行甲府支店との協議等に基づく金融上の措置
 - (ア) 預貯金等の払戻し等の特例措置
 - (イ) 手形交換の特別措置
 - (ウ) 休日営業の特例措置
 - (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - (カ) 保険料支払いの迅速化措置
- エ 国有財産関係
 - (ア) 地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与
 - (イ) 地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与

- (ウ) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設としてその用に供する場合における所管する行政財産の使用許可
- (3) 関東信越厚生局
 - ア 管内の情報収集及び伝達に関すること
 - イ 関係機関との連絡調整に関すること
- (4) 関東農政局（山梨県拠点）
 - ア 災害予防
 - (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導
 - (イ) 防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備
 - イ 災害応急対策
 - (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告
 - (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保
 - (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給
 - (エ) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除
 - (オ) 土地改良機械の緊急貸出し及び技術者の把握と動員
 - (カ) 応急用食料の調達・供給対策
 - ウ 災害復旧
 - (ア) 査定の速やかな実施と必要な場合の緊急査定の実施
 - (イ) 災害による被害農林漁業者に対する資金の融通
- (5) 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）
 - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成
 - イ 民有林直轄治山事業の実施
 - ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (6) 関東経済産業局
 - ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
 - イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
 - ウ 被災中小企業の振興
- (7) 関東東北産業保安監督部
 - ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保安の確保
 - イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策
- (8) 関東運輸局（山梨運輸支局）
 - ア 災害時における輸送実態調査
 - イ 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整
 - ウ 災害時における自動車の応援手配
 - エ 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導
 - オ 災害時における関係機関との連絡調整
- (9) 東京航空局（東京空港事務所）
 - ア 災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等の必要な措置
 - イ 遭難航空機の捜索及び救助の調整
 - ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
- (10) 東京管区气象台（甲府地方气象台）
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(11) 関東総合通信局

- ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
- イ 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援
- ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し
- エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
- オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

(12) 山梨労働局

- ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査
- イ 事業場内労働者の二次災害の防止
- ウ 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予
- エ 災害復旧工事における安全の確保

(13) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所）

管轄する河川、道路について計画、工事及び監理を行うほか、災害対策について下記の事項を行う。

- ア 防災対策の基本方針等の策定
- イ 災害予防
 - (ア) 災害対策の推進
 - (イ) 危機管理体制の整備
 - (ウ) 災害、防災に関する研究、観測等の推進
 - (エ) 防災教育等の実施
 - (オ) 防災訓練
 - (カ) 再発防止対策の実施
- ウ 災害応急対策
 - (ア) 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
 - (イ) 活動体制の確立
 - (ウ) 政府本部への対応等
 - (エ) 災害発生直後の施設の緊急点検
 - (オ) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
 - (カ) 災害発生時における応急工事等の実施
 - (キ) 災害発生時における交通の確保等
 - (ク) 緊急輸送
 - (ケ) 代替輸送
 - (コ) 二次災害の防止対策
 - (サ) ライフライン施設の応急復旧
 - (シ) 地方自治体等への支援

- (ス) 被災者・被災事業者に対する措置
- (セ) 災害発生時における広報
- (ソ) 自発的支援への対応
- (タ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施
- エ 災害復旧・復興
 - (ア) 災害復旧・復興の基本方針
 - (イ) 災害復興の実施
 - (ウ) 復旧・復興資機材の安定的な確保
 - (エ) 都市の復興
 - (オ) 借地借家制度等の特例の適用
 - (カ) 被災者の居住の安定確保に対する支援
 - (キ) 被災事業者等に対する支援措置
 - (ク) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施
- (14) 関東地方環境事務所
 - ア 有害物資等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
 - ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- (15) 南関東防衛局
 - ア 所管財産使用に関する連絡調整
 - イ 災害時における防衛本省及び自衛隊との連絡調整
 - ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援
- (16) 国土地理院関東測量部
 - ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供
 - イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
 - ウ 地殻変動の監視

4 自衛隊（陸上自衛隊第一特科隊）

- (1) 平素における準備
 - ア 防災関係資料の整備
 - イ 関係機関との連絡・調整
 - ウ 災害派遣計画の作成
 - エ 防災に関する教育訓練
 - オ その他
 - (ア) 防災関係資機材の点検・整備
 - (イ) 隊員の非常参集態勢の整備
- (2) 災害派遣の準備
 - ア 災害派遣初動の準備
 - イ 災害等情報の収集
 - ウ 通信の確保
 - エ 要請等の確認及び派遣要領の決定
- (3) 災害派遣の実施
 - ア 要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣
- (4) 撤収及び撤収後の措置

5 指定公共機関

(1) 東日本旅客鉄道株式会社（八王子支社）

- ア 災害による不通の場合の列車の迂回運転
- イ 台風、大雨、豪雨豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規制（安全輸送の確保）
- ウ 災害警備発令基準に基づく警戒
- エ 災害発生のおそれのある河川の水位観測
- オ 応急資材の確保及び重機械類の民間借上げ
- カ 災害時における不通区間の代行又は振替え輸送
- キ 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保

(2) 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、株式会社NTTドコモ（山梨支店）

- ア 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する。
- イ 電気通信システムの一部の被災がほかに重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- ウ 災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する。
- エ 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する。
- オ 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る。

(3) 日本赤十字社（山梨県支部）

- ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
- イ 応援救護班の体制確立とその整備
- ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
- エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
- オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
- カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
- キ 義援金の募集及び配分

(4) 日本放送協会（甲府放送局）

- ア 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信
- イ 災害対策基本法に定める対策措置

(5) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）

- ア 管轄する高速道路等の耐震整備
- イ 災害時の管轄する高速道路等における輸送路の確保
- ウ 高速道路の早期災害復旧

(6) 日本通運株式会社（山梨支店）

- ア 安全輸送の確保
- イ 災害対策用物資等の輸送
- ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備

(7) 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）

- ア 電力供給施設の災害予防措置
- イ 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
- ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保

(8) 日本銀行（甲府支店）

- ア 災害時における金融緊急措置の実施にかかる金融機関への要請

- イ 金融機関の支払現金準備に関する措置
 - ウ 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えのための必要な措置
 - エ 日本銀行代理店、取引銀行との緊密な連絡による国庫事務の円滑な運営
- (9) 日本郵便株式会社（甲府中央郵便局）
- ア 地方公共団体又は郵便事業株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
 - ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ 郵便局窓口業務の維持
 - カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
 - キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

6 指定地方公共機関

- (1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
- ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
 - イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
 - ウ 社会事業団体などによる義援金品の募集、配分への協力
- (2) 輸送機関（山梨交通株式会社、富士急行株式会社、富士急バス株式会社、一般社団法人山梨県トラック協会）
- ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応する体制の整備
- (3) ガス供給機関（一般社団法人日本コミュニティーガス協会関東支部山梨県部会、社団法人山梨県エルピーガス協会上野原地区）
- ア ガス供給施設の耐震整備
 - イ 被災地に対するガス供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
- (4) 医師会（山梨県医師会、北都留医師会上野原地区）
- ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 農林業関係団体（クレイン農業協同組合、北都留森林組合、南都留森林組合）
- ア 市が行う農林業関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ウ 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋
 - エ 農林業生産資材等の確保及び斡旋
- (2) 桂川漁業協同組合
- ア 利用者等の避難誘導
 - イ 漁業関係被害調査等の協力

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

- (3) 上野原市商工会等中小企業関係団体
 - ア 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策に対する協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力及び斡旋
- (4) 上野原市建設業協力会
 - ア 災害時における公共土木施設等の被害状況の把握及び報告
 - イ 災害時における公共土木施設等の応急・復旧対策
- (8) 不動産関係団体（公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）
 - ア 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼
 - イ 民間賃貸住宅の情報の提供
 - ウ 民間賃貸住宅の円滑な提供
- (9) 東部地域広域水道企業団
 - ア 応急給水
 - イ 水道施設の被害調査及び復旧
- (10) 公益財団法人山梨県下水道公社
 - ア 関係機関との連絡調整
 - イ 被害状況の報告と支援要請の依頼
- (11) 上野原市歯科医師会、上野原市薬剤師会
 - ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 医薬品備蓄状況確認及び調達
- (12) 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、上野原市社会福祉協議会）
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保
- (13) 山梨県ボランティア協会
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保
- (14) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護
 - エ 災害時における被災者の収容及び助産
- (15) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (16) 学校施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育対策計画の樹立及び実施

第4節 上野原市の現況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

市は、山梨県の最東部にあり首都中心部から約60～70km圏に位置する。東は神奈川県相模原市、南は道志村、西は大月市及び都留市、北は小菅村及び東京都西多摩郡に隣接している。

市の大きさは、南北方向に21.6km、東西方向に15.3kmで、面積は170.57km²、県土の3.8%を占める。

2 地勢

市には、中央自動車道上野原IC及び談合坂スマートIC、JR中央本線上野原駅及び四方津駅、国道20号、主要地方道四日市場上野原線・上野原あきる野線・上野原丹波山線・大月上野原線があり、首都東京を中心とする関東圏から山梨県への東玄関として重要な位置を占めている。

また、市域を流下する桂川、秋山川、鶴川、仲間川及びそれらの支流によって形成された河岸段丘が住民生活の基盤をなしている。

なお、桂川・秋山川はともに相模川水系であり、神奈川県における主要な水道供給源となっている。

3 地質

地質は、大きく3つに分類される。北部は四万十層群に属する地層で、砂岩、粘板岩、頁（けつ）岩、千枚岩及び輝緑凝灰岩からなり、中部は富士川層群に属する地層で、泥（でい）岩、礫岩及び歪角礫岩からなる。

また、南部は御坂層群に属する地層で、石英安山岩質凝灰岩、凝灰角礫岩、石英安山岩、凝灰岩等からなり、それぞれの地層は断層により境されている。

4 断層

(1) 藤の木―愛川構造線

四万十層群と富士川層群・御坂層群とが接する面の断層で、犬目、矢坪、桑久保、登下、鏡渡橋を通り東方へ至っている。

(2) 鶴川破碎帯

相模湖の西岸から相模原市緑区佐野川の上岩、桐原地区の小伏、大垣外、小桐、西原地区の藤尾、原、飯尾を通り、小菅村の鶴峠、丹波山村に達する断層で、幅の広い破碎帯を持ち、地形上でもケルンコル・ケルンバット地形が連続して発達している。

5 気象

気象条件は、周囲を山々に囲まれた複雑な地形に左右されることが多く、総じて内陸的である。夏冬の寒暖差、昼夜の温度差が大きく、また降雨量が少ない特徴がある。

第2 社会的条件

1 人口

人口は、平成7年に30,248人でピークを迎えて以降、減少傾向に転じ、令和4年1月1日現在、22,361人、10,053世帯数となっている。

年齢構成は、0～14歳の年少人口が8.0%、15～64歳の生産年齢人口が54.3%、65歳以上の高齢者人口が37.7%となっている。

年	総人口	増加		世帯数	1世帯 当たり 人員	高齢者人口			
		数	率			人口	割合	県割合	国割合
昭和55年	人 27,878	人 △533	% 1.87	世帯 7,137	人 3.91	人 3,106	% 11.1	% 11.6	% 9.1
60	27,772	△106	△0.38	7,398	3.75	3,574	12.9	12.9	10.3
平成2	27,790	18	0.06	7,897	3.52	4,315	15.5	14.8	12.0
7	30,248	2,458	8.84	9,562	3.16	5,206	17.2	17.1	14.5
12	30,157	△91	△0.30	10,012	3.01	5,968	19.8	19.5	17.3
17	28,986	△1,171	△3.88	10,262	2.82	6,638	22.9	21.9	20.2
22	27,114	△1,872	△6.46	10,032	2.70	7,118	26.3	24.5	23.0
27	24,805	△2,309	△8.52	9,661	2.57	7,833	31.6	28.4	26.6
令和2	22,669	△2,136	△8.61	9,509	2.38	8,254	36.7	31.1	28.7

資料：国勢調査

2 産業

平成27年国勢調査における産業別就業人口の構成比は、第1次産業が1.7%、第2次産業が33.0%、第3次産業が65.3%となっている。

3 土地利用

土地利用状況は、宅地4.76km²(2.8%)、農用地2.98km²(1.8%)、森林等138.10km²(80.9%)となっており、宅地、農地の割合が低く、森林等の割合が高くなっている(平成27年3月第1次国土利用計画)。

4 交通

(1) 公共交通

市をJR中央本線が東西方向に横断し上野原駅と四方津駅の2つの駅がある。東京に近いため両駅から東京方面への通勤・通学に多くの人々が利用している。

住民の重要な交通機関であるバス路線は、富士急バス(株)によって運行され、上野原駅と市内各地区を結んでいる。

(2) 道路交通

市には、近隣都県との交通の拠点として中央自動車道の上野原IC及び談合坂スマートICがあるほか、近隣市町村とを結ぶ道路として、東西に走る国道20号、主要地方道大月上野原線、南北に走る主要地方道上野原あきる野線、主要地方道上野原丹波山線、主要地方道四日市場上野原線等を中心に、一般県道5路線のほか、市道等が市内全域を結んでいる。

第5節 災害危険性

第1 災害履歴

1 地震災害

市では、1923（大正12）年の関東大震災において3名の死者（山梨県全体では死者20名）が発生した記録が残されている。1924（大正13）年の丹沢地震、1996（平成8）年の地震で負傷者が発生している。

また、これまでも山梨県東部、神奈川県西部等を震源とする地震が度々発生しており、家屋、道路等に被害が生じたこともある。

2 風水害

市で死者が発生した災害は、1934（昭和9）年の室戸台風（死者3名）及び1982（昭和57）年の台風10号（死者1名）が挙げられる。

その他、1959（昭和34）年の伊勢湾台風では、死者は発生していないものの、重傷者1名のほか家屋の全壊が24棟、半壊が392棟等、甚大な被害が発生している。

近年では、死者や家屋の損壊等の直接的に人命が危険にさらされるような災害は発生していないものの、斜面崩落による道路等の損壊は毎年のように発生している。

特に1997（平成9）年9月、1998（平成10）年8月、2011（平成23）年7月及び9月には、大雨により多くの箇所でも土砂崩れが発生し、道路及び河川の閉塞等の被害が発生している。

第2 災害危険区域等

市においては、土砂災害に関連する法令により危険区域・危険箇所が指定されている。これらの指定状況は、次のとおりである。

1 土砂災害警戒区域

区分	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	合計
土砂災害警戒区域	469箇所	166箇所	21箇所	656箇所
うち特別警戒区域	455箇所	129箇所	0箇所	584箇所

令和3年2月1日現在

2 地すべり防止区域

（林野庁所管）5箇所、（国土交通省所管）1箇所

令和2年4月1日現在

3 急傾斜地崩壊危険区域

7地区10箇所

令和2年2月1日現在

4 山地災害危険地区

崩壊土砂流出危険地区	山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	合計
214箇所	41箇所	8箇所	263箇所

平成30年3月1日現在

第3 地震災害の想定

県は、県内における地震防災対策の前提となる基礎資料を得ることを目的として、地震被害想定調査を実施し、平成8年3月に「山梨県地震被害想定調査報告書」を、平成17年に「山梨県東海地震被害想定調査報告書」を公表した。

県が実施したこれらの地震被害想定調査結果を本計画の前提とする。

1 地震被害想定（東海地震を除く）

県に大きな被害をもたらすと予想される5つの地震を想定地震としている。それぞれの被害の概要は、次のとおりである。

(1) 想定地震

想定地震は、次のとおりである。

想定地震	マグニチュード	震央位置
南関東直下プレート境界地震	7.0	山梨県及び神奈川県の間境
釜無川断層地震	7.4	山梨県と長野県を結ぶ交通の要衝に位置
藤の木愛川断層地震	7.0	山梨県と東京都を結ぶ交通の要衝に位置
曾根丘陵断層地震	6.1	甲府市の近くに位置
糸魚川－静岡構造線地震	7.0	山梨県の西部に位置

(2) 被害想定的前提条件

ア 山梨県を500m×500mメッシュに区切り想定

イ 火災発生の危険性の高い冬の夕方6時を想定

(3) 調査結果

市においては、5つの想定地震のうち、藤の木愛川断層地震による被害が最も大きく、建物倒壊による死者が123人、崖崩れによる死者が2人、重傷者が108人、軽傷者が1,202人と予測されている。

また、建物の全半壊は約4,500棟、住居制約者数は約12,000人に上り、甚大な被害が予想されている。

その他の想定地震では、南関東直下プレート境界地震及び釜無川断層地震で死者の発生、曾根丘陵断層地震及び糸魚川－静岡構造線地震で軽微な被害が予測されている。

各想定地震の被害予測結果は、次のとおりである。

想定地震		南関東直下プレート境界地震	釜無川断層地震	藤の木愛川断層地震	曾根丘陵断層地震	糸魚川－静岡構造線地震	
最大震度		5弱	4以下	6弱	4以下	4以下	
急傾斜地の危険度	高	68	64	77	4	4	
	有	9	13	0	64	64	
	低	0	0	0	9	9	
建物被害	全壊	数	18棟	3棟	2,586棟	0棟	0棟
		率	0.20%	0.03%	29.07%	0.00%	0.00%
	半壊	数	100棟	32棟	2,022棟	0棟	0棟
		率	1.12%	0.36%	22.62%	0.00%	0.00%
焼失棟数		0棟	0棟	13棟	0棟	0棟	
停電契約口	数	233口	0口	4,123口	0口	0口	
	率	1.52%	0.00%	26.90%	0.00%	0.00%	
断水世帯	数	2,298世帯	1,801世帯	7,397世帯	1,402世帯	1,464世帯	
	率	25.09%	19.67%	80.77%	15.31%	15.99%	
人的被害	死者	3人	2人	125人	0人	0人	
	重傷者	11人	6人	108人	0人	0人	
	軽傷者	85人	35人	1,202人	0人	0人	
住居制約	世帯数	74世帯	22世帯	3,942世帯	0世帯	0世帯	
	人数	233人	68人	12,401人	0人	0人	

2 東海地震の被害想定

県は、中央防災会議（内閣府）による新たな東海地震の想定震源域、想定震度分布の公表、東海地震防災対策強化地域の見直し等を踏まえ、平成15年度、16年度の2か年にわたり東海地震の被害想定調査を実施し、「山梨県東海地震被害想定調査報告書」を公表した。

市の被害の概要は、次のとおりである。

(1) 想定地震及び前提条件

震源は、平成13年に中央防災会議（内閣府）が公表したものと同一である。

項目	設定
想定地震	東海地震（マグニチュード8.0）
想定の子節・時間帯	①冬の朝5時、②春秋の昼12時、③冬の夕方18時
予知ケース	①予知なし、②予知あり

(2) 調査結果

ア 地震動・液状化

震度は、南部の秋山地区等で震度5強とやや強く、中部から北部の多くの地域では震度5弱である。液状化危険度は大鶴地区・巖地区・島田地区の鶴川沿い、桂川沿いで「極小」である。

イ 斜面崩壊危険度

急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所について、地震によって崩壊する危険性の高いランクAは7箇所ある。

第5節 災害危険性

項目	ランク A	ランク B	ランク C	計
急傾斜地崩壊危険箇所数	6 箇所	78 箇所	196 箇所	280 箇所
地すべり危険箇所数	1 箇所	15 箇所	0 箇所	16 箇所
合計	7 箇所	93 箇所	196 箇所	296 箇所

※ランク A：危険性が高い ランク B：危険性がある ランク C：危険性が低い

ウ 人的・建物・火災・交通・ライフライン被害

被害量は5時のケースが最大で、12時と18時のケースでは、ほぼ同じ程度の被害である。

人的被害は、「予知あり」のケースで被害が半分程度以下となる。

建物及びライフラインの被害は全体的に軽微である。

その他、斜面崩壊により鉄道が運行不能となる箇所が発生したり、道路で軽微な被害が発生したり、また、多くの通話が電話回線に集中するため、数日間かかりにくい状況も予想される。

			5時		12時		18時	
			予知なし	予知あり	予知なし	予知あり	予知なし	予知あり
人的被害	死者	建物被害	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		斜面崩壊	2人	1人	2人	1人	2人	1人
		合計	2人	1人	2人	1人	2人	1人
	重傷者	建物被害	3人	2人	3人	2人	3人	2人
		斜面崩壊	3人	2人	2人	1人	2人	1人
		合計	6人	4人	5人	3人	5人	3人
	軽傷者	建物被害	27人	11人	19人	8人	18人	7人
		斜面崩壊	5人	2人	4人	2人	4人	2人
		合計	32人	13人	23人	10人	22人	9人
	要救助者	木造	1人	1人	0人	0人	0人	0人
		非木造	1人	0人	1人	1人	1人	1人
		合計	2人	1人	1人	1人	1人	1人
建物被害	全壊	ゆれ・液状化	1棟 (0.0%)					
		斜面崩壊	13棟 (0.1%)					
	半壊	ゆれ・液状化	194棟 (1.7%)					
		斜面崩壊	31棟 (0.3%)					
	火災	被害なし						
ライフライン被害	上水道	発災直後	44戸 (0.5%)					
		1日後	42戸 (0.4%)					
		2日後	38戸 (0.4%)					
		1週間後	6戸 (0.1%)					
	下水道	被害なし						
	LPガス	158戸 (1.6%)						
	電力	被害なし						

エ 生活支障

生活支障の予測結果は、次のとおりである。

項目		1日後	1週間後	1ヶ月後
短期的住機能支障	避難所生活者数	81人	60人	46人
	避難所外生活者数	44人	32人	25人
	合計	125人	92人	71人
中期的住機能支障	応急仮設住宅	11世帯		
長期的住機能支障	公営住宅入居	7世帯		
	民間賃貸住宅入居	1世帯		
	持家購入・建替	2世帯		
	自宅改修・修理	0世帯		
仮設トイレ需要量	需要量	1日後	2基	
		1週間後	2基	
がれき発生量	木造倒壊による	重量	2.7千トン	
		体積	5.2千m ³	
	非木造倒壊による	重量	0.3千トン	
		体積	0.2千m ³	
	焼失による	重量	0.0千トン	
		体積	0.0千m ³	
	合計	重量	3.0千トン	
		体積	5.4千m ³	

3 その他の地震

(1) 南海トラフ巨大地震

中央防災会議は、南海トラフで発生するマグニチュード9クラスの巨大地震の被害想定を行った（平成24年）。

これによると、市域では最大で震度6弱の揺れが予測された。

なお、南海トラフ巨大地震では、東海地方から中部、近畿及び四国にかけての広範囲に、大津波と地震による甚大な被害が予想されている。

(2) 首都直下地震

中央防災会議は、首都圏直下で発生する可能性がある19タイプの大規模地震の被害想定を行った（平成25年）。

これによると、市域では立川市直下地震（マグニチュード7.3）のケースが最も揺れが大きくなり、中心部から北部にかけて震度6弱、その他の地域で震度5強の揺れが予測された。

(3) 神縄・国府津－松田断層帯の地震ほか

神奈川県は、神奈川県で発生する可能性がある7タイプの大規模地震の被害想定を行った（平成21年）。

これによると、神縄・国府津－松田断層帯地震（マグニチュード7.5）及び南関東地震（マグニチュード7.9）のケースで、市と接する相模原市緑区の南西部において局地的に最大震度6強が予測されており、市南部においても震度6強の揺れとなるおそれがある。

第3 風水害の想定

大雨による中小河川の増水、道路及び宅地等の冠水、土砂災害警戒区域における急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの発生等の災害を前提とする。

第4 雪害の想定

平成26年2月14日～15日にかけての降雪では、甲府地方気象台の観測史上、最大の114cmを

第5節 災害危険性

記録する大雪となった。市内でも消防署で104 cm、山間部では120 cmの積雪を記録し、市全域に渡り交通網が遮断され公共交通機関は全て停止した。山間部では雪崩や停電が発生し、市を含む県全域で災害救助法が適用された。

このような積雪による交通の停止、雪崩、停電等の社会生活への影響、農林業等への被害を雪害の前提とする。

第5 大規模事故災害の想定

危険物等施設における爆発、火災、危険物の流出等の事故、航空機の墜落・炎上による多数の死傷者を伴う事故、橋梁の落下、トンネル・擁壁等の崩落、危険物等を積載する車両等の事故を大規模事故の前提とする。

第6 原子力災害の想定

中部電力浜岡原子力発電所において、原子力災害対策指針に基づく警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合（県の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定された場合も含む。）を計画の前提とする。

※火山災害の想定については、火山編に記載する。

地 震 編

目次

第1章 災害予防計画	1
第1節 災害に強いまちづくり	1
第2節 火災の予防対策	4
第3節 生活関連施設の安全対策	6
第4節 防災拠点施設等の整備	8
第5節 応急活動体制の整備	11
第6節 地域防災力の向上	13
第7節 要配慮者対策	16
第2章 災害応急対策計画	18
第1節 災害応急活動体制	18
第2節 情報の収集伝達・広報	26
第3節 広域応援体制	30
第4節 消火・救助活動	35
第5節 交通・緊急輸送	37
第6節 災害警備	39
第7節 避難対策	40
第8節 医療対策	46
第9節 飲料水・物資等の確保	50
第10節 要配慮者の支援	53
第11節 災害廃棄物対策	55
第12節 遺体の処置・埋葬対策	57
第13節 被災者生活支援	59
第14節 応急教育	65
第15節 災害ボランティア支援	67
第16節 生活関連事業等の応急対策	68
第17節 災害救助法の適用事務	70
第3章 南海トラフ地震対策	72
第1節 基本方針	72
第2節 南海トラフ地震に関する情報	73
第3節 南海トラフ地震に関する情報発表時の対応	75
第4章 災害復旧対策	76
第1節 災害復旧事業計画の作成	76
第2節 激甚災害の指定に関する計画	77
第3節 災害復興対策	78

第1章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 道路等の整備	建設課	富士・東部建設事務所、甲府河川国道事務所
第2 市街地の整備	建設課	
第3 建築物等の耐震化	危機管理室、財政経営課、建設課、学校教育課、社会教育課	
第4 土砂災害等対策	危機管理室、建設課、産業振興課	富士・東部建設事務所
第5 液状化災害対策	危機管理室、各施設所管課	富士・東部建設事務所、甲府河川国道事務所

第1 道路等の整備

1 道路の整備

市は、災害時の緊急輸送等を確保するため、市内の骨格を形成する道路として、都市計画道路網の見直し検討及び整備の促進を図る。

また、山間の各地域間を連絡する幹線道路及び補助幹線道路、市街地・集落地の路線において、狭あい区間の拡幅、線形改良、防災安全性の確保等の機能強化を図る。

2 橋梁の整備

市は、災害時の緊急輸送等を確保するため、「上野原市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の点検を行い、路線の重要性等を考慮して計画的に橋梁の修繕、架け替えを行う。

3 トンネルの整備

市は、地震発生時におけるトンネルの安全確保のため、「上野原市トンネル長寿命化修繕計画」を作成し、管理トンネルの耐震化及び長寿命化に向けて、計画的な整備を行う。

第2 市街地の整備

1 地区計画

市は、無秩序な開発・宅地化を防止し良好な住環境を形成するため、地区計画等による一定ルールに基づいた土地利用を進める。

2 公園等の整備

市は、災害発生時の避難場所、防災機能を有する公園及び広場を整備し、また、緑地の保全を図る。

第3 建築物等の耐震化

1 建築物の耐震化

市は、「上野原市耐震改修促進計画」に基づき、耐震目標を定めて住宅及び特定建築物（民間・公共）の耐震化を促進する。

(1) 住宅、民間の特定建築物の耐震化

市は、住宅等の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に要する費用の補助、市ホームページ等による啓発、情報提供等に努める。

(2) 公共建築物の耐震化

市は、公共施設について、耐震化率100%を目標に耐震化を推進する。

また、市は、今後、「上野原市公共施設等総合管理計画」、「上野原市学校施設長寿命化計画」等に基づき、計画的に修繕、建て替えを行い、安全性を確保する。あわせて、天井、照明器具等の非構造部材の落下防止対策を進める。

(3) 緊急輸送道路の確保

市は、緊急輸送道路の閉塞を防ぐため、通行障害既存耐震不適格建築物の所有者が行う耐震診断及び耐震化に要する費用を補助する。

2 ブロック塀等の安全化

市は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊又は転倒による災害を防止するため、除去、建替え及び改修に要する費用を補助する。

3 室内の安全対策

市は、市ホームページ、パンフレット、防災訓練等の機会を通じ、家具類の固定等についての知識の普及啓発を行う。

第4 土砂災害等対策

1 土砂災害警戒区域等の警戒避難対策

市及び県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害のおそれのある区域の指定・周知、避難体制の整備を図る。

(1) 土砂災害警戒区域の指定

県は、市長の意見を聴いて、土砂災害の発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、また、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

(2) 避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、ハザードマップを作成・配布し、住民に周知する。

2 土石流対策

県は、砂防法（明治30年法律第29号）に基づき、土石流発生の危険性が高く、又は発生した場合に多くの人家、公的施設等に被害が発生するおそれのある溪流を順次、砂防指定地に指定し、対策工事を行う。

3 地すべり対策

県は、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づき、地すべり発生のおそれのある箇所を地すべり防止区域に指定し、地すべりを誘発する行為等を規制するとともに、緊急性の高い箇所から、順次、地すべり防止工事を行う。

4 急傾斜地崩壊対策

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、土砂災害のおそれのある自然斜面において、所有者等による対策が困難な場合に急傾斜地崩壊危険区域を指定し、斜面の崩壊を助長・誘発するおそれのある行為を制限するとともに、急傾斜地崩壊対策工事を行う。

5 ため池対策

県は、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池として、月見が池を防災重点ため池に選定している。

市は、防災重点ため池の被害想定地域等を示したハザードマップの作成、情報連絡体制の検討、保全管理活動を通じた管理体制の強化を図る。

第5 液状化災害対策

市は、県のホームページで公表されている液状化危険度を示すマップを紹介する等、液状化について住民に周知する。

また、市及び各施設の管理者等は、地盤の液状化による道路施設、公共・公益施設等の機能障害を最小限にするため、施設の設置にあたっては、当該地盤の特性を考慮して、地盤改良、基礎杭の打設等により被害を防止する対策を適切に実施する。

第2節 火災の予防対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 出火予防対策	建設課、消防総務課	
第2 消防力の強化	消防総務課	
第3 初期消火体制の確立	危機管理室、消防総務課	上野原市消防団

第1 出火予防対策

1 建築同意制度の効果的活用

市は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に基づく建築確認申請及び消防法（昭和23年法律第186号）第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築物の新築、増築等の段階で防火防災の観点から安全性を確保する。

2 家庭に対する防火の周知

市は、広報紙等を通じて、住民に消火器具、消火用水及び防火思想の普及、住宅用火災警報器の設置促進等について周知する。

また、地域で開催する防災訓練への参加促進を図るとともに、訓練等を通じて、火災発生時の初期消火活動の習熟を図る。

3 防火対象物の防火体制の推進

市は、消防法に規定する防火対象物について、防火管理者を必ず選任させるよう指導する。

また、防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等についての指導及び予防査察を行う。

4 危険物等の保安確保の指導

市は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施する。

また、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

なお、火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても、同様の措置を講ずる。

第2 消防力の強化

1 消防力の整備

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、国庫補助制度、防災対策事業等を活用して、計画的に消防車両、資機材及び防火水槽の整備に努める。

2 消防団の強化

(1) 消防団の強化

市は、地域防災力の要として重要な役割を担う消防団の強化を図るため、消防団員の募集、資機材等の整備を行う。

また、消防団員サポート事業、消防団協力事業所表示制度等を通じて、消防団員の加入及び活動への理解を促進するよう努める。

(2) 消防団の活動体制の整備

市は、消防団の活動体制として、「大規模地震発生時における消防団及び団員の行動指針」を定めており、研修、訓練等を通じて、この指針の習熟を図る。

3 消防職員の教育訓練

市は、訓練等を通じて、救急救助技術等の専門的技術の向上を図る。

また、消防職員の救急救命士資格の計画的取得を図る。

第3 初期消火体制の確立

市及び消防団は、消火訓練、講習会等を通じて、自主防災組織の初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに、初期消火体制の確立を図る。

また、家庭を対象として消火器具の使用法、初期消火の具体的方法等について、広報紙等で周知する。

第3節 生活関連施設の安全対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 上水道施設の安全対策	生活環境課	東部地域広域水道企業団
第2 下水道施設の安全対策	生活環境課	
第3 電気施設の安全対策		東京電力パワーグリッド(株)
第4 ガス施設の安全対策		日本瓦斯(株)
第5 液化石油ガスの安全対策		(一社)山梨県LPガス協会
第6 通信施設の安全対策		東日本電信電話(株)
第7 鉄道施設の安全対策		東日本旅客鉄道(株)

第1 上水道施設の安全対策

市及び東部地域広域水道企業団は、水道水の安全供給及び二次災害の防止のため、次のとおり水道施設の整備を図る。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 水道水の確保 | (2) 送・配水管の新設、改良 |
| (3) 配水系統の相互連絡 | (4) 電力設備の確保 |
| (5) 復旧工事用資機材の整備 | (6) 応急給水用機材の備蓄 |
| (7) 給水計画の策定 | |

第2 下水道施設の安全対策

市は、下水道施設の耐震化を図るとともに、排水及び処理機能を確保し、防災機能の向上を図るため、次のとおり下水道施設の整備を図る。

1 耐震性の確保等

幹線管渠について、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、可とう性継手の使用により耐震性の向上を図る。

2 施設の維持管理

点検等による危険箇所の早期発見と改善を行い、施設の機能保持を図る。

第3 電気施設の安全対策

東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止し、被害発生時の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施する。

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 電力供給施設の耐震性確保 | (2) 防災資機材及び緊急用資材の整備 |
| (3) 要員の確保 | |

第4 ガス施設の安全対策

日本瓦斯(株)は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するため、次の予防対策を実施する。

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 施設・設備の安全確保 | (2) 災害発生時の留意事項の広報の徹底 |
| (3) 要員の確保 | |

第5 液化石油ガスの安全対策

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するため、次の予防対策を実施する。

- | | |
|----------------|------------------------|
| (1) 施設・設備の安全確保 | (2) 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備 |
| (3) 消費先の安全確保 | (4) 要員の確保 |

第6 通信施設の安全対策

東日本電信電話（株）山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施する。

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 施設・設備の安全確保 | (2) 通信途絶防止対策 |
| (3) 通信の輻輳対策 | (4) 応急復旧用資機材の配備 |
| (5) 要員の確保 | |

第7 鉄道施設の安全対策

東日本旅客鉄道（株）は、地震発生時における旅客の安全と円滑な避難、誘導及び輸送を図るため、次の予防対策を実施する。

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 施設・設備の安全確保 | (2) 防災資機材の整備 |
| (3) 要員の確保 | |

第4節 防災拠点施設等の整備

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 防災拠点施設の整備	財政経営課、各施設所管課	
第2 避難場所等の整備	危機管理室、財政経営課、福祉課、長寿介護課、学校教育課、社会教育課	
第3 食料等備蓄品の整備	危機管理室	
第4 情報通信設備の整備	危機管理室、消防総務課	

第1 防災拠点施設の整備

市は、市役所、支所、出張所等、防災拠点となる施設の機能を確保するため、通信機器、非常用発電機等の整備、燃料等の備蓄を行う。

第2 避難場所等の整備

1 避難場所等の指定

市は、災害対策基本法、同施行令等に定める基準等に基づき、緊急避難場所及び避難所を指定し、ハザードマップ、ホームページ等で住民に周知する。

種別	内容
指定緊急避難場所	居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所で、異常現象の種類ごとに指定する。
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設

2 福祉避難所等の指定

(1) 福祉避難所の確保

市は、避難場所等での滞在が困難な要配慮者を受け入れるため、公共施設を福祉避難所に指定する。

また、社会福祉法人等と災害時の要配慮者の受入れに関する協定を締結し、福祉避難所を確保する。

(2) 福祉避難室の指定

市は、一時的な避難に際し、要配慮者を受け入れる福祉避難室スペースを緊急避難場所内に指定する。

3 避難場所等の整備

市は、次のとおり避難場所等の整備等を行う。

整備にあたっては、防災、施設所管、財政等の関係する市各部署の情報連携を図り、政策を決定して行う。

(1) 耐震性の確保

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所の耐震診断等を実施し、耐震性の確保を図る。

特に、体育館等においては、天井、照明器具、ガラス窓等の二次構造部材の耐震性を確保する。

(2) 備蓄の推進

市は、指定した施設に備蓄倉庫を設置し、食料、飲料水、間仕切り、組立式簡易ベッド、仮設トイレ等の資機材を備蓄する。

(3) 誘導標識等の整備

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所の誘導標識を設置する。その場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、対応する災害の種別を明示する。

第3 食料等備蓄品の整備

1 行政の備蓄

市は、家庭内備蓄を補完するため、備蓄目標を定め食料等の計画的な備蓄を行う。備蓄目標は、次のとおりである。

$$\text{食料の備蓄目標量} = 2.3 \text{ 万人}^{*1} \times 7.5\%^{*2} \times 6 \text{ 食}^{*3} = 10,350 \text{ 食}$$

※1：市の人口（令和2年度国勢調査人口数）

※2：東日本大震災で震度6以上を記録した宮城県内陸部の市町村における避難所生活者の割合

※3：1日2食×3日

2 家庭内備蓄の促進

市は、家庭及び事業所において、「自助」として災害時に必要とする飲料水、食料等を備蓄するよう啓発する。

家庭に対しては、最低3日分、推奨1週間分の備蓄、ローリングストック方式[※]による備蓄方法等について啓発する。

事業所（学校も含む。）に対しては、従業員、児童・生徒の3日分を備蓄するよう啓発する。

また、飲料水及び食料の他、断水等によりトイレが使用不能になった場合を想定し、携帯トイレ等を備蓄するよう啓発する。

※ローリングストック方式

普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法

第4 情報通信設備の整備

1 無線等の整備

市は、市の防災拠点、避難場所、関係機関等との相互通信が可能な無線、衛星携帯電話等の整備を図る。

2 その他の手段の確保

市は、行政防災うえのはらメールへの登録促進及び上野原市防災ツイッターの活用について広報する。

第1章 災害予防計画

第4節 防災拠点施設等の整備

3 消防無線の整備

市は、消防本部・署、桐原出張所及び秋山出張所に消防救急無線、消防団及び各分団事務局に簡易型デジタル無線、その他災害情報メールを整備している。これらの連絡網が機能するよう電源喪失対策等の対応を行う。

4 緊急通報システムの周知

山梨県東部消防指令センターでは、119番通報の利用が困難な聴覚・言語が不自由な方のために、Net119、メール119及びFAX119による、言語によらない緊急通報受信体制を確保している。

市は、該当者に当該システムの周知を図り、登録を促進する。

第5節 応急活動体制の整備

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 市の活動体制の整備	危機管理室	
第2 広域応援体制の整備	危機管理室	
第3 物資等確保	危機管理室、産業振興課	
第4 災害医療体制の整備	危機管理室、子育て保健課	
第5 ボランティア活動体制の整備	危機管理室、福祉課	上野原市社会福祉協議会
第6 帰宅困難者対策	危機管理室、産業振興課	事業者等

第1 市の活動体制の整備

1 災害対策本部組織の見直し

市は、市組織の改編等に合わせて災害対策本部組織及び事務分掌等を見直す。
また、災害対策業務の詳細を定めた行動計画について、見直しを行う。

2 業務継続計画の見直し

市は、業務の優先度及び体制等を定めた業務継続計画（BCP）について、地域防災計画及び行動計画と合わせて見直しを行う。

第2 広域応援体制の整備

市は、全国の自治体との相互応援協力に関する協定を締結し、要員及び資機材の提供、広域避難における避難者の受入れ等について協力体制を構築する。

また、応援者を受け入れるために、受入担当の明確化、要請の手順、ルール等を明確にした災害時受援応援計画の策定を検討する。

第3 物資等確保

1 物資の確保体制の整備

市は、事業者・各種団体等との協定を締結し、食料及び生活必需品の確保体制を整備する。

2 物資受入体制の整備

市は、災害時の救援物資の受入れ及び搬送を的確に行うため、応援協定を締結した物流事業者とその運用について検討する。

第4 災害医療体制の整備

1 災害時医療体制の確保

市は、医療救護所の設置、医療救護班の編成等の災害医療体制について、北都留医師会、上野原市歯科医師会、上野原地区薬剤師会及び上野原市立病院と連携した対応を検討する。

第1章 災害予防計画

第5節 応急活動体制の整備

2 医薬品等の備蓄

市は、災害時の応急医療救護に必要な医薬品・衛生材料等について、備蓄を行う。

また、上野原地区薬剤師会、医薬品販売事業者等との協定締結等により、必要な医薬品等の確保体制を整備する。

第5 ボランティア活動体制の整備

1 ボランティア受入体制の整備

市は、上野原市社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの受入れ、活動環境の整備等について検討する。

また、災害ボランティアセンターの設置、運営訓練等を通じて協力体制を構築する。

2 人材の育成

市及び上野原市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会等が開催するフォーラム等に参加し、コーディネーター等の人材を育成する。

第6 帰宅困難者対策

市、事業所等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則、安否確認手段等について啓発を行う。

第6節 地域防災力の向上

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 防災知識の普及啓発	危機管理室、子育て保健課、学校教育課、社会教育課	防災関係機関
第2 自主防災活動の促進	危機管理室	自主防災組織
第3 防災訓練の実施	危機管理室	自主防災組織
第4 事業所の防災活動の促進	危機管理室	事業所等

第1 防災知識の普及啓発

1 防災知識の普及事項

防災知識の普及事項は、主に次のとおりである。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 風水害に関する基礎知識
- (3) 土砂災害等の危険箇所
- (4) 災害事例
- (5) 被害想定
- (6) 現行の防災体制
- (7) 避難場所・避難方法
- (8) 平常時の心得
- (9) 災害に備えて用意しておくもの・防災用品
- (10) 災害発生時の心得
- (11) 人命救助の方法
- (12) 消火方法
- (13) 南海トラフ地震に関連する情報に関する知識
- (14) 高齢者、障がい者、乳幼児等、災害時要配慮者への配慮、支援
- (15) 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

2 住民に対する防災知識の普及啓発

市は、次の方法で住民に対し防災知識の普及啓発を行う。

- (1) 広報うえのはら
- (2) ハザードマップ、パンフレット等の配布
- (3) 講演会、シンポジウム等の開催
- (4) 地域防災リーダーによる指導
- (5) 生涯学習講座

3 幼児、児童、生徒等に対する防災教育

市は、幼児、児童、生徒等に対し学校教育等を通じ、防災に関する教育及び訓練を実施する。

4 職員に対する防災教育

市及び各防災関係機関は、それぞれの職員の災害発生時の対策に万全を期するため、必要な防災教育を実施する。

- | |
|-------------------------|
| (1) 講習会、研修会等の実施 |
| (2) 災害活動の手引等の作成及び配布 |
| (3) 訓練を通じた災害応急対策活動内容の普及 |

第2 自主防災活動の促進

1 基本方針

市は、地域の人たちが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識が養えるよう、各区を単位として、地域の防災活動の中心的な役割を果たす自主防災組織の育成・指導を推進する。

また、自主防災組織は、地域及び社会の特性とともに男女共同参画の考え方及び多様な主体の視点を反映できるよう、必要な体制を確立する。

2 自主防災組織の育成・指導

市は、自主防災組織の育成を図るため、地域防災活動の推進を図り、各区を単位とした自主防災組織の育成を推進する。

また、上野原市地域防災リーダー養成講習を実施し、防災に対する知識・技術を身につけ、防災知識の普及、自主防災組織の指導等を行う地域防災リーダーを育成する。

その際、女性の参画の推進及び女性リーダーの育成に努める。

3 人材の育成

市は、上野原市地域防災リーダー養成講習を受講した者の中から、推薦によって県が主催する「甲斐の国・防災リーダー養成講座」を受講させ、防災士の資格取得を支援する。

4 地区防災計画の作成

地区防災計画は、災害対策基本法に基づき、一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が、自分たちの地域の人命、財産を守るために共同して行う防災訓練、物資及び資材の備蓄、地区居住者等の相互支援等の自発的な防災活動について定めた計画である。

市は、自主防災組織等に対し地区防災計画の作成支援を行うとともに、地区居住者等から当該計画の提案を受けた場合で、防災会議において必要と認めるときは、地域防災計画に位置付ける。

5 自主防災組織の活動

自主防災組織は、日頃から、地域内の危険箇所、避難経路、要配慮者等の状況等を把握し、地区の防災に係る方針の策定、防災マップの確認、防災活動用資機材の整備及び点検に努める。

平常時の活動は、おおむね次のとおりである。

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 防災知識の普及 | (2) 防災活動用資機材の整備・点検 |
| (3) 防災訓練の実施（図上訓練含む） | (4) 情報の受伝達体制の確立 |
| (5) 地域の危険箇所、避難経路等の確認 | (6) 地域の要配慮者の把握 |
| (7) 防災マップの配布・確認 | (8) 地区防災計画の策定 |

第3 防災訓練の実施

1 総合防災訓練の実施

市は、大規模災害を想定し、住民、自主防災組織、事業所、市、防災関係機関が参加した総合防災訓練を行う。

2 地域の訓練

自主防災組織は、避難、消火、救出救護、搬送等について、地域の住民等が参加する訓練を行う。

市は、訓練の指導、資機材の貸出し等を行う。

第4 事業所の防災活動の促進

事業所等及び各工業団地の管理者等は、自衛消防組織等を組織し、防災計画、避難計画、帰宅困難者対策等の作成、防災訓練等を行う。

事業所における自主防災活動は、次のとおりである。

(1) 防災訓練の実施	(2) 火災その他災害予防対策
(3) 従業員等の防災教育	(4) 情報の収集、伝達体制の確立
(5) 事業継続計画（BCP）の策定	(6) 災害時行動マニュアルの作成
(7) 施設及び設備の耐震性の確保	(8) 帰宅困難者対策
(9) 飲料水、食料及び生活必需品の備蓄	(10) 救出及び応急救護方法の習得

市は、事業所等にさまざまな機会を捉え、防災の必要性及び地域コミュニティの一員として、地域の防災活動に参加するよう働きかける。

また、事業所等は、災害時に地域社会の一員として市民及び自主防災組織との連携に務めるとともに、市が行う防災対策に協力するよう努める。

第7節 要配慮者対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 避難行動要支援者の支援体制の構築	福祉課、長寿介護課	
第2 社会福祉施設の防災対策	危機管理室、福祉課、長寿介護課	社会福祉施設
第3 外国人及び滞留旅客対策	危機管理室、産業振興課	東日本旅客鉄道（株）

第1 避難行動要支援者の支援体制の構築

1 避難行動要支援者名簿の整備

市は、「災害時要援護者避難支援計画」（全体計画）に基づき、避難行動要支援者の名簿を作成する。名簿作成に係る事項は、次のとおりである。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次の要件に該当する者とする。

- | |
|-------------------------------------|
| ア 介護保険の「要介護認定3以上の者」で、在宅で生活する方 |
| イ 身体障がい者障がい程度等等級表の級別「1級及び2級」の方 |
| ウ 療育手帳判定基準の障がい程度「最重度（A1）及び重度（A2）」の方 |
| エ 精神障がい者保健福祉手帳の障がい等級「1級」の方 |
| オ 75歳以上の一人暮らし高齢者 |
| カ ア～オ以外で支援を必要とする方 |

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、次の事項を記載する。

個人情報は、市の関係部局で把握する個人情報のデータ及び登録申請書の情報を利用する。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ア 氏名 | イ 生年月日 |
| ウ 性別 | エ 住所又は居所 |
| オ 電話番号その他連絡先 | カ 避難支援等を必要とする事由 等 |

(3) 名簿の更新に関する事項

名簿は、原則として、毎年定期的に更新する。

(4) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次の者とする。

- | | | |
|------------|----------|-------------|
| ア 消防団 | イ 上野原警察署 | ウ 民生委員 |
| エ 市社会福祉協議会 | オ 区長 | カ 自主防災組織（区） |

(5) 情報漏えいの防止

市は、避難支援等関係者に守秘義務を説明し、名簿を施錠可能な場所に保管し、別の地区への提供をしないよう指導する。

(6) 情報の伝達の配慮

情報は、電子メール、戸別訪問等により行い、的確に伝達する。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援者の安全を確保するため、支援できない可能性もあること等を避難行動要支援者等に理解してもらうように努める。

2 個別避難計画の作成

市は、地域特性、個人の実情を踏まえ、民生委員等と連携して避難行動要支援者の具体的な避難方法等について、個別避難計画を作成するよう努める。

第2 社会福祉施設の防災対策

1 要配慮者利用施設の避難確保

市は、土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設について、本計画にその名称及び所在地を定める。

本計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。

市は、計画作成等に関する助言等、必要な支援を実施する。

2 社会福祉施設の防災対策

社会福祉施設の管理者等は、入所者等の安全を確保するため、施設の安全対策、避難計画の作成、食料・資機材等の備蓄、訓練の実施等の防災対策を行う。

第3 外国人及び滞留旅客対策

1 外国人対策

市は、災害の知識、防災行動等について、外国語に翻訳した資料を作成し市役所窓口等での配布、ホームページへの掲載等により、居住外国人への周知を図る。

また、語学ボランティアの登録等、災害時に確保できる体制を整備する。

2 滞留旅客対策

市は、関係機関、事業所等と連携して、災害発生時の滞留旅客の現状を把握し、各種情報の提供、滞留旅客の保護ができるよう避難場所の設置等の対策を実施する。

また、市及び東日本旅客鉄道（株）は、「大規模地震時における鉄道旅客避難誘導等に関する確認書」に基づき、避難対策のため情報連絡及び運用について協議する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

第1 配備体制

1 配備体制

市の配備体制は、次のとおりである。

種別	配備基準	内容	配備体制
警戒配備	1 市内で震度4の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。	危機管理担当が情報収集を行う体制	・危機管理室
第一配備 （災害警戒本部）	1 市内で震度5弱の地震が発生したとき。 2 市長が必要と認めたとき。	危機管理担当による情報収集、施設管理担当が点検等を行う体制	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理室職員 ・財政経営課管財担当 ・市民課窓口担当 ・生活環境課簡易水道担当、下水道担当、クリーンセンター担当、生活環境担当 ・福祉課福祉総務担当 ・子育て保健課子育て支援担当 ・長寿介護課地域包括支援担当 ・産業振興課農林整備担当、商工観光担当、農村地域づくり担当 ・建設課道路河川担当、都市計画担当 ・学校教育課教育総務担当、学校教育担当 ・社会教育課社会教育担当、図書館担当、自然の里担当
第二配備 （災害対策本部）	1 市内で震度5強の地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたとき。 3 地震による小規模な被害が発生したとき。 4 市長が必要と認めたとき。	各部各課が必要な人員を動員し、災害対策本部を設置して災害対策を実施する体制	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダー以上 ・支所・出張所職員 ・その他の人員（各部各課で定める。）
第三配備 （災害対策本部）	1 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 市長が必要と認めたとき。	災害対策本部を設置し、災害対策を実施する体制	全職員（会計年度任用（月給）職員を含む。）

2 配備の決定

配備の決定は、震度による自動配備を基本とする。その他は市長が決定する。

第2 職員の動員

1 参集方法

(1) 勤務時間内

勤務時間内は、危機管理室から SNS、庁内放送、電話等により配備体制の伝達を行う。

配備体制の伝達を受けた所属長は、各所属職員の参集を指示する。

(2) 勤務時間外

勤務時間外に地震を感じた場合は、山梨県災害情報メール配信、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報での震度による自動参集とする。

2 参集体制

(1) 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各職員の勤務場所とする。

また、支所・出張所には支所・出張所職員が参集する。

ただし、災害の状況により、勤務場所への出勤が困難な場合は、近隣の支所・出張所へ参集する。

(2) 参集準備

職員は、災害対策活動に支障のない作業服等を着用し、食料、飲料水、着替えを持参する等、準備を整えて参集する。

3 動員名簿の作成

災害時の職員の安否・参集状況は、各参集場所において名簿を作成し、調整班へ報告する。

第3 災害対策本部等の設置、運営

1 災害対策本部の設置等

(1) 設置基準

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

- | |
|---------------------------------------|
| ア 市内で震度5強以上の地震が発生したとき。 |
| イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたとき。 |
| ウ 小規模な被害が発生したとき。 |
| エ 市長が必要と認めたとき。 |

(2) 廃止の基準

市長は、災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認められるときは、本部を廃止する。

(3) 設置又は廃止の通知

本部を設置又は廃止したときは、県、上野原警察署、報道機関に通知する。

(4) 本部の設置場所

本部は、上野原市役所災害対策本部室に設置する。

ただし、市役所が被災した場合は、総合福祉センターふじみ2階会議室又は消防本部2階会議室に設置する。

2 本部の運営

(1) 指揮

本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

市長が指揮監督をできない場合は、上野原市災害対策本部活動要領の定めにより、次の順により本部長の職務を代理する。

第1位 副市長	第2位 教育長	第3位 消防長
---------	---------	---------

(2) 本部員会議

被害状況の分析及び災害応急対策の基本方針その他災害に関する重要事項を協議するため、本部員会議を開催する。本部員会議は、本部長、副本部長、本部付及び本部員で構成する。

本部員会議における主な協議事項は、次のとおりである。

ア 初期応急対策方針の決定に関すること。 イ 市本部の配備体制の決定・切り替えに関すること。 ウ 県、他市町村等への応援要請に関すること。 エ 自衛隊の災害派遣要請の要求に関すること。 オ 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。 カ 市本部の廃止に関すること。 キ その他災害対策の重要事項に関すること。
--

(3) 関係機関連絡室の設置

本部長は、必要に応じて、関係機関連絡室を設置し関係機関に連絡員の派遣を求める。

(4) 現地災害対策本部の設置

本部長は、現地での指揮、調整等が特に必要と判断した場合は、上野原市災害対策本部条例に基づき、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

現地本部は、被災地に近い支所・出張所、公民館等公共施設を利用して設置する。

また、本部長は、現地本部長及び現地本部員を指名する。

3 職員の配置

職員の配置は、災害対策本部組織及び事務分掌による。

ただし、災害対策の状況に応じて、本部員会議で配置を調整する。

4 本部機能等の維持

(1) 庁舎機能

本部長は、市役所等の施設機能を点検し、非常電源用の燃料確保、仮設トイレの設置等により庁舎機能を維持する。

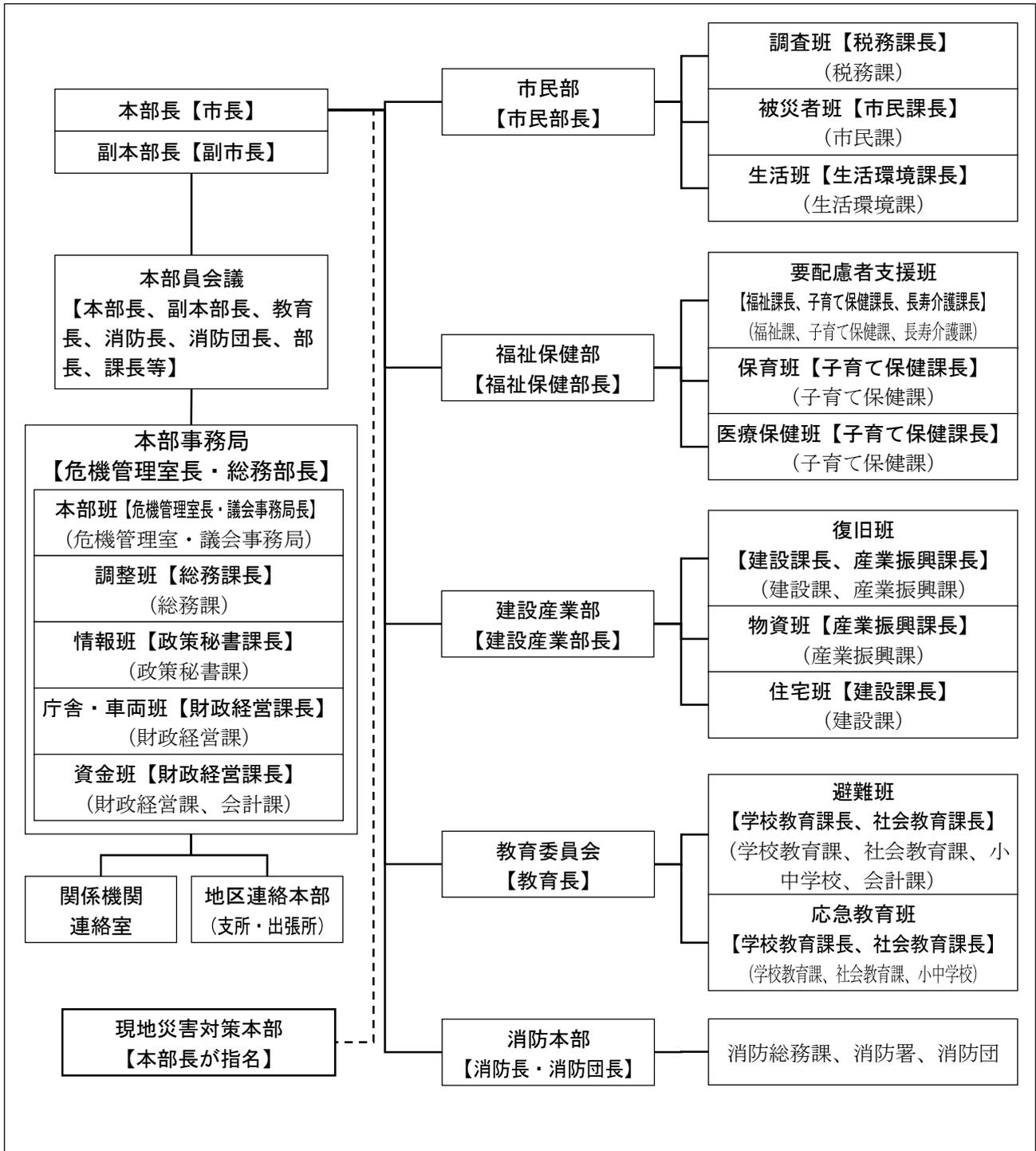
(2) 災害対策要員の活動支援

本部長は、災害対策要員の仮眠・休憩場所の確保、食料・飲料水・資機材等の供給を行う。

5 災害対策本部の廃止後の関連業務

本部廃止後に引き続き災害対応が必要な場合は、災害対策本部組織及び事務分掌表に基づき、関連する業務を所掌する担当課の職員で、災害対策班を組織して対応に当たる。

災害対策本部組織図



災害対策本部事務分掌

※初動対応事務：勤務時間外に参集した職員で優先して対応する業務
各部の参集職員で最上位者が指揮する。

本部事務局（局長：危機管理室長、次長：総務部長）

班（班長）	担当	事務分掌	初動対応事務※
本部班 （危機管理室長、議会事務局長）	危機管理室 議会事務局	1 地震・気象・原子力災害等の情報収集、警報等の伝達に関する事。 2 災害対策本部の設置・運営、本部指令の伝達、災害対策の総合調整に関する事。 3 国・県への要請、自衛隊の災害派遣要請等に関する事。 4 避難指示等の発令に関する事。 5 議会との連絡調整に関する事。	1 県への報告、要請等 2 外部機関（警察等）との連絡調整 3 被害情報の収集、集約 4 通報等の受信
調整班 （総務課長）	総務課	1 職員の配置に関する事。 2 災害対策要員の活動支援に関する事。 3 受援に関する事。 4 防災無線の通信統制に関する事。 5 庁内基幹情報システム、ネットワークの維持、復旧に関する事。 6 各班の帳簿（災害救助法様式等）のとりまとめに関する事。 7 外部機関との連絡調整に関する事。	5 庁舎の点検、機能維持 6 本部長、副本部長との連絡
情報班 （政策秘書課長）	政策秘書課	1 本部長の秘書に関する事。 2 災害視察等の対応に関する事。 3 広報活動、報道機関との連絡調整に関する事。 4 通報等の受信に関する事。 5 各部等からの情報収集、集約に関する事。 6 災害復興計画の策定に関する事。	
庁舎・車両班 （財政経営課長）	財政経営課	1 庁舎の機能維持に関する事。 2 災害対策車両の調達・管理に関する事。 3 燃料等の調達、供給に関する事。	
資金班 （財政経営課長）	財政経営課 会計課	1 災害対策関係予算に関する事。 2 義援金、寄附金の受付・保管・配分に関する事。	

市民部（部長：市民部長）

班（班長）	担当	事務分掌	初動対応事務
調査班 （税務課長）	税務課	1 被害状況調査に関する事。 2 被害家屋認定調査及び罹災証明に関する事。	1 被害発生状況調査（現地巡回）
被災者班 （市民課長）	市民課	1 被災者台帳の作成及び住民の安否情報の総括に関する事。 2 遺体の安置、埋火葬に関する事。 3 災害相談窓口の設置、運営に関する事。 4 支所・出張所管内の各種情報の収集及び集約に関する事。 5 支所・出張所管内への広報に関する事。	2 断水状況の把握 3 応急給水の準備 4 下水道施設の被害調査
生活班 （生活環境課長）	生活環境課	1 応急給水に関する事。 2 簡易水道、上下水道施設の被害調査、応急対策・復旧に関する事。 3 仮設トイレ・マンホールトイレ等の調達・配置、し尿の収集・処理に関する事。 4 災害廃棄物の収集・仮置き・処理に関する事。 5 ペット対策に関する事。 6 防疫（消毒）に関する事。 7 環境保全に関する事。	5 支所、出張所管内の情報収集

福祉保健部（部長：福祉保健部長）

班（班長）	担当	事務分掌	初動対応事務
要配慮者支援班 （福祉課長、子育て保健課長、長寿介護課長）	福祉課 子育て保健課 長寿介護課	1 要配慮者の支援に関する事。 2 避難所の福祉避難室、福祉避難所に関する事。 3 災害ボランティアセンターの運営支援、連絡調整に関する事。 4 災害見舞金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金等の支給に関する事。	1 避難行動要支援者（在宅避難病患者等）の安否確認 2 福祉避難所の確保 3 傷病者の発生状況の把握
保育班 （子育て保健課長）	子育て保健課	1 応急保育に関する事。	4 傷病者受入れ等の準備（市立病院、医師会等との連絡調整）
医療保健班 （子育て保健課長）	子育て保健課	1 救護・医療に関する事。 2 防疫（感染症予防等）に関する事。 3 （災害拠点病院としての）医療及び助産活動に関する事。	

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

建設産業部（部長：建設産業部長）

班（班長）	担当	事務分掌	初動対応事務
復旧班 （建設課長、 産業振興課長）	建設課 産業振興課 （農林整備 担当）	1 農業用水路、山地災害危険地区等の警戒、二次災害防止に関する事 2 道路・通行の安全及び緊急輸送道路の確保に関する事 3 道路、河川、林道、農道、農地等の被害調査、応急対策・復旧に関する事 4 土砂災害警戒区域等の警戒、応急対策に関する事	1 被害発生状況の調査（現地巡回） 2 食料、生活必需品の調達準備
物資班 （産業振興課長）	産業振興課	1 食品・生活必需品の調達、避難所等への供給に関する事 2 物資の受付、仕分け及び配送の調整に関する事 3 炊き出し等の協力に関する事 4 農林業者・中小企業者の再建支援に関する事 5 帰宅困難者、滞留旅客の避難及び帰宅等の支援に関する事	
住宅班 （建設課長）	建設課	1 建築物及び宅地の応急危険度判定に関する事 2 被災家屋の修理・住居障害物の除去、応急仮設住宅の確保・建設・管理に関する事	

教育委員会（部長：教育長）

班（班長）	担当	事務分掌	初動対応事務
避難班 （学校教育課長、 社会教育課長）	学校教育課 社会教育課 会計課	1 避難所開設状況の把握・避難所情報の集約に関する事	1 避難所の開設 2 避難者の状況把握
応急教育班 （学校教育課長、 社会教育課長）	学校教育課 社会教育課	1 応急教育、被災児童・生徒の調査及び学用品の調達に関する事 2 文化財等の被害調査、応急対策に関する事	

消防本部（部長：消防長）、消防団（消防団長）

担当	事務分掌	初動対応事務
消防総務課 消防署 消防団	1 火災、救急、救助、水防活動、その他消防活動に関する事 2 危険物対策に関する事 3 火災調査に関する事	1 消火、救急、救助

各部局及び各班共通の事務

各班共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に必要な情報の収集・伝達及び記録・保管に関すること。 2 所掌事務に必要な資機材の調達に関すること。 3 所掌事務に関係する機関・団体との連絡調整及び応援に関すること。 4 所掌事務に関係する帳簿（災害救助法事務等）の作成に関すること。 5 所掌事務に関する住民からの問合せ及び相談への対応に関すること（災害相談総合窓口への対応スタッフの派遣含む。）。 6 所管施設の保全及び利用者の安全確保に関すること。 7 所管施設の被害調査、応急対策・復旧に関すること。 8 所管施設に災害対策拠点（避難所、救護所、福祉避難室、物資集積拠点、臨時ヘリポート等）が設置される場合の設置・運営の協力に関すること。 9 本部長の特命事項に関すること。 10 所掌事務に関係する専門ボランティアとの調整に関すること。 11 避難が長期化した場合の避難所管理の協力（管理職員の派遣）に関すること。 12 所属部局内の他班業務への協力、支援に関すること。
本部連絡員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の情報収集と集約に関すること。 2 部内への指令等の伝達に関すること。 3 部内の総合調整に関すること。 4 部内の所掌事務の進捗管理に関すること。 5 本部事務局との調整に関すること。 6 本部事務局（情報班）への報告に関すること。

第2節 情報の収集伝達・広報

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 通信手段の確保	本部班、調整班	
第2 情報の収集・伝達	本部班、情報班、調査班、被災者班、復旧班	
第3 災害報告	本部班、消防本部	
第4 広報・広聴	情報班、被災者班	

第1 通信手段の確保

1 通信手段

市は、次の手段を利用して通信を行う。

手段	内容
災害時優先電話	災害時優先電話として登録されている電話（優先発信が可能）を活用し、関係機関との連絡を行う。
市防災行政無線	市役所（親局）から屋外拡声局（子局）への一斉放送により住民等に情報を伝達する。
携帯型 IP 無線機	市役所と支所・出張所、総合福祉センターふじみ、現場等との連絡を行う。
衛星携帯電話	市役所と支所・出張所との連絡を行う。
消防救急無線	上野原市消防本部・署、桐原出張所、秋山出張所に設置されている。
簡易型デジタル無線	消防団及び各分団事務局に設置されている。
アマチュア無線	市役所設置のアマチュア無線局と協定を締結したアマチュアクラブの無線局とで通信する。
県防災行政無線（地上回線、衛星回線）	音声、ファクシミリにより県、市町村及び防災関係機関と通信する。
県総合防災情報システム	市町村、県をネットワークで結び、リアルタイムで災害情報を共有する。
全国瞬時警報システム（Jアラート）	全国瞬時警報システム（Jアラート）により、市に伝達された警報等が自動起動により、防災行政無線にて放送される。
災害情報共有システム（Lアラート）	災害情報共有システム（Lアラート）により、市等が発した情報を集約し、テレビ、ネット等の多様なメディアを通して住民に災害情報が一括配信される。

2 通信手段が使用不能となった場合の措置

市は、通信手段が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、関東地方非常通信協議会の無線局（国土交通省、警察、通信事業者等）を利用し、通信の確保を図る。

第2 情報の収集・伝達

1 異常現象発見時の通報等

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報する。

市長は、できるだけその現象を確認し、甲府地方気象台、富士・東部地域県民センターその他当該事象に係る機関に通報する。

2 地震情報の収集・伝達

(1) 地震情報の収集

気象庁の発表する地震情報は、次のとおりである。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合、地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせ、地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本及び国外への津波の影響に関しても記述して発表

(2) 地震情報の伝達

市は、住民等に必要な地震情報等を防災行政無線、SNS等を用いて伝達する。

3 被害情報の収集

市は、次の方法で被害情報を収集する。

- (1) 復旧班による市域の巡回
- (2) 警察署及び消防本部からの情報
- (3) 支所、出張所等からの報告(各管内の住民からの通報)
- (4) アマチュア無線クラブからの報告
- (5) 住民からの市役所への通報
- (6) ドローンによる道路被害状況の調査 等

第3 災害報告

1 災害発生時の報告

(1) 県への報告

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂被害の発生状況等の情報について、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

(2) 消防庁への報告

市は、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合、又は通信の途絶等により県に報告が不可能なときには、直接、消防庁に報告する。

(3) 119番通報殺到時の報告

市（消防本部）は、地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部等に通報が殺到したときには、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

市は、当該状況を覚知した場合、県に報告する。

2 災害報告

市は、県の定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、県に災害報告を行う。

第4 広報・広聴

1 広報

(1) 広報手段

市は、次の手段を用いて住民等に対し広報活動を行う。

- | |
|-----------------|
| ア 防災行政無線 |
| イ 防災行政うえのはらメール |
| ウ SNS（防災ツイッター等） |
| エ 上野原市消防災害情報メール |
| オ 広報車 |
| カ 災害広報紙 |
| キ 避難所等での掲示 |

(2) 広報内容

広報内容は、概ね次のとおりである。

- | | |
|----------------|-------------------|
| ア 被害の状況 | イ 避難指示等に関する情報 |
| ウ 二次災害防止に関する情報 | エ ライフライン、交通に関する情報 |
| オ 被災者支援に関する情報 | |

2 報道機関への対応

(1) 広報の要請

市は、放送による広報が必要な場合、県を通じて、テレビ局、ラジオ局及び新聞社に広報を要請する。

(2) 報道発表

市は、市役所内に記者発表場所を設置し、報道機関に対し定期的に記者発表を行う。発表内容は、本部員会議に諮り本部長の承認を得る。

発表者は、次のとおりである。

第1位 本部長	第2位 副本部長	第3位 本部事務局長
---------	----------	------------

(3) 報道機関への要請

市は、報道機関に対し、取材活動において避難者等のプライバシー等に配慮をするよう要請する。

なお、避難所等における被災者への取材は、避難所運営委員会等が許可した者とする。

第3節 広域応援体制

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 県・国・市町村への応援要請	本部班	
第2 自衛隊への災害派遣要請	本部班	自衛隊
第3 消防の応援要請	消防本部	
第4 ヘリコプターの出動要請	本部班	
第5 受援体制	本部班、調整班	

第1 県・国・市町村への応援要請

1 知事に対する応援要請

市長は、市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条に基づき、知事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請する。

2 指定地方行政機関等への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、法令に基づき、知事に対し、次の職員の派遣、あっせんを求める。

内容	根拠法令
指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条
指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関、指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派遣あっせん	災害対策基本法第30条
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条17の規定による職員の派遣及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第124条第1項の規定による職員の派遣あっせん	災害対策基本法第30条

3 市町村への応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、協定に基づき他の市町村に応援を要請する。

市が締結している協定先は、次のとおりである。

山梨県市長会、中越大震災ネットワークおぢや加入団体（杉並区ほか72市町村）、相模原市、狛江市、廃棄物と環境を考える協議会（北茨城市ほか65市町村）

第2 自衛隊への災害派遣要請

1 災害派遣要請

(1) 派遣要請の要求

市長は、市の地域に係る災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊への災害派遣の要請を要求する。要求にあたっては、次の事項を明らかにした文書をもって行う。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話によ

ることができる。この場合においても、事後、速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び派遣を要する事由	イ 派遣を希望する期間
ウ 派遣を希望する区域及び活動内容	エ その他参考となるべき事項

(2) 部隊への直接通知

市長は、知事への派遣要請の要求ができない場合は、直接、防衛大臣、第1特科隊等の長に被害の状況等を通知する。市長は、この通知をした時は速やかにその旨を知事に通知する。

2 自衛隊の自主派遣

防衛大臣又はその指定する者は、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで部隊等を派遣する。

3 自衛隊の受入れ

(1) 受入場所等の指定

市は、次の場所を派遣部隊の受入場所等として指定する。

ア 東芝エレベータ（株）上野原事業所グラウンド
イ （学）帝京科学大学駐車場

(2) 連絡窓口の設定

市は、自衛隊との円滑、迅速な連絡がとれるよう災害対策本部の関係機関連絡室への連絡者の派遣を要請する。連絡担当は調整班とする。

(3) 他の機関との競合重複の排除

市は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、派遣部隊の長、警察、消防等と作業分担の調整を図る。

4 災害派遣の活動

災害派遣部隊の活動内容は、次のとおりである。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

5 災害派遣部隊等の撤収要請

市長は、派遣部隊等の長及び知事との協議により、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったと認められたときは、知事に対して撤収要請を要求する。

6 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担する。内容は、概ね次のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費 (2) 宿泊に必要な土地、建物の経費 (3) 宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等 (4) 救援活動実施の際に生じた損害の補償 (5) その他疑義のあるときは、市と自衛隊とで協議する。 |
|--|

第3 消防の応援要請

1 消防相互応援による要請

市は、市の消防力に対処困難な場合、山梨県消防相互応援協定により県内各消防本部に応援を要請する。

2 緊急消防援助隊等の要請

市は、1で対応できないと判断したときは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の3の規定に基づき、知事に対し消防庁長官への緊急消防援助隊の出動、広域航空応援等の要請を行う。

応援の受入れにあたっては、緊急消防援助隊山梨県受援計画に基づいて応援隊受入拠点等、必要な準備を行う。

応援隊受入拠点は、次のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ア 東芝エレベータ（株）上野原事業所グラウンド イ （学）帝京科学大学駐車場 |
|---|

3 消防活動への支援要請

市は、消火用水確保のため、協定に基づき山梨県郡内生コンクリート工業協同組合にミキサ車による協力を要請する。

第4 ヘリコプターの出動要請

1 県防災ヘリコプター

(1) 県への要請

市は、県消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断した場合は、速やかに県（消防防災航空隊）に対し出動を要請する。

なお、手続き等については、「山梨県消防防災ヘリコプター緊急運航マニュアル」による。

(2) 受入体制

市は、県に緊急運航を要請した場合、消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入体制を整える。

- ア 本部事務局への連絡窓口の設置
- イ ヘリコプター離着陸場の確保及び安全対策
- ウ 消火薬剤等の確保
- エ その他必要な事項

2 その他機関のヘリコプター

市は、県、災害派遣部隊の長等を通じて、ヘリコプターによる輸送を要請する。

3 ヘリコプター離着陸場の開設及び運用

市は、ヘリコプターを要請した場合、施設管理者に連絡し、離着陸場を確保する。

なお、ヘリコプターの離着陸の運用については、自衛隊等に要請する。

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| (1) ヒロ牧場 | (2) 秋山観光スポーツ広場 |
| (3) 秋山救急用ヘリポート | (4) 桂川新田地区近隣公園スポーツ広場 |
| (5) 桂川新田地区近隣公園多目的広場 | (6) 談合坂サービスエリア（上り） |
| (7) 沢松防災広場 | (8) 上野原中学校校庭 |
| (9) メイプルポイントゴルフクラブ管理棟ナセリ | |

第5 受援体制

1 受援の調整

(1) 受援の担当

応援の要請、応援側との調整、受入れ等の担当は、次のとおりである。

区分	担当
総合的な応援（国、県、協定自治体等）	本部班、調整班
専門的な応援（関係機関、団体等）	対策を担当する班
自衛隊	本部班
消防隊	消防本部

(2) 受援調整会議

市は、各部の代表者からなる受援調整会議を開催し、応援に関する部内調整、応援者の適正配置等を行う。

第2章 災害応急対策計画

第3節 広域応援体制

2 応援部隊との調整

市は、災害対策本部に關係機関連絡室を設置し、応援部隊の責任者等との調整を図る。

3 応援者への支援

応援者の宿泊場所、食料・資機材等については、原則として応援者側に確保を要請する。

市は、可能な範囲で応援者に車両の燃料、飲料水等の支援を行う。

第4節 消火・救助活動

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 消火活動	消防本部	上野原市消防団
第2 救助活動	消防本部	上野原市消防団

第1 消火活動

1 初期消火活動

住民、自主防災組織等は、地域での出火状況を確認し、可能な限り地域で協力して初期消火に努める。

2 消火活動

市は、消火活動を行う。延焼が拡大するおそれのある場合は、風下等の危険区域に対し避難を指示する。市の消防力に対応困難な場合は、協定等に基づく消防の応援を要請する。

消防団については、「大規模災害時における消防団及び団員の行動指針」に基づき活動する。

なお、消火活動の基本方針は、次のとおりである。

(1) 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行う。

(2) 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。

(3) 市街地火災の優先

工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動にあたる。

(4) 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(5) 避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行う。

第2 救助活動

1 初期救助活動

住民、消防団、自主防災組織等は、地域で住民の安否を確認し、閉じ込め者がいる場合は、可能な限り地域で協力して救出活動を行う。

また、負傷者等の応急手当を行うとともに、必要に応じて医療救護所、医療機関への搬送に努める。

2 救助活動

市は、連携して救助活動を行う。クレーン等の重機が必要な場合、市災害対策本部を通じて、協定に基づき全建総連山梨県建設組合連合会上野原支部等の事業者に要請する。

また、市で対応困難な場合は、協定等に基づく消防の応援、警察及び自衛隊の応援を要請する。なお、救助活動全体の指揮は、消防長がとる。

3 救急搬送

救急搬送は、救助した機関の車両等で行う。

市は、必要に応じて、県に県消防防災ヘリコプター、山梨県ドクターヘリコプター等を要請する。

第5節 交通・緊急輸送

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 交通対策	復旧班	上野原警察署
第2 緊急輸送	庁舎・車両班、復旧班	上野原警察署

第1 交通対策

1 通行規制

県公安委員会は、災害対策基本法第76条の規定により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限する。

2 道路の被害状況の把握

市は、市内を巡回し、道路の被害状況を調査する。

通行できない箇所を把握した場合は、上野原警察署及び富士・東部建設事務所に連絡する。

3 道路の応急復旧

(1) 道路の応急復旧

道路管理者は、被害状況、優先順位等を考慮し、応急復旧方針を定めて、道路の応急復旧を行う。

市は、市道の応急復旧について、上野原市建設業協力会に要請する。

(2) 放置車両の移動

道路管理者は、災害対策基本法第76条の6の規定により、市道における放置車両、立ち往生車両等により災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定し、運転者等に対し車両等の移動を命令する。

また、運転者等が不在の場合等にあつては、道路管理者自ら車両等の移動を行う。

4 自動車の運行措置

災害発生時における自動車の運行措置は、次のとおりである。

- (1) 避難のために車を使用しないこと。
- (2) できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること。
- (3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
- (4) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて、エンジンキーは付けたまま、ドアはロックしないこと。
- (5) 人の通行や緊急通行車両の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

第2 緊急輸送

1 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の確認

市は、市有車両について、緊急通行車両等事前届出証を県又は公安委員会（上野原警察署）に提出し、標章及び確認証明書の交付を受ける。

また、市の災害対策を行う関係機関、団体等は、災害対策の際に使用する車両について、緊急通行車両等確認申請書を県又は公安委員会に提出し、標章及び確認証明書の交付を受ける。

(2) 規制除外車両の確認

規制除外対象車両の使用者（医療機関、建設事業者等）は、災害対策に従事する規制除外車両について、同様の措置をとる。

2 緊急輸送路の確保

市内の緊急輸送路は、次のとおりである。

公安委員会、道路管理者は、第1のとおり、交通規制、道路の復旧等を行い、緊急輸送道路を確保する。

区分	道路種別	路線名	起終点
第一次緊急輸送道路	高速道路	中央自動車道	市内全線
	一般国道	国道20号	市内全線
第二次緊急輸送道路	主要地方道	上野原丹波山線	市内全線
		上野原あきる野線	国道20号交点～上野原丹波山線交点
		四日市場上野原線	市内全線

3 輸送車両等の確保

(1) 輸送車両の確保

市は、物資、人員等を輸送する必要がある場合は、（一社）山梨県トラック協会、バス会社、タクシー会社等に協力を要請する。

(2) 燃料の確保

市は、燃料供給事業者に燃料の供給を要請する。

第6節 災害警備

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 警備体制		上野原警察署
第2 災害警備活動		上野原警察署

第1 警備体制

警察は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は「山梨県警察災害警備計画」に基づき、本部長を長とする災害警備本部を設置して対応する。

第2 災害警備活動

1 警備活動

警察の警備活動は、概ね次のとおりである。

(1) 情報収集及び報告	(2) 救出・救助活動
(3) 避難誘導等	(4) 身元確認等
(5) 二次被害の防止	(6) 社会秩序の維持
(7) 緊急交通路の確保	(8) 被災者への情報伝達活動
(9) 報道対策	(10) 情報システムに関する措置
(11) 関係機関との相互連携	(12) 自発的支援の受入れ

2 災害復旧・復興

警察の災害復旧・復興時の活動は、概ね次のとおりである。

(1) 警察施設の復旧	(2) 暴力団排除活動の徹底
(3) 交通規制の実施	

第7節 避難対策

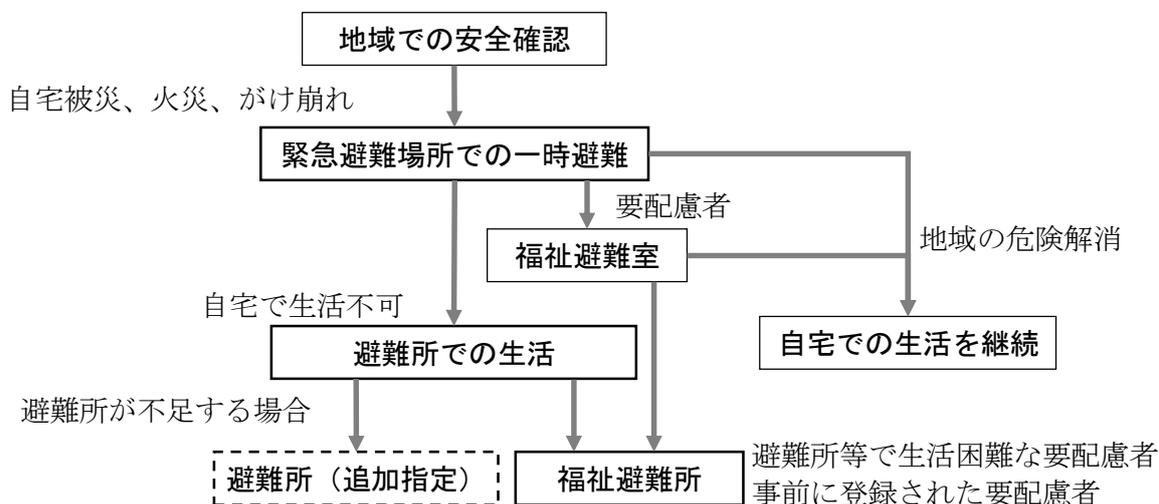
■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 避難の基本方針		
第2 避難指示等の発令等	本部班	
第3 緊急避難場所等の開設	避難班（避難所担当対策部）	
第4 避難所の運営	避難班（その他関係する班）	
第5 在宅等の避難者への対応	避難班、被災者班	
第6 警戒区域の設定	本部班	
第7 広域一時滞在	本部班	
第8 帰宅困難者対策	物資班	東日本旅客鉄道（株）
第9 防犯対策	被災者班	

第1 避難の基本方針

地震時における避難の基本方針は、次のとおりである。

- (1) 地域で互いの安全、避難行動要支援者の安否、地域の危険性を確認する。
- (2) 自宅の被災、延焼火災、がけ崩れにより危険な場合は、自主防災組織等の誘導により緊急避難場所に避難する。
- (3) 地域の危険が解消した場合は、自宅（耐震性確保）で生活する。
- (4) 自宅が被災し居住できない場合は、避難所で生活する。
- (5) 要配慮者は、避難場所等の福祉避難室、福祉避難所で生活する。



〈避難の基本方針〉

第2 避難指示等の発令等

1 避難指示等の発令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示を発令する。

(1) 避難指示等の発令権者

避難指示等の発令権者は、法令により次のとおり定められている。

発令権者	要件	根拠法令
市長	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項
知事	・災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項
警察官	・市長が避難のための立ち退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認められるとき。 ・市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。	警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき。	自衛隊法（昭和29年法律第165）第94条

(2) 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令基準は、概ね次のとおりである。

ア 火災が発生し、延焼の危険性があるとき。
イ 余震により、建物及び塀の倒壊のおそれがあるとき。
ウ 危険物等の流出、爆発、炎上等の災害が発生し、又は予想され、被害のおそれがあるとき。
エ がけ崩れが発生、又は発生するおそれがあるとき。

2 避難指示等の伝達

(1) 伝達方法

市は、次の方法で避難指示等を対象の住民等に伝達する。

ア 防災行政無線
イ 防災行政うえのはらメール
ウ SNS（防災ツイッター等）
エ 音声告知端末
オ 広報車による呼びかけ
カ 消防団による呼びかけ
キ Lアラートによるテレビ、ラジオ
ク 支援者による避難行動要支援者への個別の呼びかけ

(2) 避難指示等の内容

避難指示等の内容は、次のとおりである。

ア 避難対象地域	イ 避難先
ウ 避難指示等の理由	エ その他必要な事項

3 避難誘導

避難誘導は、自主防災組織、自治会等を主体に住民で行うこととする。

第3 緊急避難場所等の開設

1 緊急避難場所の開設

市は、一時的に避難する住民等のため、緊急避難場所（グラウンド、建物）を開設する。勤務時間内は、施設管理者が対応する。

2 避難所の開設

市は、住家が被災し居住が困難となった被災者に対し、生活の場として避難所を開設する。発災直後に避難所を開設する場合は、原則として、住民の自治による開設・運営を基本とする。市は、発災後、避難所に職員等を配置し、施設管理者と連携して初期の運営を支援する。また、市は、情報統括及び必要なニーズに対する支援（物資調達等）を行う。

第4 避難所の運営

1 避難所の運営

(1) 避難所運営委員会の立ち上げ

避難所の運営は、自主防災組織、自治会等の組織を母体とした避難者自らの運営を基本とする。市は、避難所開設当初に職員を配置し、避難所運営委員会の立ち上げを支援する。避難所運営委員会の主な役割は、次のとおりである。

- | | |
|---|------------------------|
| ア | 運営委員会の調整、外部との窓口 |
| イ | 避難者の名簿整理、入退所者の管理 |
| ウ | 情報の収集と発信 |
| エ | 施設の安全確認、防火、防犯対策 |
| オ | 食料配給、炊き出し、物資の調達 |
| カ | 健康状態の確認・生活衛生環境の管理 |
| キ | 要配慮者への対応 |
| ク | 派遣された災害ボランティアの受入れ・管理 等 |

(2) 避難所運営の留意事項

運営にあたっては、女性の参画を求めるとともに、プライバシーの確保、男女のニーズの違い、要配慮者への配慮等、様々な意見を反映できるよう配慮する。

(3) 外部支援者等との連携

市は、避難所運営に専門性を有したボランティア等の外部支援者等の協力を得て、避難所の運営を行う。

2 生活環境の整備

(1) スペースの確保

市は、施設管理者及び避難所運営委員会と協力して、次のスペースを確保する。

- | | | | |
|---|--------------|---|------------|
| ア | 医療救護所 | イ | 福祉避難室 |
| ウ | 妊産婦、母子等のスペース | エ | 男女別更衣室・物干場 |
| オ | 授乳室 | カ | 談話室 |
| キ | 児童・生徒の学習場所 | ク | ペットの飼養場所 等 |

(2) 設備等の整備

市は、避難所に次の設備及び備品を整備する。

ア 組立式簡易ベッド	イ 間仕切り
ウ 冷暖房機器	エ 洗濯機・乾燥機
オ 入浴施設	カ 仮設トイレ（男女別、要配慮者用）
キ テレビ・ラジオ・パソコン	ク 掲示板 等

(3) 生活の支援

市は、避難者に対し、次の生活支援を行う。内容は、当該の節を参照のこと。

ア 給水	イ 食料の供給	ウ 生活必需品の供給
エ 健康管理	オ 情報提供 等	

(4) 避難所の防犯対策

市は、避難所の防犯のため、避難者への注意喚起を行う。

また、必要に応じ警察官の配置又は巡回を要請する。

(5) ペット同行避難への対応

同行避難したペットは、ペットの所有者がケージ、餌等を持参し、自己責任で飼養することとする。

3 新型インフルエンザ等感染症対策

市は、新型インフルエンザ感染症等が流行している場合は、次の事項に留意して避難所運営を行う。

(1) 避難所の確保

指定避難所以外の施設を確保し、可能な限り多くの避難所を開設する。

(2) 親戚、知人宅等への避難

避難所の過密を防ぐため、親戚、知人宅への避難、自宅ガレージ、テント等での避難を検討するよう周知する。

(3) 自宅療養者の避難

自宅療養等を行っている避難者については、富士・東部保健所と情報共有を行った上、避難が必要な方は専用の避難所への受入れ又は専用施設等への避難誘導を行う。

(4) 避難所での専用スペースの確保

発熱、咳等の症状があり感染の疑いのある者のスペース、家族等の濃厚接触者のスペース、専用のトイレを指定する等、区域及び動線を区分する。

(5) 健康状態の確認

避難受入時には、検温、問診等を行い、感染の疑いがある者及び濃厚接触者を判別し、富士・東部保健所に連絡する。

感染が判明した場合は、感染者及び濃厚接触者を隔離するとともに、医療機関等への移送等の措置を富士・東部保健所に要請する。

(6) 衛生環境の確保

避難者及び避難所運営スタッフは、手洗いの実施、マスクの着用等に留意する。

また、避難所内は十分な換気、定期的な消毒等に努める。

4 多様な避難所の確保

市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館、ホテル等を避難所として確保する。

第5 在宅等の避難者への対応

1 所在の把握

市は、在宅及び自宅周辺での避難、車中泊、テント泊等、避難所に滞在することができない被災者の所在を自主防災組織、自治会等の情報から把握する。

また、親戚、知人宅等に避難している被災者に対し、被災者自らが所在を市に知らせるようホームページ等で周知する。

2 生活支援

市は、避難所以外の被災者に対し、広報紙の配布、メール、SNS等での情報提供、食料の配布、保健師等による巡回健康相談等に努める。

第6 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し災害応急対策に従事する以外の者に対して、当該地区への立入を制限、禁止又は退去を命ずる。

警戒区域を設定した場合は、避難指示の発令と同様の措置を行う。

第7 広域一時滞在

市は、市内の避難所での受入れが困難となった場合、県内の他の市町村への受入れについて、当該市町村と直接協議する。

他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求める。

第8 帰宅困難者対策

1 帰宅困難者への対応

道路の被災又は規制、交通機関の停止等により、交通が途絶し帰宅困難者が発生した場合、その対応は当該施設の事業者、管理者等が行うことを原則とする。

東日本旅客鉄道（株）は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、旅客等を一時滞在施設等の適切な場所に誘導し、安全を確保する。

2 一時滞在施設の開設及び支援

市は、事業者、管理者等から要請された場合、一時滞在施設を提供する。一時滞在施設までの誘導は、当該事業者、管理者等が行う。

また、市は、必要に応じて、帰宅に関連する情報、可能な範囲で飲料水等を提供する。

一時滞在施設の開設予定場所は、次のとおりである。

旧島田中学校

第9 防犯対策

市は、上野原警察署と連携して、避難所及び避難で無人となった地域の巡回、防犯対策の広報活動等を実施する。

また、消防団、自主防災組織等と連携して、防犯灯、街灯等の被災を把握するとともに、巡回等の防犯対策を行う。

第8節 医療対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 応急医療救護	医療保健班	
第2 特殊医療	医療保健班	
第3 被災者の健康管理	医療保健班	
第4 防疫	生活班、医療保健班	富士・東部保健所
第5 動物対策	生活班	

第1 応急医療救護

1 医療救護体制の確立

(1) 医療救護本部の設置

市は、総合福祉センターふじみに医療救護本部を設置し、上野原市立病院と連携して医療救護活動の全体を調整する。

また、EMIS等を活用して医療情報を収集する。

(2) 医療救護所の設置

市は、傷病者が多数発生した場合、超急性期（発災72時間以内）の傷病者のトリアージ及び処置を行うため、北都留医師会上野原地区との協定に基づき、医師の協力を得て医療救護所を設置する。設置予定場所は、次のとおりである。

第1順位：上野原市立病院駐車場、西原診療所、秋山診療所
第2順位：出張所、小中学校等（被災現場の近傍）

(3) 医療救護班の派遣

市は、北都留医師会及び上野原市歯科医師会に医療救護班及び歯科医療救護班の派遣を要請する。

また、県に医療救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。

医療救護班及び歯科医療救護班の業務は、次のとおりである。

医療救護班	ア	傷病者の応急処置
	イ	後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ）
	ウ	軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
	エ	助産救護
	オ	死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力
歯科医療救護班	ア	歯科医療を必要とする傷病者の応急処置及び衛生指導
	イ	軽症患者や転送困難な患者等の治療
	ウ	検視・検案に際しての協力

2 医療救護活動

医療救護活動は、次のように行う。

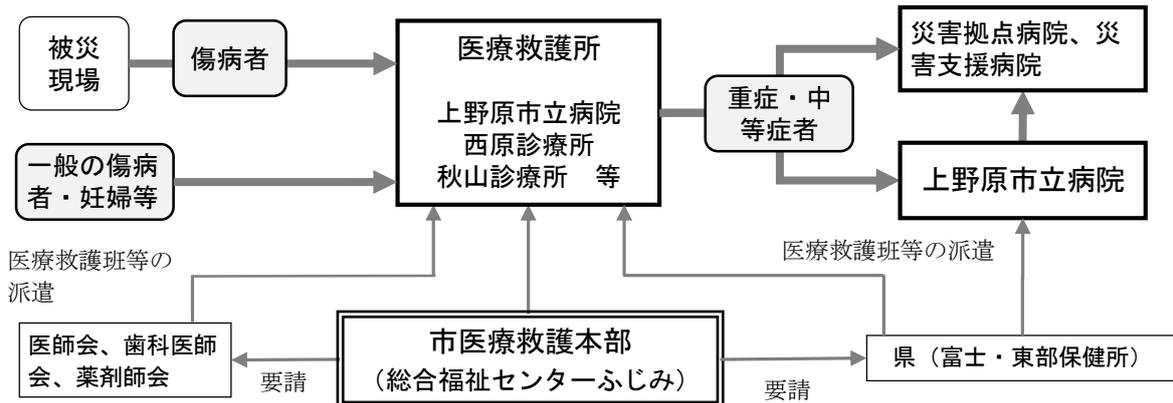
(1) 被災による傷病者への対応

医療救護所でトリアージを行い、重症者及び中等症者は上野原市立病院に収容する。上野原市立病院で対応できない場合は、近隣の災害拠点病院又は災害支援病院に搬送する。

軽症者は医療救護所で応急手当を行う。

(2) 一般の傷病者（急病者）への対応

一般の診療所等の機能が低下し、受診が不可能な傷病者、妊婦等は、医療救護所で対応する。



区分		医療機関名
災害拠点病院	基幹災害拠点病院	山梨県立中央病院
	富士・東部地域	富士吉田市立病院、大月市立中央病院、都留市立病院
災害支援病院・民間病院等	基幹災害支援病院	山梨大学医学部附属病院、山梨赤十字病院
	富士・東部地域	上野原市立病院、回生堂病院、三生会病院、ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院

3 傷病者の搬送

被災現場から医療救護所までの搬送は、救出した機関、地域住民等が行う。

災害拠点病院又は災害支援病院までの搬送は、消防署の救急車、県に要請した消防防災ヘリコプター、山梨県ドクターヘリコプターで行う。

4 医薬品等の確保

医療救護活動に必要な医薬品等は、医療機関及び調剤薬局に保管されたものを使用する。

不足する場合、市は、富士・東部保健所に要請する。

第2 特殊医療

市は、人工透析患者、助産を必要とする者、障がい者、難病患者等への対応に関する医療情報を、上野原市立病院、富士・東部保健所等から収集し、住民に周知する。

特に、市内の医療機関で対応できない患者については、富士・東部保健所と連携して、対応可能な医療機関への収容を行う。

第3 被災者の健康管理

1 救護所の設置

市は、被災者の健康管理を行うため、主要な避難所に医療救護所を設置する。

2 医療救護班等の編成

市は、北都留医師会等に要請し、医療救護班、歯科医療救護班等の巡回医療チームを編成する。

また、避難所の保健衛生に関する調査、指導等のため、市の保健師及び応援の保健師等で巡回健康相談チーム、リハビリテーション関係団体の協力を得て巡回リハチームを編成する。

3 地域保健対策

市は、医療救護班等の巡回スケジュールを立案し、次のとおり避難所で保健対策を行う。

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1) 感染症対策 | (2) 慢性疾患対策 |
| (3) 認知症高齢者対策 | (4) 寝たきり高齢者防止対策 |
| (5) 巡回リハビリ | (6) 検診体制、その他の体制整備 |
| (7) 口腔ケア | |

4 精神保健医療対策

市は、富士・東部保健所に DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣を要請し、精神ケアに関する避難所での巡回、相談窓口等での相談業務、症状悪化・急性反応への対応、移動困難な在宅患者への訪問等の支援を得て、精神保健医療を行う。

第4 防疫

1 市の防疫組織

市は、災害対策本部内に災害防疫対策本部又は防疫組織を設け、富士・東部保健所の指導のもと、防疫対策の企画、推進にあたる。

2 防疫活動

市は、感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下、この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って防疫活動を行う。

(1) 防疫調査

市は、保健師とともに北都留医師会の協力を得て班編成を行い、避難所等で防疫調査を行う。

(2) 健康診断

防疫調査の結果、感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、法第17条により知事の指示に従って健康診断を行わせる。

(3) 患者等に対する措置

市は、一類感染症等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、知事の指示に従っ

て、法第19条又は法第26条により当該感染症の患者に対し感染症指定医療機関等に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告又は入院させる措置を行う。

(4) 避難場所等の防疫措置

避難場所を開設したときは、必要に応じて、富士・東部保健所の指導のもと、避難場所における防疫の徹底を図る。

市は、地域住民に対して飲食物の衛生管理及び感染症に関する事項について正しい知識をもち、その予防に注意を払うよう、防災行政無線等の広報、広報車による巡回放送、パンフレット等の配布を行う。

(5) 感染症予防業務の実施方法

感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要があると認めるときは、法に基づき、知事の指示に従って、次の措置を速やかに実施する。

- | |
|--|
| ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する措置 |
| イ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する措置 |
| ウ 物件の消毒に関する措置 |
| エ 生活の用に供される水の供給に関する措置 |
| オ 臨時予防接種に関する措置（市長をして実施させることが適当な場合に限る。） |

(6) 予防接種

市は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項各号に掲げる疾病のうち、厚生労働大臣が定めるものについて、まん延予防上の緊急の必要があると認めるときは、知事の指示に従って、その対象者及びその期日又は期間を指定して、予防接種法第6条の臨時の予防接種を実施する。

3 防疫資機材及び薬剤の確保

市は、市保有の防疫用機器、市備蓄の防疫用薬剤を使用する。

防疫用資機材等が不足する場合は、事業者から調達する。

ただし、必要な防疫用資機材等が確保できない場合には、県に斡旋を要請する。

第5 動物対策

避難時のペットの保護及び飼養は、所有者が行うこととする。

市は、避難所へのペットの同行避難者がいる場合は、避難者の居住区画とは離れた場所にペット区画を設置する。ペットは必ずケージに入れるか、リード等により繋ぎとめて飼育するよう指導する。

市は、県、県獣医師会、各種関係団体等と協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し支援する。

- | |
|-------------------------|
| (1) 避難所における飼育動物の適正管理 |
| (2) 飼料等の調達及び配布 |
| (3) 動物に関する相談の実施 |
| (4) 放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管 |
| (5) 動物収容施設の確保 等 |

第9節 飲料水・物資等の確保

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 給水	生活班	東部地域広域水道企業団
第2 食料の供給	物資班	
第3 生活必需物資の供給	物資班	
第4 救援物資の受入れ	物資班	
第5 燃料の確保	庁舎・車両班	

第1 給水

1 給水の準備

(1) 需要の把握

市及び東部地域広域水道企業団は連携し、給水計画を作成するため断水地域、断水人口等、需要の把握を行う。

(2) 給水資器材等の確保

市及び東部地域広域水道企業団は連携し、給水活動に使用する給水車、給水タンク等の資器材、給水要員等を確保する。

市で確保が困難な場合は、自衛隊のほか、県を通じて他の水道事業体に要請する。

(3) 給水計画の作成

市及び東部地域広域水道企業団は連携し、給水ポイント、給水ルート、車両及び人員配置、給水スケジュール等を定めた給水計画を作成する。給水量は、当初1人1日3リットルを目安とする。

2 給水活動

市は、次の方法で給水活動を行う。

(1) 備蓄の利用

災害発生直後は、耐震性貯水槽の飲料水及び住民が避難時に持ち出した家庭内備蓄を利用することとする。

(2) 給水車による給水

浄水施設及び配水施設において給水車へ注水し、避難所、断水地区の公園等に設定した給水ポイントで、給水車から住民が持参した容器に給水する。

(3) 優先給水

上野原市立病院及び医療救護所、社会福祉施設に対し、優先して給水を行う。

(4) 応援協定に基づく調達

市は、協定に基づき、協定締結市、企業等から飲料水を調達する。

第2 食料の供給

1 供給量の把握

市は、避難者数、在宅、自宅周辺及び車中・テント泊の被災者数、ライフラインの支障状況、応急対策活動従事者数等を基に供給量を把握する。その際、ミルクを必要とする乳児数等について

でも把握する。

2 備蓄の利用

(1) 家庭内備蓄の利用

災害発生直後は、住民が避難時に持ち出した家庭内備蓄を利用することとする。

(2) 市備蓄の配布

市は、家庭内備蓄を補完するために、被災者に市の備蓄を供給する。

3 食料の確保

市は、次の方法で食料を確保する。その際には、要配慮者、アレルギー等の状況に配慮した食料を確保するよう努める。

- (1) パン、缶詰、弁当等の供給を協定先の事業者等に要請する。
- (2) 自治体、企業、団体等からの救援物資を受け入れ、活用する。
- (3) 県に供給を要請する。
- (4) 自衛隊の災害派遣部隊に炊き出し、物資供給を要請する。

なお、炊飯用の米穀が不足する場合は、必要な数量を知事に通知し、農林水産省政策統括官を通じ受託事業体から引き渡しを受ける。

4 食料の搬送

市は、食料の供給を要請した事業者等に、直接、市の指定した場所（避難所）まで搬送するように要請する。

県を通じて確保した救援物資は、物資集積拠点に受け入れるよう物流事業者に搬送を要請する。

5 食料の配布

市の指定した場所（避難所）に搬送した食料は、避難所運営委員会等が避難者に配布する。配布にあたっては、在宅、テント、車中泊等をしている被災者にも、避難所で供給する。

6 炊き出し支援

避難所等における炊き出しは、避難者の自主的な活動とする。

市は、避難者等から炊き出しの要望があった場合、可能な限り燃料、食材の確保に努める。

第3 生活必需物資の供給

市は、避難生活に必要な生活必需物資を確保し供給する。
確保及び供給方法は、食料と同様とする。

第4 救援物資の受入れ

1 物資集積拠点の開設

市は、救援物資を受け入れる必要がある場合は、協定に基づき物流事業者に物資の受入れ、仕分、避難所への配送を委託する。物資集積拠点の開設場所は、次のとおりである。

富岳通運（株）上野原営業所内

なお、少量の物資を受け入れる場合は、市役所、支所等の公共施設を活用する。

2 物資の募集と受入れ

市は、物資が不足する場合、全国に救援物資を要請する。
なお、物資の受入れについては、次の方針で受け入れる。

- (1) 個人等からの小口の物資は、受入れの対象外とする。
- (2) 自治体、企業、団体等からのまとまった量の救援物資は、申し出を登録し、市が必要となった時点で品目、数量等を連絡し、供給を受ける。
- (3) 生鮮品等の保存期間が短い食品は、受入れの対象外とする。

第5 燃料の確保

市は、公用車、応援車両、防災拠点等に必要な燃料を優先的に給油できるよう、市内ガソリンスタンド等に要請する。

また、緊急用燃料としてLPガス等の供給が必要な場合は、協定に基づき、山梨県エルピーガス協会上野原地区へ要請する。

第10節 要配慮者の支援

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 在宅要配慮者の把握	要配慮者支援班	
第2 要配慮者への支援	要配慮者支援班、避難班	
第3 要配慮者利用施設等の対策	要配慮者支援班	要配慮者利用施設等の管理者等

第1 在宅要配慮者の把握

1 避難行動要支援者の安否確認

避難支援等関係者は、自身・家族の安全を確保した上で、地域の避難行動要支援者の安否を確認し、必要に応じて緊急避難場所への避難支援を行う。

安否が確認できない場合は、市災害対策本部又は地区連絡本部（支所・出張所）にその旨を連絡する。

2 要配慮者の調査

市は、安否が確認できない避難行動要支援者等を把握するため、区長、民生委員及び消防団と連携し、被害地域及び当該地域の避難所を巡回し調査する。

第2 要配慮者への支援

1 福祉避難室

市は、避難場所及び避難所に福祉避難室を開設し、一般のスペースで生活が困難な要配慮者の専用スペースとする。

2 福祉避難所

市は、協定に基づき社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、避難所で生活が困難な要配慮者を移送する。福祉避難所が不足する場合は、社会福祉施設への一時入所を要請する。

福祉避難所では、社会福祉施設、社会福祉協議会等と連携して、必要な資機材の確保、介護支援等を行う。

なお、福祉避難所の開設予定箇所は、次のとおりである。

施設名	所在地
上野原市総合福祉センターふじみ	上野原市上野原3163
社会福祉法人 にんじんの会 にんじんホーム・上野原	上野原市上野原522
上野原市羽置の里びりゅう館	上野原市西原6931
上野原市新湯治場秋山温泉	上野原市秋山2210
社会福祉法人 緑水会 紡木長屋	上野原市大野2367-1
社会福祉法人 平成福社会 フェリーチェ上野原	上野原市大柵611

3 在宅の要配慮者の支援

市は、在宅要配慮者の調査に基づき、社会福祉協議会、福祉サービス事業者と連携して、福祉避難所への移送、介護サービス、メンタルケア等の支援を行う。

第3 要配慮者利用施設等の対策

1 安全確保

要配慮者利用施設等の管理者等は、避難確保計画に基づき、安全確認、避難等を行う。

2 避難活動

市は、要配慮者利用施設の管理者等から入所者の移送等の支援要請があった場合、関係機関等と連携して支援する。

第11節 災害廃棄物対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 災害廃棄物対策	生活班	
第2 し尿対策	生活班	
第3 建物の解体撤去	生活班、住宅班	

第1 災害廃棄物対策

1 処理計画の検討

市は、山梨県災害廃棄物処理計画を参考に、発生量を推計し、災害廃棄物処理計画を作成する。処理にあたっては、撤去段階からの分別と再資源化を図り、最終処分量の削減等に努める。なお、対象とする災害廃棄物は、次のとおりである。

区分	内容
災害廃棄物	被災した住家を片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。 木くず、コンクリートがら等、金属くず、可燃物、不燃物、廃家電、廃自動車等、腐敗性廃棄物、有害廃棄物、その他適正処理困難物に区分する。
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ、粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

2 仮置場の設置

市は、災害廃棄物を選別し中間処理を行うために仮置場を設置する。
また、被災者が搬入し分別できるよう、適切な運営・管理を行う。

3 災害廃棄物の処理

市は、仮置場で選別、処理した災害廃棄物を処理施設に搬入する。
市での処理が困難なときは、県等に支援を要請する。

4 生活ごみ、避難所ごみの処理

市は、生活ごみ及び避難所ごみを通常のごみ収集と同様に収集し処理する。

第2 し尿対策

1 仮設トイレ

(1) 仮設トイレの設置

市は、断水した避難所及び断水地域の公園等に市備蓄の仮設トイレを設置する。仮設トイレが不足する場合は、県及び事業者に確保と設置を要請する。

なお、設置にあたっては、要配慮者、女性の利用等を考慮した設備、設置場所となるよう配慮する。

(2) 仮設トイレの管理

仮設トイレの管理は、避難所運営委員会、自主防災組織、自治会等、トイレの利用者が行う。

市は、必要な備品、消毒剤等を確保する。

2 し尿の収集及び処理

市は、許可業者にし尿の収集及び運搬の協力を要請する。その際に、許可業者と収集分担区域、ルート等を協議する。

収集したし尿は、上野原市クリーンセンターし尿処理施設で処理する。

第3 建物の解体撤去

損壊家屋等の撤去・解体は、所有者が行うことを基本とする。

ただし、解体撤去が国庫補助の対象となり、市が公費解体の必要があると判断した場合、市が被災者の申請を受付け、解体事業者との契約・発注、解体状況の確認、事業者への費用支払い等の手続を実施する。

なお、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じて、事業者等に対し、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づき適切に解体等を行うよう周知する。

第12節 遺体の処置・埋葬対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 行方不明者の捜索	消防本部、消防団	
第2 遺体の処置	被災者班	上野原警察署
第3 遺体の埋葬	被災者班	

第1 行方不明者の捜索

市は、家族、自主防災組織等からの情報等に基づき、行方不明者の情報を把握する。行方不明者の情報は、上野原警察署と情報を共有する。

市は、消防団、上野原警察署及び自衛隊に行方不明者の捜索を要請する。

第2 遺体の処置

1 遺体安置所の設置

(1) 遺体安置所の設置

市は、多数の遺体収容が見込まれる場合、公共施設等に遺体安置所を設置する。
遺体安置所の候補地は、次のとおりである。

- | |
|------------------------------------|
| ア 上野原市葬斎場
イ 廃校となった小・中学校・幼稚園・保育所 |
|------------------------------------|

(2) 資機材の確保

市は、遺体の安置・処置に必要な棺、ドライアイス、ビニールシート等の資機材の確保を葬祭事業者等に要請する。併せて、納棺等の遺体の扱いについても要請する。

2 遺体の搬送

上野原警察署は、遺体発見現場から遺体安置所までの搬送を行う。

3 遺体の検視、検案

(1) 遺体の検視

上野原警察署は、遺体の検視・調査を行う。

(2) 遺体の検案

市は、遺体の検案を法医学専門医、警察協力医、救護班等に要請する。検案は、死亡診断のほか、洗浄・縫合・消毒等の必要な処置及び検案書の作成等とする。

市は、検案が終了した遺体を安置し、家族に引き渡す。

(3) 身元確認

市は、上野原警察署、山梨県歯科医師会等の協力を得て、遺体の身元確認を行う。
また、遺体安置所等で家族等の問い合わせに対応する。

第3 遺体の埋葬

1 遺体の埋葬

遺体の火葬は、通常の手続きにより家族が行うことを原則とする。

ただし、上野原市葬斎場での火葬又は遺体の引き取り後の搬送が困難な場合は、県及び周辺市の火葬場及び搬送手段を確保する等の支援を行う。

また、引き取りのない遺体は、市が火葬を行い、遺骨等を保管する。

2 広域火葬の要請

市は、上野原市葬斎場の能力だけでは、火葬が不可能な場合又は葬斎場が被災した場合、県に広域火葬を要請する。

第13節 被災者生活支援

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 応急危険度判定	住宅班	
第2 住家の被害調査・罹災証明の交付	調査班	
第3 住宅の応急修理	住宅班	
第4 応急仮設住宅の供与	住宅班	県
第5 障害物の除去	住宅班	
第6 災害弔慰金等の支給	資金班、要配慮者支援班	県、上野原市社会福祉協議会
第7 住民相談	被災者班、要配慮者支援班	
第8 被災者台帳の作成	被災者班	

第1 応急危険度判定

1 被災建築物の応急危険度判定

市は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、応急危険度判定を実施する。

(1) 判定実施体制の整備

市は、市役所に被災建築物危険度判定実施本部を設置し、(一社)山梨県建築士会等に危険度判定士、資機材等の応援を要請する。

市で確保が困難な場合は、近隣市町村及び県に応援を要請する。

(2) 判定調査

判定士は、被災建築物の被害状況を調査し、結果を「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにて建築物の出入口等の見やすい場所に表示する。

2 被災宅地の危険度判定

市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害を軽減・防止するために危険度判定を実施する。

(1) 判定実施体制の整備

市は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、被災宅地危険度判定士、資機材を確保する。

市で危険度判定士、資機材の確保が困難な場合は、県に応援を要請する。

(2) 判定調査

判定士は、宅地の危険度判定を実施し、結果を「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーにて宅地等の見やすい場所に表示する。

(3) 避難対策

市は、降雨等により宅地の変状が拡大するおそれのある場合、避難指示、立入禁止等の適切な措置をとる。

第2 住家の被害調査・罹災証明の交付

1 住家の被害認定調査

市は、住家等の被害状況を把握し、罹災証明書を発行するために、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づき、住家の被害認定調査を行う。

調査員は、山梨県土地家屋調査士会及び（公社）山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との協定に基づき確保する。不足する場合は、県を通じ全国の自治体職員等に応援を要請する。

調査は、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」「被害なし」に区分する。

調査区分	内容
第1次調査	外観の損傷状況の目視による把握、建物の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
第2次調査	第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、部位ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
再調査	第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点について再調査を行う。

2 罹災証明書の発行

市は、罹災証明書の台帳を作成し、被災者からの申請に基づき罹災証明書を発行する。発行場所は、市役所、秋山支所等とする。

第3 住宅の応急修理

市は、災害救助法が適用された場合、住宅の応急修理を行う。

1 対象者の選定

市は、窓口等で被災者の申請に基づき、次の要件を確認し対象者を選定する。

- | |
|--|
| (1) 住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では、応急修理をすることができない者（半壊及び準半壊）
(2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊） |
|--|

2 応急修理の実施

応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、費用は、原則として災害救助法関係通知に基づく実費弁償の限度額以内とする。

また、応急処理の期間は、災害発生の日から1か月以内とする。

市は、全建総連山梨県建設組合連合会上野原支部との協定に基づき、事業者との請負契約を締結して修理を行う。

第4 応急仮設住宅の供与

県は、災害救助法が適用された場合、災害により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に応急仮設住宅等を供給する。

1 需要の把握

市は、避難者数、住家の被害状況、避難者の意向等を把握し、公営住宅等の空き住戸活用の検討後、借上げ型応急仮設住宅による必要戸数と建設型応急仮設住宅の必要戸数を県に報告する。

2 公営住宅

市は、市営住宅、近隣市町村の県営住宅の入居可能戸数の確認を行い、空き住戸の利用を検討する。

3 借上げ型応急住宅

市は、公営住宅等の空き住戸のみで必要戸数に満たない場合、県へ借り上げ可能な民間賃貸住宅戸数等を確認し、提供する。

4 建設型応急住宅

(1) 用地の確保

市は、災害発生時において迅速に建設型応急住宅を供給するために、建設用地を確保する。不足する場合は、その他の公用地の選定、私有地を借用して確保する。

建設予定地は、次のとおりである。

名称	所在地	敷地面積 (㎡)	建設可能戸数 (戸)
旧大目小学校グラウンド	大野 4013	2,873	23
旧大鶴小学校グラウンド	鶴川 1571	2,870	22
旧沢松小学校グラウンド	八ツ沢 61-2	1,766	16
旧桐原小学校グラウンド	桐原 7234	5,054	38
旧西原小学校グラウンド	西原 6996	5,664	49
旧桜井小学校グラウンド	秋山 3325	4,995	35
旧浜沢小学校グラウンド	秋山 11862	1,488	12
旧平和中学校グラウンド	野田尻 808	6,261	53
旧桐原中学校グラウンド	桐原 6443	4,432	30
旧島田中学校グラウンド	鶴島 2255	12,799	106
桂川野球場	鶴島 5425	10,019	76
桂川少年野球兼ソフトボール球場	新田 188	4,788	48
秋山観光スポーツ広場	秋山 12057	12,331	78

(2) 建設

市は、公営住宅等の空き住戸、賃貸型応急住宅で必要戸数に満たない場合、確保されている建設用地の現地確認を行い、用地を選定し、県と協議の上、建設戸数及び建設地の選定を行う。

概ね50戸以上設置した場合は、集会所等に使用できる施設を設置する。

また、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置する。

5 入居者の選定

市は、応急仮設住宅への入居者の募集及び選考について、県と協力して行う。この際、要配慮者優先の観点等から入居者の優先順位を設定して選考する。

入居者対象者は、次の全ての条件に該当する者とする。

- (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者
(例) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者及び要保護者、特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等で、住民登録の必要はなく、市に居住していることが明らかな者

第5 障害物の除去

市は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、災害救助法に基づきその除去を行う

1 対象者の選定

市は、次の全ての条件に該当する者を対象者とする。市は、窓口等で被災者の申請に基づき、要件を確認し対象者を選定する。

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- (2) 住家の被害程度が半焼、半壊又は床上浸水と認定された者
- (3) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者

2 障害物の除去の実施

市は、上野原市建設業協力会等との協定に基づき、事業者との請負契約を締結して障害物の除去を行う。

第6 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金・災害見舞金

市は、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対し、災害障害見舞金を支給する。

(2) 災害援護資金等

市は、災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害において災害援護資金を貸し付ける。

上野原市社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小災害時には、生活福祉資金を低所得者層を対象に貸し付ける。

(3) 被災者生活再建支援金

市及び県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

(4) 山梨県小災害内規による給与

県は、災害救助法の適用を受けるほどでない一定基準以上の災害について、生活必需品の給与及び見舞金等の支給を行う。

また、山梨県小災害内規を適用した市町村の区域外の被災者に対して、必要な場合は、当該内規により見舞金等を支給する。

2 義援金の募集・受付・配分

義援金の募集等は、県、市町村、日本赤十字社山梨県支部、共同募金会、報道機関その他で協議会を構成し、被害の程度等に応じて方法等を協議し行う。

市は、その方法に応じて、募集、受付及び配分を行う。

3 租税等の徴収猶予

市、県及び国は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、租税等の納税期限の延長、徴収猶予、減免等、適時、適切な措置を実施する。

4 安否情報の提供

市は、被災者の安否情報について、家族、親族等から照会があった場合は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ可能な限り安否情報を回答するよう努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その個人情報の管理を徹底する。

第7 住民相談

市は、市役所、秋山支所及び上野原市総合福祉センターふじみに災害相談窓口を設置し、被災者支援についての相談、申請受付等、各種相談を行う。

また、必要に応じて、災害相談窓口をその他の出張所、公共施設等に設置する。

第8 被災者台帳の作成

1 被災者台帳の作成

市は、被災者の援護の基礎となる被災者台帳を作成する。被災者台帳に記載する内容は、次のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 氏名(2) 生年月日(3) 性別(4) 住所又は居所(5) 住家の被害その他市が定める種類の被害の状況(6) 援護の実施の状況(7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由(8) 電話番号その他の連絡先(9) 世帯の構成(10) 罹災証明の交付の状況(11) 台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 |
|--|

- (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- (14) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

2 被災者情報の提供

市は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- (3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

第14節 応急教育

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 児童・生徒等の安全確保	保育班、応急教育班	
第2 社会教育施設の安全確保	応急教育班	
第3 応急教育	応急教育班	
第4 応急保育	保育班	
第5 文化財の応急対策	応急教育班	

第1 児童・生徒等の安全確保

1 地震発生時の対策

学校等は、児童・生徒等の安全、施設等の被害状況等を確認する。

施設の被害及び延焼火災が発生した場合は、児童・生徒等の避難誘導及び救護、初期消火、救助等を行う。

市は、学校等からの連絡に基づき状況を把握する。

2 児童・生徒等の引渡し

児童・生徒等は、学校等において保護者へ引渡すことを原則とする。

保護者の不在、帰宅が困難である児童・生徒等は、学校において保護する。

第2 社会教育施設の安全確保

社会教育施設の管理者等は、地震が発生した場合、利用者の安全を確認し、応急手当、避難等を行う。施設は閉館とするが、道路、交通機関等が不通の場合は、施設での滞留を促す。

第3 応急教育

1 応急教育の実施

市教育委員会は、教育を早期に再開するため、施設の点検、応急復旧等の措置を講ずる。

また、復旧状況に応じて、授業形態、給食の再開等を弾力的に運用する。

2 教科書・学用品等の給付

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又は毀損し、就学上支障をきたしている児童・生徒に対して、学用品等を給付する。

3 避難所との共存

学校は教育の場としての機能と、避難所としての機能を有する。

そのため、市は、避難所となっている学校で授業を再開する場合、使用施設について学校長と調整する。

第4 応急保育

市は、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう各保育所等に要請する。

第5 文化財の応急対策

市は、指定・登録文化財について、文化財管理者等から被害情報を収集し、県に報告する。

市文化財については、施設及び収蔵品の被害状況を確認する。

また、被害の程度により必要な応急措置を講じて本格的な復旧に備える。

第15節 災害ボランティア支援

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 災害ボランティアの受入体制	要配慮者支援班	上野原市社会福祉協議会
第2 災害ボランティア活動	要配慮者支援班	上野原市社会福祉協議会

第1 災害ボランティアの受入体制

1 災害ボランティアセンターの設置

上野原市社会福祉協議会は、市と連携して総合福祉センターふじみに災害ボランティアセンターを設置する。

また、被災地に近い公共施設等にボランティア活動の拠点を設置する。

2 災害ボランティアセンターの運営

上野原市社会福祉協議会は、次の活動を行う。

なお、運営にあたっては、ボランティア活動の自主性を尊重し、活動方針及び運営については、災害ボランティアセンター自らが決定する。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 災害ボランティアの募集、受付 | (2) ボランティアニーズの把握 |
| (3) 活動のコーディネート | (4) 資機材の確保、活動資金の調達 |
| (5) 災害ボランティア支援 等 | |

第2 災害ボランティア活動

1 災害ボランティア活動

災害ボランティア活動は、次のとおりである。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 被災地の清掃 | (2) 避難所の運営補助 |
| (3) 要配慮者の支援 等 | |

2 市との連携

市は、上野原市社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等と定期的に協議を行い、被災者ニーズの把握、活動の調整、必要な支援を行う。

特に、建築、医療、福祉等の専門性を有する災害ボランティアについては、市の活動との連携を要請する。

また、被災地入りしているNPO等のボランティア等と、情報を共有する場を設置し、被災者のニーズ及び支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

第16節 生活関連事業等の応急対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 水道施設対策	生活班	東部地域広域水道企業団
第2 下水道施設対策	復旧班	
第3 電力事業施設対策		東京電力パワーグリッド(株)
第4 電気通信事業施設対策		東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ
第5 ガス小売事業安全対策		日本瓦斯(株)
第6 液化石油ガス施設応急対策		(一社)山梨県LPガス協会
第7 鉄道施設応急対策		東日本旅客鉄道(株)

第1 水道施設対策

1 施設の復旧

市及び東部地域広域水道企業団は、次のように施設の復旧を行う。

(1) 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。

(2) 送配水管等の復旧

送配水管等の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管等、順次復旧する。

(3) 仮設配水管の設置

状況により仮設配水管、応急給水栓を設置する。

(4) 応援要請

応急復旧要員を確保できない場合は、他水道事業者、日本水道協会(山梨県支部)等へ応援派遣を要請する。

また、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、指定給水装置工事事業者、その他の工事事業者等へ協力を要請する。

2 広報

市及び東部地域広域水道企業団は、給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、市を通じて断水地域、復旧状況等を周知する。

第2 下水道施設対策

1 施設の復旧

市は、次のとおり施設の復旧を行う。

(1) 応急処置計画の策定

被害状況の調査・把握等を行い、次の事項等を基準として応急処置計画を策定するとともに、上野原市下水道事業事業継続計画で定めた災害対応を実行し、関係機関と連携・協力して下水道施設の機能の早期回復に努める。

ア 応急処置の緊急度及び工法	イ 処置資材及び作業員の確保
ウ 設計及び監督技術者の確保	エ 復旧財源の措置

(2) 応援要請

市のみで応急復旧要員を確保できない場合は、他市町村、県（日本下水道協会への応援含む。）等へ下水道担当職員の応援派遣を要請する。

また、応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、市内工事業者等へ協力を要請する。

2 広報

市は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。

第3 電力事業施設対策

東京電力パワーグリッド（株）は、速やかに被災状況の把握、電力供給の維持及び停電の解消等を図る。

なお、災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大にともない円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を講じる。

第4 電気通信事業施設対策

東日本電信電話（株）及び（株）NTTドコモは、災害が発生したときは、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

なお、災害時には次の応急対策を行う。

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 被災地特設公衆電話の設置 | (2) 携帯電話の貸出し |
| (3) 災害用伝言ダイヤル等の提供 | |

第5 ガス小売事業安全対策

日本瓦斯（株）は、一定基準以上の地震が発生したときは、ガスの供給を停止し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。

また、安全点検、応急復旧工事、避難所等への燃料の供給を行う。

第6 液化石油ガス施設応急対策

販売事業者は、（一社）山梨県LPガス協会が定める災害対策マニュアルに基づいた連絡体制を確立するとともに、被災状況の調査、点検を実施する。消費先の被災状況に応じて復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

また、関係機関の要請に応じて避難所等に必要なガスの供給を確保する

第7 鉄道施設応急対策

東日本旅客鉄道（株）は、列車抑止、運転規制とともに、旅客避難誘導及び被害状況の調査、鉄道施設の点検を実施し、被害状況の把握と早期応急復旧を図る。

第17節 災害救助法の適用事務

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 災害救助法の適用	調整班	
第2 救助の実施	各班	

第1 災害救助法の適用

1 適用基準

市の災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

- (1) 市内で住家が滅失した世帯数が50世帯以上に達したとき。
- (2) 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が1,000世帯以上に達した場合で、市内の滅失世帯数が25世帯以上に達したとき。
- (3) 被害が県内全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が5,000世帯以上に達したとき。
- (4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情^{*1}がある場合であって、多数の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準^{*2}に該当したとき。

※1 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※2 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とすること。被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2 適用手続き

市長は、災害救助法の適用の必要があると認めたときは、知事に対しその旨を要請する。

第2 救助の実施

1 救助の実施機関

災害救助法に基づく救助は、知事が行う。

ただし、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする。

この場合、知事は事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知する。

2 救助の種類

災害救助法による救助は、次のとおりである。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 障害物の除去

なお、災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、山梨県災害救助法施行細則に定めてある。

第3章 南海トラフ地震対策

第1節 基本方針

第1 計画策定の趣旨

南海トラフ地震は、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートの境界を震源とする大規模地震である。

市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）により、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。

このため、本章を南海トラフ地震防災対策推進計画と位置付け、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）が発表された場合にとるべき対策を定める。

なお、東海地震は、南海トラフ地震の一つに位置付けられる。

第2 基本方針

南海トラフ地震により想定される震度は震度6弱程度となっており、藤ノ木愛川断層地震と同じ規模である。

このため、災害予防計画及び災害応急対策計画は、第1章～第2章に準拠するものとし、気象庁が発表する南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合は、国の定めるガイドライン等に準拠して対策を行うことを基本とする。

第2節 南海トラフ地震に関する情報

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 南海トラフ地震関連情報		甲府地方気象台
第2 情報の流れ		

第1 南海トラフ地震関連情報

1 南海トラフ地震関連情報

気象庁は、南海トラフの想定震源又はその周辺で異常な現象を観測した場合、地震発生の可能性の高まりについて、「南海トラフ地震に関する情報」を発表する。

この情報の種類及び発表条件は、次のとおりである。

南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨及び調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

2 南海トラフ地震臨時情報

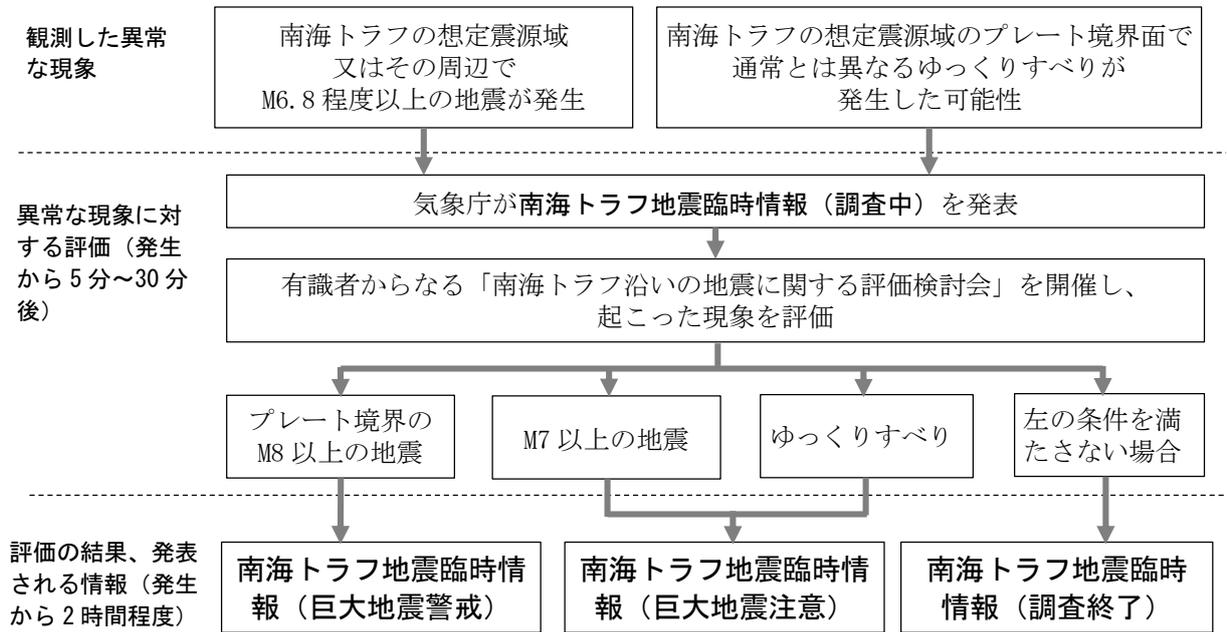
南海トラフ地震臨時情報には、次のキーワードが付記される。

市は、この情報のキーワードに基づき対応を行う。

調査中	<p>次のいずれかにより、臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 1か所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	巨大地震警戒及び巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

第2 情報の流れ

異常な現象を観測したときから情報発表までの流れは、次のとおりである。



第3節 南海トラフ地震に関する情報発表時の対応

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	本部班、避難班	
第2 避難者等の支援	要配慮者支援班、その他関係する班	

第1 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

1 巨大地震警戒対応

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、次の対応をとる。

- （1）土砂災害警戒区域を対象に高齢者等避難を発令し、緊急避難場所を開設する。
- （2）住民の自主避難を呼び掛け、緊急避難場所を開放する。
- （3）その他の住民に地震への備えの確認を呼び掛ける。

なお、避難は、概ね1週間程度とし、その後、巨大地震注意対応に移行する。

2 巨大地震注意対応

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、次の対応をとる。

- （1）土砂災害警戒区域を対象に自主避難を呼び掛け、緊急避難場所を開放する。
- （2）その他の住民に地震への備えの確認を呼び掛ける。

なお、避難は、概ね1週間程度とし、その後は、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しながら通常の生活に移行する。

第2 避難者等の支援

緊急避難場所を開設・開放した場合、避難者の飲料水、食料等は、避難者が各自で準備することを基本とする。

なお、市は、要配慮者の支援について必要に応じて対応する。

第4章 災害復旧対策

第1節 災害復旧事業計画の作成

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 計画の方針	各班	
第2 災害復旧事業計画	各班	

第1 計画の方針

災害復旧事業計画は、災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せ、再度の災害発生を防止するため、必要な施設の新設、改良を行う等、将来の災害に備える事業計画である。

市は、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して災害復旧事業を計画する。

第2 災害復旧事業計画

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川災害復旧事業計画
- (2) 砂防設備災害復旧事業計画
- (3) 道路、橋梁災害復旧事業計画
- (4) 下水道災害復旧事業計画
- (5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

- (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
- (2) 林業用施設災害復旧事業計画
- (3) 漁業用施設災害復旧事業計画
- (4) 共同利用施設災害復旧事業計画

3 中小企業施設災害復旧事業計画

4 都市災害復旧事業計画

5 上水道等災害復旧事業計画

6 住宅災害復旧事業計画

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画

9 学校教育施設災害復旧事業計画

10 社会教育施設災害復旧事業計画

11 その他災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定に関する計画

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 計画の方針	各班	
第2 激甚災害に関する調査協力	各班	

第1 計画の方針

市は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努める。

第2 激甚災害に関する調査協力

県は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせる。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、積極的に協力する。

第3節 災害復興対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 事前復興対策の実施	各班	
第2 災害復興対策本部の設置	各班	
第3 災害復興事業の推進	各班	

被災した住民の生活や企業活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠となる。

また、復興によって被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に生活基盤をよりよいものに改変することが望ましい。

そのためには、再建の途上にある住民等及び事業者、その他関係機関が積極的に復興事業に参画できる条件及び環境の整備を速やかに行い、調整及び合意形成を十分に行うことが重要である。

第1 事前復興対策の実施

1 復興手順の明確化

市及び県は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等の復興対策の手順について、関係各課が連携し、あらかじめ所掌事務等を明らかにする。

2 復興基礎データの整備

市及び県は、復興対策に必要なとなる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努める。

3 復興拠点の整備

市及び県は、市の重要な災害復旧・復興拠点となる避難所（小・中学校等）について、大規模災害時にも最低限の拠点機能が維持されるように、停電時に必要最小限の電力供給を可能とする再生可能エネルギー設備及び蓄電設備を検討し、事前の整備に努める。

第2 災害復興対策本部の設置

1 災害復興本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

2 災害復興方針の設定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民等に公表する。

3 災害復興計画の策定

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。災害復興計画では、集落復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

なお、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づく特定被災市となった場合は、同法の規定により必要に応じて県と共同して復興計画を作成し、復興協議会の組織化、復興整備事業の実施等を行う。

第3 災害復興事業の推進

市は、県と連携して、災害復興事業を推進する。

1 専管部署の設置

市は、災害復興に関する専管部署を設置する。

2 災害復興事業の実施

市は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

風水害等編

目次

第1章 災害予防計画	1
第1節 風水害等の予防	1
第2節 火災の予防対策	2
第3節 雪害の予防対策	2
第4節 特殊災害の予防対策	3
第5節 防災拠点施設等の整備	5
第6節 応急活動体制の整備	5
第7節 地域防災力の向上	5
第8節 要配慮者対策	5
第2章 災害応急対策計画	6
第1節 災害応急活動体制	6
第2節 情報の収集伝達・広報	8
第3節 広域応援体制	10
第4節 水防活動（水防計画）	11
第5節 消火・救助活動	18
第6節 交通・緊急輸送	18
第7節 災害警備	18
第8節 避難対策	19
第9節 医療対策	24
第10節 飲料水・物資等の確保	24
第11節 要配慮者の支援	24
第12節 災害廃棄物対策	24
第13節 遺体の処置・埋葬対策	24
第14節 被災者生活支援	24
第15節 応急教育	25
第16節 災害ボランティア支援	25
第17節 生活関連事業等の応急対策	25
第18節 災害救助法の適用事務	25
第19節 事故災害対策	26
第20節 雪害対策	30
第21節 原子力災害応急対策	33
第3章 災害復旧対策	36
第1節 災害復旧事業計画の作成	36
第2節 激甚災害の指定に関する計画	36
第3節 災害復興対策	36

第1章 災害予防計画

第1節 風水害等の予防

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 土砂災害等対策	危機管理室	富士・東部建設事務所
第2 河川対策	建設課	
第3 農業災害予防対策	産業振興課	
第4 林業災害予防対策	産業振興課	

第1 土砂災害等対策

市及び県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害のおそれのある区域の指定・周知、避難体制の整備を図る。

また、県は、土石流、地すべり、急傾斜地において、法令に基づき地域指定及び対策工事を行う。

対策は、地震編第1章第1節第4「土砂災害等対策」に準ずる。

第2 河川対策

市は、大雨時の浸水被害を防止するため、管理する中小河川及び水路の改修工事を行う。

また、県に対し一級河川等の改修事業の推進を要請する。

第3 農業災害予防対策

1 農業施設対策

市は、平時から巡視点検を行い農業施設の適切な維持管理を図るとともに、大雨時に関係機関・団体等と連携した対応がとれるよう体制を構築する。

2 農作物対策

農業関係団体は、「山梨県農業災害対策要領」に基づき農作物の災害予防を指導する。

特に、凍霜害については、あらかじめ警戒期間（概ね3月下旬～5月下旬）を設け、別途予防対策要領等を定め、災害防止に努める。

また、台風による風水害に対しては、時期別・作物別の技術的な指導を行う。

第4 林業災害予防対策

1 林業対策

市は、林道及び治山施設の災害を防止するため、林道及び治山施設を調査し、補強等の適正措置をとる。

2 林地保全

市は、林地に順応した適正な森林整備を行い、災害の未然防止を図る。

第2節 火災の予防対策

地震編 第1章第2節「火災の予防対策」に準ずる。

第3節 雪害の予防対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 雪害予防体制の整備	危機管理室、建設課	
第2 雪害安全対策の整備	危機管理室、財政経営課、福祉課、 その他施設を管理する課	

第1 雪害予防体制の整備

市は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制及び情報連絡体制の整備を図る。

また、道路の通行が困難となる場合に備え、あらかじめ除雪を優先する道路を選定するとともに、迅速に除雪ができるよう事業者等との協力体制を構築する。

第2 雪害安全対策の整備

1 公共施設等の備え

市は、公共施設の利用者の安全を確保するため、除雪資機材、凍結防止剤等を備蓄する。

2 孤立対策

市は、住民に道路の通行不能、ライフラインの途絶等により、地域が孤立する場合に備え、自助として備蓄等を行うよう啓発する。

また、地域の情報を収集するため、支所、出張所、各施設等との通信手段を整備する。

3 住民の安否確認

市は、積雪時に地域の要配慮者の安否を確認するため、自主防災組織等が避難行動要支援者の名簿を活用して活動する体制を構築する。

第4節 特殊災害の予防対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物の災害予防対策	消防本部	県、関東東北産業保安監督部
第2 ガス事業施設の災害予防対策	危機管理室	日本瓦斯（株）

第1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物の災害予防対策

市及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物の爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

1 保安思想の啓発

関東東北産業保安監督部、県、市及び防災関係機関は、災害の未然防止のため、事業者に対し関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の対策を実施し保安思想の啓発を行う。

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 各種の講習会及び研修会の開催 | (2) 災害予防週間等の設定 |
| (3) 防災訓練の徹底 | |

2 規制及び指導の実施

関東東北産業保安監督部、県及び市は、施設の維持及び技術基準に従った作業方法が遵守されるよう、事業者に対し、次の規制及び指導を行う。

- | |
|-----------------------------|
| (1) 製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施 |
| (2) 関係行政機関との緊密な連携 |
| (3) 各事業所の実状把握と各種保安指導の推進 |

3 自主保安体制の充実

各事業所は、次の自主的な保安体制の充実に取り組む。

- | |
|----------------------------|
| (1) 取扱責任者の選任 |
| (2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄 |
| (3) 自衛消防組織の整備 |
| (4) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進 |

4 消防体制の整備

市は、消防職員及び消防団員の確保と資質の向上を図る。
また、資機材等の整備に努める。

第2 ガス事業施設の災害予防対策

1 コミュニティーガス事業者の措置

日本瓦斯（株）は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施する。

第1章 災害予防計画

第4節 特殊災害の予防対策

- (1) ガス施設について、ガス事業法（昭和29年法律第51号）による保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検の実施
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化
- (3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベの転倒防止措置の強化
- (4) ガス使用者に対して災害時の知識普及
- (5) 防災に係る訓練の実施

2 市の措置

市は、県及びガス事業者と協力して、次の対策を実施する。

- (1) 災害予防の知識の啓発
- (2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及

第5節 防災拠点施設等の整備

地震編 第1章第4節「防災拠点施設等の整備」に準ずる。

第6節 応急活動体制の整備

地震編 第1章第5節「応急活動体制の整備」に準ずる。

第7節 地域防災力の向上

地震編 第1章第6節「地域防災力の向上」に準ずる。

第8節 要配慮者対策

地震編 第1章第7節「要配慮者対策」に準ずる。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

第1 配備体制

市の配備体制は、次のとおりである。

配備体制	基準	内容	配備要員
警戒配備	1 早期注意情報（警報級の可能性）が発表された場合で、危機管理室長が必要と認めたとき。	危機管理担当が情報収集を行う体制	
配備検討会議	1 次の気象警報が発表され、又は発表が見込まれ危機管理室長が必要と認めたとき。 ・大雨警報 ・洪水警報 ・大雪警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 2 台風接近等による暴風雨が予想され、危機管理室長が必要と認めたとき。 3 事故災害等が発生し、各部長が必要と認めたとき。		議長：危機管理室長 構成：副市長、各部長、消防長、危機管理室長
各部対応	・配備検討会議で決定	小規模被害の発生に対し、各部各課で対応する体制（全庁的な体制を必要としない）	各部各課で定める。
第一配備（災害警戒本部）	・配備検討会議で決定 [目安] ・気象警報が発表され、大雨、浸水等が予想されるとき（事前避難を行うとき）。 ・延焼火災が発生したとき。 ・大規模事故が発生したとき。 ・10cm以上の積雪が観測又は予想されるとき。 ・市長が必要と認めたとき。	事前避難、避難行動要支援者の避難支援、河川・崖地等の警戒等を行う体制	各部各課で定める。
第二配備（災害対策本部）	・配備検討会議で決定 [目安] ・市域に局地的な被害が発生したとき。 ・市長が必要と認めたとき。	各部各課が必要な人員を動員し、災害対策本部を設置して、災害対策を実施する体制	・各部各課で定める。 ・支所・出張所職員
第三配備（災害対策本部）	・配備検討会議で決定 [目安] ・市域に大規模な被害が発生したとき。 ・市長が必要と認めたとき。	災害対策本部を設置し、災害対策を実施する体制	全職員（会計年度任用職員（月給を含む。）

第2 職員の動員

1 動員方法

危機管理室から SNS、庁内放送、電話等により配備体制の伝達を行う。
配備体制の伝達を受けた所属長は、各所属職員の参集を指示する。

2 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各職員の勤務場所とする。
また、支所・出張所には支所・出張所職員が参集する。
ただし、災害の状況により、勤務場所への出勤が困難な場合は、近隣の支所・出張所へ参集する。

第3 災害対策本部等の設置、運営

地震編 第2章第1節「第3 災害対策本部等の設置、運営」に準ずる。

第2節 情報の収集伝達・広報

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 通信手段の確保	本部班、調整班	
第2 情報の収集・伝達	本部班、情報班、調査班、被災者班、復旧班	県、甲府地方気象台
第3 災害報告	本部班、消防本部	
第4 広報・広聴	情報班、被災者班	

第1 通信手段の確保

地震編 第2章第2節「第1 通信手段の確保」に準ずる。

第2 情報の収集・伝達

1 異常現象発見時の通報等

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報する。

市長は、できるだけその現象を確認し、甲府地方気象台、富士・東部地域県民センターその他当該事象に係る機関に通報する。

2 気象情報等の収集・伝達

(1) 気象警報・注意報

気象庁の発表する気象警報・注意報は、次のとおりである。

市は、山梨県災害情報メール配信システム等から情報を収集する。

なお、市が属する予報区は、山梨県東部・富士五湖（一次細分区域名）、東部（市町村等をまとめた地域）である。

区分	内容
特別警報	<ul style="list-style-type: none"> 警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合に発表 種類は、大雨、大雪、暴風、暴風雪
警報	<ul style="list-style-type: none"> 重大な災害が発生するおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報 種類は、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪
注意報	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報 種類は、大雨、洪水、大雪、強風、風雪、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、着氷、着雪、霜、低温

(2) 記録的短時間大雨情報

大雨警報が発表されている時に、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨が観測あるいは解析された場合（運用基準は、1時間雨量が100mm、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現している場合）に発表する。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかけ

る。

また、気象ドップラーレーダーによる観測等から、竜巻等の激しい突風の発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、「竜巻発生確度ナウキャスト」が気象庁のホームページで提供される。

(4) 火災気象通報

甲府地方気象台は、乾燥注意報・強風注意報を発表したときは、消防法第22条第1項に基づき、知事に「火災気象通報」を通報する。

上野原市消防本部消防長（不在のときは署長）は、空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されるときは、「上野原市火災警報に関する規則」に基づき火災警報を発令する。

(5) 土砂災害警戒情報

県及び甲府地方気象台は、共同で、市町村を単位として土砂災害警戒情報を発表する。

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、避難指示等の発令判断及び自主避難の判断を支援する情報である。

(6) 警戒レベル

警戒レベルは、災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と、その行動を居住者等に促す情報とを関連付けるもので、5段階に区分される。

市は、避難指示等の発令に際し、警戒レベルを付加し伝達する。

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	避難情報 (市発令)	防災気象情報等
5	災害発生又は切迫	命の危険、直ちに安全確保	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報 決壊、越水発生（現場からの情報）
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）の危険度分布の「非常に危険」 大雨警報（浸水害）の危険度分布の「非常に危険」
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報 洪水警報 大雨警報（土砂災害）の危険度分布の「警戒」 大雨警報（浸水害）の危険度分布の「警戒」
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	-	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）の危険度分布の「注意」 大雨警報（浸水害）の危険度分布の「注意」 大雨注意報 洪水注意報
1	今後気象状況の悪化のおそれ	災害への心構えを高める。	-	早期注意情報（警報級の可能性）

2 気象情報等の伝達

市は、住民等に必要な情報等を防災行政無線、SNS等を用いて伝達する。

3 被害情報の収集

市は、次の方法で被害情報を収集する。

- (1) 復旧班による巡回
- (2) 警察署及び消防本部からの情報

第2章 災害応急対策計画

第3節 広域応援体制

- (3) 支所、出張所等からの報告（支所、出張所管内の住民からの通報）
- (4) アマチュア無線クラブからの報告
- (5) 住民からの市役所への通報
- (6) ドローンによる道路被害状況の調査 等

第3 災害報告

地震編 第2章第2節「第3 災害報告」に準ずる。

第4 広報・広聴

地震編 第2章第2節「第4 広報・広聴」に準ずる。

第3節 広域応援体制

地震編 第2章「第3節 広域応援体制」に準ずる。

第4節 水防活動（水防計画）

第1 目的

水防計画は、水防法第4条の規定に基づき、知事から指定された指定水防管理団体である市が、同法第33条の規定に基づき河川等の洪水等の水災に対処し、その被害を軽減することを目的として策定したものである。

第2 水防事務の処理

市は、水防警報の通知を受けたときから、洪水等による危険が除去される間、水防計画に基づいて水防事務を処理する。

第3 水防本部の設置及び組織事務分担表

1 水防本部

水防管理者（市長）は、洪水等についての水防活動の必要性があると認めるときからその危険が除去するまでの間、市に水防本部を設置し、水防事務を処理する。水防本部の事務局は市役所に設置する。

なお、災害対策本部を設置した場合、水防本部は災害対策本部に移行する。

2 本部組織

(1) 組織

水防本部の組織は、災害対策本部組織に準ずる。

(2) 事務分掌

各班の事務分掌は災害対策本部事務分掌に準ずるが、特有の活動については、次のとおりである。

班	分掌事務
建設班（建設課長）	ア 水防本部の庶務に関すること。 イ 雨量観測者及び水位観測者からの情報収集に関すること。 ウ 水防資機材の調達に関すること。 エ 出動命令に関すること。 オ 水防警報の伝達に関すること。 カ 県への出動報告に関すること。 キ 隣接市村等への堤防決壊の通報に関すること。 ク 水防活動の経理に関すること。
庁舎・車両班（財政経営課長）	ア 水防用車両の管理、配車及び緊急調達に関すること。 イ 水防資機材等の緊急輸送に関すること。
調整班（総務課長）	ア 隣接市村等への堤防決壊の通報に関すること。
要配慮者支援班（福祉課長、長寿介護課長）	ア 浸水予想地域内の社会福祉入所施設への伝達に関すること。

水防作業班（消防署長）	ア 河川の巡視に関すること。 イ 水防作業に関すること。
-------------	---------------------------------

第4 水防本部の係員の非常参集

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに水防本部に参集し、水防本部長（市長）の指揮を受ける。

第5 常時及び非常時監視

1 常時監視

水防管理者（市長）及び消防機関の長（消防長）は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求めなければならない。

2 非常時監視

水防管理者（市長）及び消防機関の長（消防長）は、気象の悪化が予想されるときは、監視、警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じなければならない。

第6 水防管理団体の非常配備

1 非常配備の指令

水防管理者（市長）が、管下の消防機関等を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発する。

- (1) 水防本部長（市長）が自らの判断により必要と認める場合
- (2) 緊急にその他必要があるとして知事から指示があった場合

2 本部員の非常配備

本部員の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準ずるものとして、水防管理者（市長）は、あらかじめその態勢を整備する。

3 本部職員（消防団員）の非常配備

(1) 待機

水防団長（消防団長）は、本部会議の状況により、水防副団長（消防副団長）に対し、水防団員（消防団員）が直ちに次の段階に入り得るような状態におくよう、待機命令を発する。

待機命令は、概ね次の状況の際に発する。

- ア 大雨及び洪水に関する注意報並びに警報が通知されたとき。
- イ 県水防本部が待機の体制に入ったとき。

(2) 準備

水防分団長（消防分団長）等は、所定の詰所に集合し、資機材の整備点検、作業人員の配備計画等に当たり、水防上危険ある工作物のある箇所への水防団員（消防団員）の派遣、水位観測、堤防監視等のため一部水防団員（消防団員）を出勤させる。

準備命令は、概ね次の状況の際に発する。

- ア 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出勤の必要が予測されるとき。

- イ 水防警報が通知されたとき。
- ウ 自ら必要と認めたとき。

(3) 出動

水防団（消防団）の一部又は全員が所定の詰所に集合し、警戒配置につく。
出動命令は、概ね次の状況の際に発する。

- ア 河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
- イ 水防警報（出動）が通知されたとき。
- ウ 自ら出動の必要を認めたとき。

4 報告

次の場合には、水防本部長（市長）は、富士・東部建設事務所水防支部に報告する。

- (1) 警戒水位に達し、またそれ以外の場合においても水防団（消防団）及び消防機関（消防本部）が出動したとき。

この場合、水防管理者（市長）はその所轄区域内に出動信号を発するとともに、警察署に通報する。

- (2) 危険が増して水防作業を開始したとき。
(3) 堤防その他の異状を発見したとき。

第7 水防作業

水防分団長（消防分団長）は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、最も適切な工法を選択し水防作業を実施する。水防工法は、県水防計画水防工法を用いる。

第8 水防巡視及び水防信号

1 水防巡視

水防本部長（市長）は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防分団長（消防分団長）に対し、その通報を通知し、必要な水防団員（消防団員）を河川、水門、樋門等の巡視を行うよう指示する。

また、水位観測所の河川水位が通報水位又は警戒水位に達した旨の通報があったときは、直ちに関係水防分団長（消防分団長）に通知するとともに、次項に定める「水防信号」により周知し、さらに必要な水防団員（消防団員）を招集し、警戒、水防活動等に当らせる。

2 水防信号

水防信号は、山梨県水防信号規則（昭和24年山梨県規則第52号）の規定による。

第2章 災害応急対策計画
第4節 水防活動（水防計画）

信号の種類	配備	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	量水標の水位が警戒水位に達し、なお増大のおそれあることを知らせるもので、水防関係者が待機し、資材の手配準備をするもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第2信号	水防機関に属する全員が出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第3信号	水防管理団体の区域内に居住する者の出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱打	約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○—

- 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することも差支えない。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

第9 水防資材並びに輸送の確保

1 水防資機材の整備

各河川の水防受持区域の水防分団（消防分団）は、地域の状況に応じて水防に必要な資機材を整備する。

2 水防資機材の調達

各水防分団（消防分団）は、水防資機材確保のため、防御に必要な資機材を整備するとともに、資機材業者等を把握し、緊急時に備える。

なお、水防分団（消防分団）において、状況の急変等により水防本部に要請するいとまがないときは、水防分団長（消防分団長）は当該各地域の業者等により調達する。その場合は、その旨を水防管理者（市長）あてに報告する。

3 輸送の確保

水防本部は、県水防本部、富士・東部建設事務所水防支部、上野原警察署、管内からの通報等に基づき、その状況に従い通行路線を決定し、輸送の正確を図る。

第10 水防活動等

1 水防団、消防団の活動

水防団（消防団）は、水防警報等を受けたときから、洪水等による危険が除去される間、水防計画に基づいて活動する。

2 水防受持区域

水防分団（消防分団）の水防受持区域は、上野原市消防団の組織編成の管轄区域によるものとし、次のように定める。

なお、水防団長（消防団長）は、必要に応じ他の水防分団（消防分団）の水防作業を応援させることがある。

区域	担当分団	区域	担当分団
大目地区	大目分団	上野原地区	上野原分団
甲東地区	甲東分団	桐原地区	桐原分団
巖地区	巖分団	西原地区	西原分団
大鶴地区	大鶴分団	無生野区～中野区	秋山第1分団
島田地区	島田分団	神野区～安寺沢区	秋山第2分団

3 河川、堤防等の巡視

- (1) 各水防分団長（消防分団長）は、洪水予報の通知を受けたときは、随時、河川及び堤防を巡視し、量水標による水位の変化及び水門の状況を水防管理者に報告する。
なお、水位が警戒水位に達したときは第1信号により地域住民に周知する。
- (2) 各水防分団長（消防分団長）は、河川の水位が警戒水位に達したときは、常時、河川及び堤防を巡視し、洪水のおそれを察知したときは、直ちにその状況を水防管理者（市長）に報告するとともに、第2信号を打鐘し水防団員（消防団員）を招集し水防作業に当らせ、その旨を水防管理者（市長）に報告する。
- (3) 各水防分団長（消防分団長）は、堤防の決壊又はこれに準ずるべき事態が発生し、水防のため地域住民の出動を求める必要があるときは、直ちに第3信号を打鐘し、その旨を水防管理者（市長）に報告する。
- (4) 各水防分団長（消防分団長）は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域住民の避難立退きを必要と認めるときは、第4信号を打鐘し、安全な場所に避難誘導するとともに、その旨を水防管理者に報告する。
- (5) 量水標が設置されていない河川についても、上記に準じて対応する。

第11 避難のための立退き

1 立退き等の指示

水防管理者（市長）は、自ら防御する堤防等が破堤した場合、又は破堤の危機に瀕した場合には、直ちに必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示する。

2 立退き計画の作成

水防管理者（市長）は、当該区域を管理する警察署長と協議のうえ、あらかじめ立退き計画を作成し、立退き先、経路等に必要な措置を講じておく。

立退き計画の主たる事項は、次のとおりである。

- (1) 立退きを要する人口、世帯数
- (2) 避難地点及び避難地点までの連絡
- (3) 立退きのための指導員編成

河川名	避難立退区域	避難人員	避難場所	避難立退経路
桂川	上野原市上中下新田	130人	島田小学校	県道新田松留線 県道四日市場上野原線
方屋川	〃 方屋	70人	西原出張所	県道上野原丹波山線
六藤川	〃 六藤	45人	西原出張所	県道上野原丹波山線

3 警察署長への通知

水防管理者（市長）は、1の立退き又は準備を指示した場合は、警察署長にその旨を通知する。

第12 水防活動報告

1 水防本部長（市長）への報告

各水防分団長（消防分団長）は、水防活動終了後2日以内に水防実施状況報告書により水防本部長（市長）に報告しなければならない。

2 県建設部水防支部長への報告

(1) 緊急報告事項

水防管理者（市長）が富士・東部建設事務所水防支部長に緊急に報告すべき事項は、次のとおりである。

ア 水防団を出動させたとき。	イ 他の水防管理者等に応援を要請したとき。
ウ 破堤、はん濫したとき。	エ 洪水増減の状況
オ 応援の状況	カ その他必要と認める事態を生じたとき。

(2) 水防報告

水防管理者（市長）は、水防が終了したときは、遅滞なく「水防実施状況報告書」により富士・東部建設事務所水防支部長に報告する。

第13 公用負担

1 公用負担権限

水防法第28条により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（市長）は、次の権限を行使することができる。

(1) 必要な土地の一時使用	(2) 土石、竹木その他の資材の使用
(3) 土地、土石、竹木その他の資材の収用	(4) 車両その他の運搬用機器の使用
(5) 工作物その他の障害物の処分	

2 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者（市長）にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者から委任を受けた者にあっては証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示する。

3 公用負担命令

水防法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡してこれを行う。

第14 災害補償

1 公務災害補償

水防団長（消防団長）又は水防団員（消防団員）が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防管理者（市長）が損害を補償する。

2 水防法第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償

水防法第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、水防管理者（市長）はその者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（水防法第45条）。

第15 河川管理者の協力

知事は、自らが管理する河川において、水防管理団体（市）が行う水防のための活動に対し、業務等に照らし、可能な範囲で次の協力を行う。

項目	内容
情報の提供	水防管理団体（市）に対して、河川に関する情報（管理する河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTV映像）の提供
必要事項の提示	水防管理団体（市）に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には、通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
関係者及び一般への周知	堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
点検の実施	重要水防箇所の合同点検の実施
資機材の提供	水防管理団体（市）及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供
職員の派遣	水防管理団体（市）及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第5節 消火・救助活動

地震編 第2章「第4節 消火・救助活動」に準ずる。

第6節 交通・緊急輸送

地震編 第2章「第5節 交通・緊急輸送」に準ずる。

第7節 災害警備

地震編 第2章「第6節 災害警備」に準ずる。

第8節 避難対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 避難の基本方針		
第2 自主避難	本部班、避難班	
第3 避難指示等の発令等	本部班	
第4 緊急避難場所等の開設	避難班（避難所担当対策部）	
第5 避難所の運営	避難班（その他関係する班）	
第6 在宅等の避難者への対応	避難班、被災者班	
第7 警戒区域の設定	本部班	
第8 広域一時滞在	本部班	
第9 帰宅困難者対策	物資班	
第10 防犯対策	被災者班	

第1 避難の基本方針

1 避難の基本方針

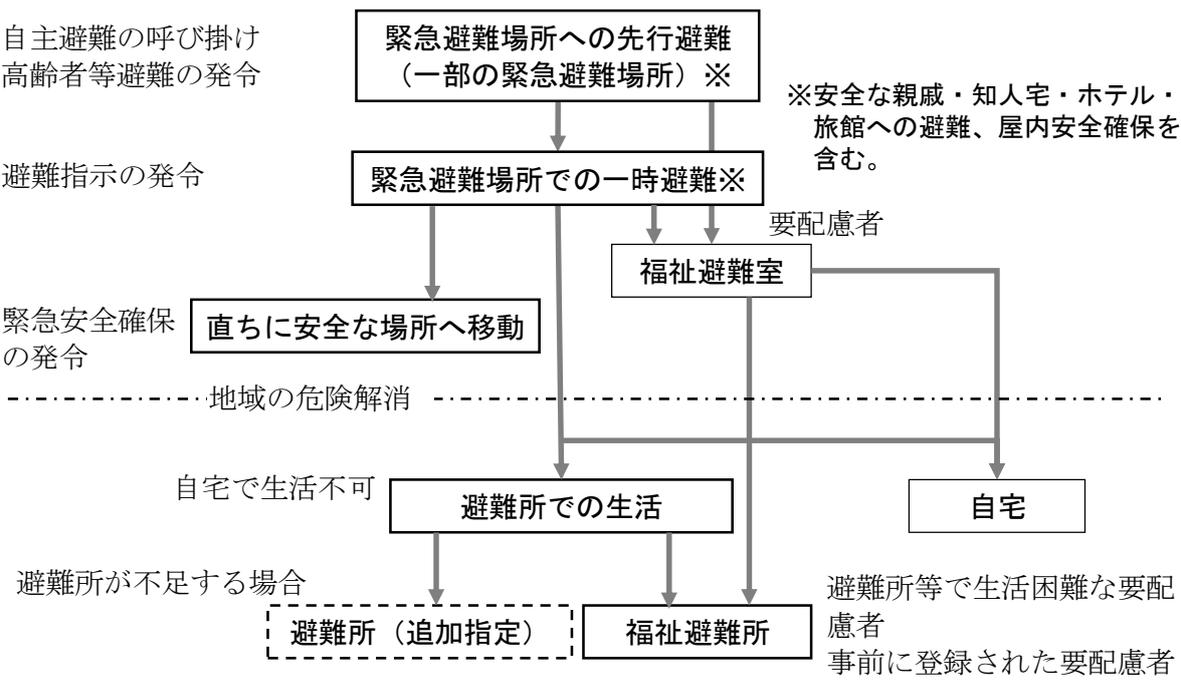
風水害時における避難の基本方針は、次のとおりである。

- | |
|--|
| <p>(1) 台風の接近等により危険が想定される場合は、時間的余裕をもって、自主避難の呼び掛け又は高齢者等避難を発令する。その場合は、先行して各地区の一部の緊急避難場所を開設する。（要配慮者は福祉避難室を利用する。）
※上記避難場所の他、安全な親戚・知人宅・ホテル・旅館への避難、堅牢な建物の上層階等での屋内安全確保を行う。</p> <p>(2) 土砂災害等の危険がある場合は、危険区域の居住者等に対して避難指示を発令する。その場合は緊急避難場所を開設する。（要配慮者は福祉避難室を利用する。）
※上記避難場所の他、安全な親戚・知人宅・ホテル・旅館への避難、堅牢な建物の上層階等での屋内安全確保を行う。</p> <p>(3) 土砂災害等の発生が切迫した場合は、緊急安全確保を発令する。その場合は、直ちに堅牢な建物の上層階で斜面とは反対側の部屋等への移動を促す。</p> <p>(4) 地域の危険が解消した場合は、帰宅の措置をとり緊急避難場所を閉鎖する。</p> <p>(5) 自宅が被災し居住できない場合は、避難所で生活する。</p> <p>(6) 要配慮者は、福祉避難室、福祉避難所で生活する。</p> |
|--|

- 自主避難の呼び掛け
- 高齢者等避難の発令

- 避難指示の発令

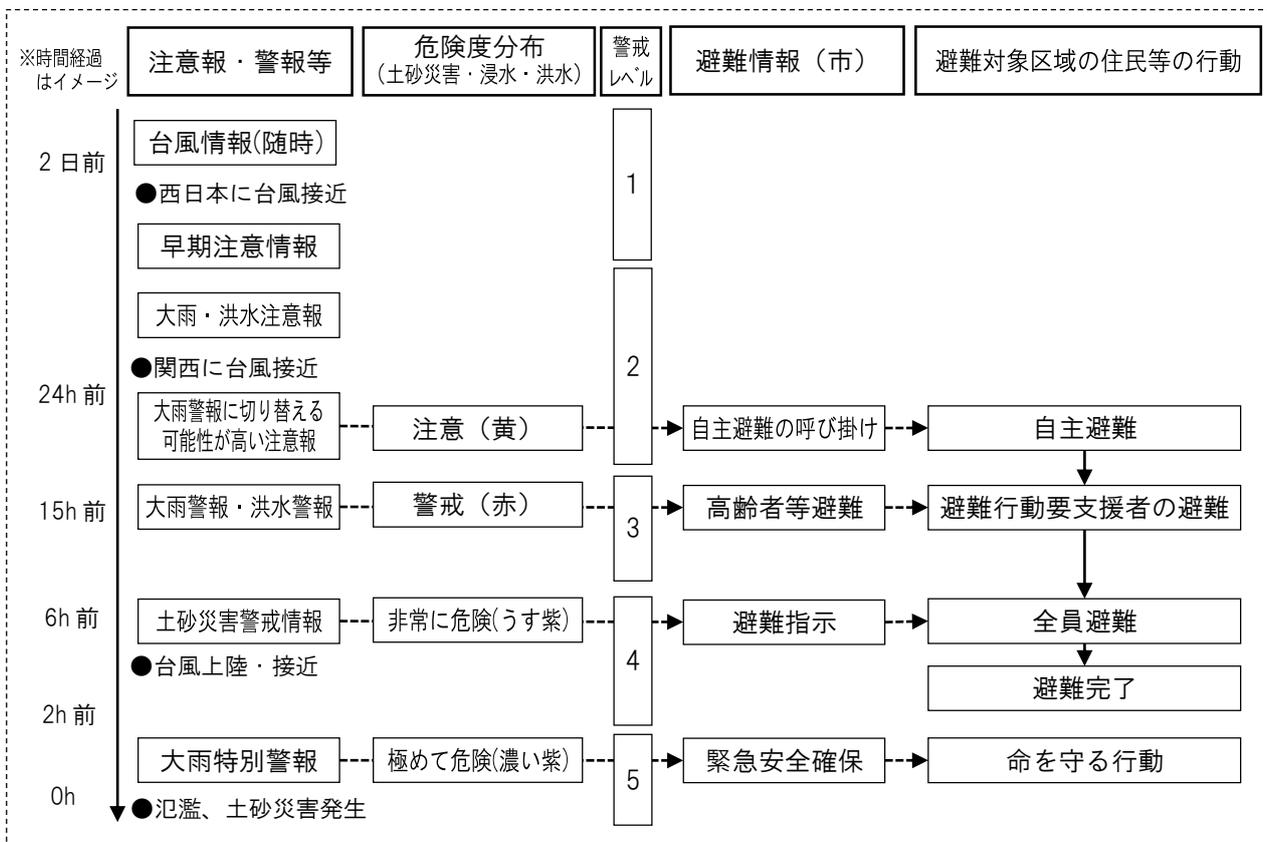
- 緊急安全確保の発令



〈避難の基本方針〉

2 タイムライン

台風接近時等においては、次のタイムラインで避難を行うことを目安とする。



〈避難のタイムライン〉

第2 自主避難

市は、台風の接近等により危険が想定される場合は、日没前に時間的な余裕をもって避難が可能なように緊急避難場所を開設し、事前の自主避難を呼び掛ける。

なお、その場合の食料、生活必需品等は、避難者が持参することとする。

第3 避難指示等の発令等

1 避難指示等の発令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示等を発令する。

(1) 避難指示等の種類

避難指示等の種類は、次のとおりである。

種類	内容
高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示に先立ち、住民の避難準備及び避難行動要支援者等の避難を促すために、高齢者等避難を発令する。
避難指示 【警戒レベル4】	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示する。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅、近隣の頑丈な建物にて緊急的に安全を確保するよう促す。

(2) 避難指示等の発令権者

避難指示等の発令権者は、法令により次のとおり定められている。

発令権者	要件	根拠法令
市長	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項
知事	・災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項
警察官	・市長が避難のための立ち退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認められるとき。 ・市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいなとき。	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた県職員	・洪水、雨水出水等により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
水防管理者	・洪水、雨水出水等により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条

(3) 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令基準は、警戒レベルに応じて設定し、概ね次のとおりである。

避難情報	基準（目安）
自主避難	(1) 強い降雨を伴う台風等が 24 時間以内に接近・通過することが予想される場合
高齢者等避難 【警戒レベル 3】	(1) 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]）する場合 (2) 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 (3) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル 3 相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 (4) 強い降雨を伴う台風等が 24 時間以内に接近・通過することが予想される場合
避難指示 【警戒レベル 4】	(1) 土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]）が発表された場合 (2) 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]）する場合 (3) 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 (4) 河川の水位が上昇し、氾濫するおそれのある場合
緊急安全確保 【警戒レベル 5】	(1) 土砂災害が発生した場合 (2) 河川の氾濫が発生した場合

2 避難指示等の伝達

(1) 伝達方法

市は、次の方法で避難指示等を対象の住民等に伝達する。

ア 防災行政無線
イ 防災行政うえのはらメール
ウ SNS（防災ツイッター等）
エ 音声告知端末
オ 広報車による呼びかけ
カ 消防団による呼びかけ
キ Lアラートによるテレビ、ラジオ
ク 支援者による避難行動要支援者への個別の呼びかけ

(2) 避難指示等の内容

避難指示等の内容は、次のとおりである。

ア 避難対象地域	イ 避難先
ウ 避難指示等の理由	エ その他必要な事項

3 避難誘導

避難誘導は、自主防災組織、自治会等を主体に住民で行うこととする。

第4 緊急避難場所等の開設

1 緊急避難場所の開設

市は、一時的に避難した住民等のため、緊急避難場所（グラウンド、建物）を開設する。勤務時間内は、施設管理者が対応する。

災害の発生するおそれがあるときに開設する緊急避難場所は、次のとおりである。

- (1) 西原出張所
- (2) もみじホール
- (3) 秋山小学校

※その後、本部長が避難所の開設が必要と判断した場合は、順次他の避難所を開設する。

2 避難所の開設

市は、住家が被災し居住が困難となった被災者に対し、生活の場として避難所を開設する。

開設する場合は、当初、避難所に職員等を配置し、施設管理者と連携して初期の運営を支援する。

第5 避難所の運営

地震編 第2章第7節「第4 避難所の運営」に準ずる。

第6 在宅等の避難者への対応

地震編 第2章第7節「第5 在宅等の避難者への対応」に準ずる。

第7 警戒区域の設定

地震編 第2章第7節「第6 警戒区域の設定」に準ずる。

第8 広域一時滞在

地震編 第2章第7節「第7 広域一時滞在」に準ずる。

第9 帰宅困難者対策

地震編 第2章第7節「第8 帰宅困難者対策」に準ずる。

第10 防犯対策

地震編 第2章第7節「第9 防犯対策」に準ずる。

第9節 医療対策

地震編 第2章「第8節 医療対策」に準ずる。

第10節 飲料水・物資等の確保

地震編 第2章「第9節 飲料水・物資等の確保」に準ずる。

第11節 要配慮者の支援

地震編 第2章「第10節 要配慮者の支援」に準ずる。

第12節 災害廃棄物対策

地震編 第2章「第11節 災害廃棄物対策」に準ずる。

第13節 遺体の処置・埋葬対策

地震編 第2章「第12節 遺体の処置・埋葬対策」に準ずる。

第14節 被災者生活支援

地震編 第2章「第13節 被災者生活支援」に準ずる。

第15節 応急教育

地震編 第2章「第14節 応急教育」に準ずる。

第16節 災害ボランティア支援

地震編 第2章「第15節 災害ボランティア支援」に準ずる。

第17節 生活関連事業等の応急対策

地震編 第2章「第16節 生活関連事業等の応急対策」に準ずる。

第18節 災害救助法の適用事務

地震編 第2章「第17節 災害救助法の適用事務」に準ずる。

第19節 事故災害対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 危険物事故災害対策	本部班、情報班、被災者班、生活班、医療保健班、避難班、消防本部	施設管理者等
第2 航空機事故災害対策	本部班、情報班、被災者班、生活班、医療保健班、避難班、消防本部	上野原警察署
第3 道路災害対策	本部班、情報班、避難班、消防本部	上野原警察署

第1 危険物事故災害対策

1 市の対応

(1) 情報収集

市は、危険物等事故が発生した場合、警戒配備体制を敷き情報収集を行う。

(2) 事故への対応

市は、上野原警察署等と連携して、消火及び救助活動を行う。

また、危険物の漏出、延焼火災等により影響が拡大する場合は、危険地区の住民等に避難指示を発令し、安全な緊急避難場所に誘導する。

その他の対応については、第2章各節に準ずる。

2 火薬類の応急対策

火薬類を扱う施設の管理者等は、次の措置を講じる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときは、これを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け、見張人をつける。
- (2) 運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときには、火薬類を付近の水中に沈める等の安全上の措置を講ずる。
- (3) 前記の措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。
- (4) 運搬中火薬類が爆発又はそのおそれのあるときには、災害防止の応急措置を講じるとともに警察官又は消防吏員に通報する。

3 高圧ガスの応急対策

高圧ガス施設の管理者等は、次の措置を講じる。

- (1) 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止する等、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。
- (2) 充填容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。
- (3) 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は、消防本部、上野原警察署及び荷受人等へ通報する。

なお、緊急、やむを得ないときは付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。

- (4) 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

4 危険物の応急対策

危険物施設の管理者等は、次の措置を講じる。

- (1) 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。
- (2) 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。
- (3) 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。
- (4) 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防本部、上野原警察署等に速やかに通報する。

5 毒物劇物の応急対策

毒物劇物の管理者等は、富士・東部保健所、上野原警察署、消防本部等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

- (1) 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立ち入りを禁止する。
- (2) 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。
- (3) 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。
- (4) 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

6 放射性物質の応急対策

放射性物質の管理者等は、上野原警察署、消防本部等関係機関の協力を得て、次の措置を講じる。

- (1) 放射線障害の危険のある地区内に所在している者に対して、避難するよう警告する。
- (2) 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者は、速やかに救出し医療機関へ収容する。
- (3) 放射性同位元素による汚染が生じたときは、直ちに汚染の拡大防止、放射性同位元素の除去等の措置を講ずる。
- (4) 放射性同位元素を他の場所へ移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲に柵、標識等を設置し、見張人をおいて関係者以外の立ち入りを禁止する。
- (5) 事故発生時、危険区域内に所在していた者に対し、医師による診断等必要な措置を講じる。

第2 航空機事故災害対策

市域において、航空機の墜落・炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、関係機関と連携して乗客及び地域住民を迅速かつ適切に救出し、被害の軽減を図る。

1 情報収集・伝達体制

市は、事故発見者からの通報があった場合は、その旨を県及び関係機関に連絡する。

2 消防活動

市は、化学消防車両、化学消火薬剤等による消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

3 救出・救護活動

市は、乗客、付近住民の救出のため担架等の必要な資機材を投入し、迅速な活動にあたる。負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、上野原市立病院、北都留医師会、日赤山梨県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ及び応急処置を行った後、医療機関に搬送する。

4 遺体の収容

市は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

5 交通規制

上野原警察署は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。

また、その旨を交通関係者及び地域住民に広報する。

市は、広報活動に協力する。

6 防疫・清掃

市は、情報等により当該航空機が国際線であることが判明した場合、県を通じて成田空港検疫所等と密接に連携して、応急対策を行う。

市は、防疫活動に協力するほか、災害現場の清掃等を行う。

7 広報活動

市は、事故発生状況、地域への影響等について、必要に応じて各種の災害時広報手段を活用して住民に周知する。

8 その他支援

市は、県、事故の原因者及びその他関係機関から要請があった場合は、被災者家族の待機所、宿泊施設の提供等、必要に応じて支援する。

第3 道路災害対策

橋梁の落下、トンネル・擁壁等の崩落、危険物等を積載する車両等の事故に対し、被害の拡大を防止するため、事故発生時の応急対策について定める。

1 情報収集・伝達体制

危険物積載車両の事故が発生した場合、輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、市に流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。

市は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

2 消防活動

市は、速やかに事故の状況を把握するとともに、道路管理者と協力して、迅速な消火活動、危険物の拡散防止、防除等を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動等の応援要請を行う。

3 救助・救急

市は、事故現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて国、県及び他市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

4 交通規制

上野原警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、道路管理者と協力して、障害物の除去、迂回路の確保を図る等、的確な交通規制を行う。

5 避難対策

市は、避難場所を開設する。

また、自主防災組織（区）等は、避難誘導に際し、避難場所、避難路、災害危険箇所等の所在、災害の概要等、避難に関する情報の提供に努める。

また、上野原警察署は、避難誘導について協力する。

6 広報活動

市は、事故発生状況、地域への影響等について、必要に応じて各種災害時広報手段を活用し、住民に周知する。

7 その他支援

市は、県、事故の原因者、その他関係機関の要請により、被災者家族の待機所、宿泊施設の提供等、必要に応じて支援する。

第20節 雪害対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 道路除雪体制	復旧班	
第2 市の配備体制	本部班	
第3 情報の収集・伝達	本部班、情報班	
第4 避難	本部班、避難班	
第5 要配慮者への支援	本部班、要配慮者支援班	
第6 雪害発生時の応急対応	本部班、庁舎・車両班、復旧班、施設を管理する班	ライフライン機関

雪害が発生した場合又は発生のおそれがある場合、市は体制を確立し、県及び防災関係機関と連携して被害拡大防止と被災者の救助救護に努める。

なお、本節に記載がない事項については、地震編及び風水害等編各節に準ずる。

第1 道路除雪体制

市は、道路交通の確保のため、上野原市建設業協力会等と協力して「山梨県道路除排雪計画」における除雪優先路線等と調整を図りながら、各道路管理者との相互連携により除雪作業を実施する。

第2 市の配備体制

市の配備体制は、上野原市災害対策活動要領第9条「本部の配備基準」別表による。

なお、降積雪時における活動概要は、次のとおりである。

1 第1 配備

危機管理室長は、降雪時の状況及び見込みにより、雪害のおそれがあると認めた場合には、早期に第1 配備を指令し、災害関係対策部に配備を要請する。

2 第2 配備の指令等

危機管理室長は、次に定める状態となった場合、関係部局相互の連携の下に、警戒活動及び災害応急対策を実施すると共に、第2 配備を指令する。

- (1) 災害の発生するおそれが高まり、災害対策本部設置の準備が必要であると認めたとき。
- (2) 全庁的な除雪を円滑に進めるための体制を整える必要があると認めたとき。
- (3) 融雪に伴う災害の発生のおそれがあると認めたとき。

3 第3 配備（災害対策本部の設置）

相当規模の雪害が発生又は発生するおそれがあるとき、若しくは大雪特別警報が発表されたときは、災害対策本部を設置する。

4 現地災害対策本部

雪害の発生状況等により、必要に応じて現地災害対策本部を支所・出張所等に設置する。

第3 情報の収集・伝達

1 関係機関等との連携

市は、甲府地方気象台、県等からの情報収集に努め、関係機関、自主防災組織等との連携及び情報共有を図る。

2 情報伝達等

市は、住民等に情報伝達、広報、注意喚起等を行う。主な内容は、次のとおりである。

- (1) 気象台、県等から得た気象状況等を随時調査・分析し、積雪状況、被害発生の可能性等についての注意喚起
- (2) 雪庇及び雪の崩落、雪下ろし作業による二次的災害防止等、積雪時における必要事項
- (3) 生活道路の自主的な除雪の実施、雪を道路、水路に捨てないこと
- (4) 積雪による煙突、排気管損傷等に伴う中毒事故、出火危険性に対する注意

3 被害状況の報告等

市は、雪害による被害の有無等を確認した場合は、県に状況を報告する。

第4 避難

市は、雪害が予想される場合は、緊急避難場所を開設し、早めの自主避難を呼び掛ける。
また、交通途絶による帰宅困難者に対して、一時滞在施設を提供する等の支援を行う。

第5 要配慮者への支援

市は、要配慮者の安全確保のため、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等に対し、迅速な安否確認、除排雪の協力、避難誘導、救助活動等の協力要請を行う。
また、災害ボランティアセンターと連携し、ボランティアによる支援対策の推進を図る。

第6 雪害発生時の応急対応

1 救助・医療対応

市は、住民等が被災した場合は、県、上野原警察署、関係機関等と協力し、救助・医療活動を行う。

また、道路不通により集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、ヘリコプターによる医師、保健師等の派遣、救急患者の救助、孤立集落の住民の避難救助等を要請する。

なお、被害が甚大な場合は、状況に応じて県に自衛隊の災害派遣要請の要求を行う。

2 雪崩対応

(1) 通行規制

市は、雪崩の発生又は発生の予兆等が確認された場合には、道路管理者及び上野原警察署と連携し、通行止め等を行う。

また、住民等に防災行政無線等により注意喚起等を行う。

(2) 施設等の二次災害防止

市は、雪崩が河川や施設等に影響を与えている場合は、当該施設の管理者に通報し、二次災害等の拡大防止を要請する。

3 公共施設等の安全対策

施設管理者は、施設の除雪を行う。

また、雪庇の発生状況を点検し、立入禁止、雪庇除去等の対策を講じる。

4 物資等の供給

市は、孤立した集落に対し、ヘリコプター等で生活必需品等の物資を供給する。

5 ライフラインの復旧

ライフライン機関は、大雪によりライフライン（電気・水道・電話等）の供給が停止した場合は、関係機関と連絡を取り、速やかに復旧対策等を行う。

第2.1節 原子力災害応急対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 情報の収集及び連絡体制の確立		県
第2 市の体制	本部班	
第3 モニタリング活動	本部班、生活班	
第4 避難者の受入れ	本部班、避難班	
第5 屋内退避、避難誘導等の防護活動	本部班	
第6 飲料水・飲食物の摂取制限	生活班、物資班	
第7 住民等への情報伝達活動	本部班、情報班、被災者班	

本節は、中部電力（株）浜岡原子力発電所において、原子力災害対策指針に基づく警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合（本県の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定された場合も含む。）の対応を示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

第1 情報の収集及び連絡体制の確立

県は、国及び静岡県から次の情報を収集し、必要に応じて県内市町村に連絡する。

時期	事態	情報
警戒事態発生後	静岡県内で震度6弱以上の地震が発生する等、原子力災害対策指針に規定する警戒事態が発生した場合	原子力事業所の状況 等
施設敷地緊急事態発生後	全交流電源の喪失等の原子力災害対策指針に規定する施設敷地緊急事態が発生した場合	原子力発電所の状況 緊急時モニタリング情報 防護措置の実施状況 等
全面緊急事態発生後	全ての非常用炉心冷却装置による原子炉への注水が不能等の原子力災害対策指針に規定する全面緊急事態が発生した場合	原子力発電所周辺の状況 緊急時モニタリング情報 避難・屋内退避等の状況 緊急事態応急対策活動の状況

第2 市の体制

市は、県から原子力災害に関する情報の連絡を受けた場合、警戒配備体制をしき情報収集を行う。

第3 モニタリング活動

県は、国、静岡県、原子力事業者等が実施する緊急時モニタリングの結果を収集するほか、国が

らの指示により緊急時モニタリング等を実施する。
市は、これらの情報を入手し、住民に伝達する。
また、必要に応じて独自にモニタリングを行い住民に公表する。

第4 避難者の受入れ

原子力災害により、県外から避難者の受入要請があった場合は、市は、一時避難場所を確保するとともに、市営住宅等を活用し避難者の受入に努める。

なお、浜岡原子力発電所で災害が発生した場合、山梨県内に静岡県牧之原市の避難者約45,000人の受入れが計画されており、上野原市はその避難先の自治体となっている。

第5 屋内退避、避難誘導等の防護活動

1 内閣総理大臣からの指示

内閣総理大臣は、原子力緊急事態が発生した場合には、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条の規定に基づき応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、次の指標を踏まえて、住民等に屋内退避、避難指示等を行うべきことの指示を行う。

基準の概要	初期設定値（※1）	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難、屋内退避等させる際の基準	500 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※2の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率※3）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間内に一時移転※4を実施

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置をいう。

2 避難指示等の発令

市は、内閣総理大臣から屋内退避、若しくは避難に関する指示があったとき、住民等に対する屋内退避又は避難指示等の措置をとる。

第6 飲料水・飲食物の摂取制限

市は、県から汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置について指示があった場合、その措置をとる。

また、県からの指示により、農畜産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、汚染農畜産物の採取の禁止、出荷制限等について、必要な措置をとる。

第7 住民等への情報伝達活動

市は、ホームページ、メール等多様な情報伝達手段により情報を伝達する。

また、県と連携し必要に応じ、相談窓口の設置をする等、住民等からの問い合わせに対応する。

第3章 災害復旧対策

第1節 災害復旧事業計画の作成

地震編 第4章「第1節 災害復旧事業計画の作成」に準ずる。

第2節 激甚災害の指定に関する計画

地震編 第4章「第2節 激甚災害の指定に関する計画」に準ずる。

第3節 災害復興対策

地震編 第4章「第3節 災害復興対策」に準ずる。

火山編

目次

第1章 総論	1
第1節 火山編の目的等	1
第2節 富士山の現況	2
第3節 噴火の想定	4
第2章 災害予防計画	8
第1節 関係機関との連携体制等の整備	8
第2節 避難活動体制の整備	9
第3節 災害に強いまちづくり	10
第4節 防災知識の普及啓発・教育	11
第5節 防災訓練	13
第6節 自主防災活動	14
第7節 各施設の防災対応力の向上	15
第3章 災害応急対策計画	16
第1節 災害応急活動体制	16
第2節 情報の収集伝達・広報	18
第3節 避難行動	23
第4節 交通応急対策	25
第5節 飲料水・物資等の確保	25
第6節 降灰対策	26
第7節 被害の拡大防止対策	27
第8節 災害救助法による支援	27
第9節 住宅供給の実施	27
第10節 残留者・行方不明者の捜索	27
第11節 災害ボランティア支援	27
第12節 要配慮者支援対策	27
第4章 継続災害・復旧・復興計画	28
第1節 継続災害	28
第2節 風評被害発生時の防止対策	28

第1章 総論

第1節 火山編の目的等

第1 火山編の目的

火山編は、住民等の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、国、県、市、防災関係機関、自主防災組織、住民等が行う防災対策について定めたものである。

なお、火山編に規定があるものを除いては、地震編及び風水害等編を準用する。

第2 活火山としての富士山

気象庁の定義による活火山とは、概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動がある火山をいい、現在、日本には111の活火山がある。富士山は、1707年に噴火記録（宝永噴火）があり、活火山として定義されている。

富士山は、日本の中央に位置し、広大な裾野を形成している。その周囲には多くの人口が存在しているため、大規模噴火が発生した場合、被害規模及び影響は甚大なものとなることが予想される。

また、噴火時には過去の歴史から、噴火に伴うあらゆる現象が発生する可能性が想定される。

第3 富士山との共生

富士山は、火山としての興味深い知識を豊富に得ることのできる火山資源であるとともに、優れた景観、豊富な動植物、水資源、高原野菜等は、火山による恩恵によるものであり、地域住民の生活の一部を支えている。

このため、富士山の自然環境及び恵みへの理解を深めながら、環境教育、災害に強い地域社会の形成、火山に関する教育・普及・啓発を行い、富士山との共生を図る必要がある。

第4 火山災害警戒地域の指定

市は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、内閣総理大臣により、富士山の噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域（火山災害警戒地域）として指定されている。

第2節 富士山の現況

第1 富士山の概要

富士山は、フィリピン海プレート、北米プレート及びユーラシアプレートが接する地域に位置する玄武岩質の成層火山で、山体の体積は約 500 km³と、日本の陸域の火山では最大である。

山腹斜面の勾配は、標高 1,000m以下では 10 度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂付近では 40 度近くとなっている。

第2 富士山の活動史

1 富士山の活動史

富士山は、約 70 万年前から 20 万年前までに活動した「小御岳火山」、約 10 万年前から 1 万年前まで活動した「古富士火山」、それ以降、現在まで活動を続ける「新富士火山」に区別されている。

なお、現在ではこの小御岳火山の下に「先小御岳火山」の存在が想定されている。

(1) 小御岳火山の時代

約 70 万年前から 20 万年前で、現在の富士山よりやや北側に小御岳火山が誕生した。

(2) 古富士火山の時代

約 10 万年前に小御岳火山の南斜面で古富士火山が噴火を開始し、爆発的な噴火を繰り返した。活動末期には少なくとも 4 回の山体崩壊（表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊）が発生した。

(3) 新富士火山の時代

約 1 万年前、古富士火山を覆うように新富士火山（現在の富士山）が噴火を開始した。新富士火山は、山頂火口及び側火口（山頂以外の山腹等の火口）から玄武岩質の溶岩流及び火砕物（火山灰、火山礫などマグマが砕けた形で噴出されるもの）を噴出した。約 1 万年前～8 千年前頃には、静岡県三島市及び山梨県大月市付近まで到達する規模の大きな溶岩が流出した。

新富士火山は、噴火口の位置や噴出物の種類等から 5 つの活動期（噴火ステージ）に分類できる。

噴火ステージ	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
ステージ 1	約 11,000 年前～ 約 8,000 年前	山頂と山腹等	多量の溶岩流の噴出量は、新富士火山全体の 8～9 割に及ぶ。
ステージ 2	約 8,000 年前～ 約 4,500 年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんど無く、間欠的に比較的の小規模な火砕物噴火
ステージ 3	約 4,500 年前～ 約 3,200 年前	山頂と山腹等	小・中規模の火砕物噴火や溶岩流噴火
ステージ 4	約 3,200 年前～ 約 2,200 年前	山頂	比較的規模の大きい火砕物噴火が頻発
ステージ 5	約 2,200 年前以 降	山腹等	火砕物噴火と溶岩流噴火

2 有史後の噴火（災害史）

富士山は、山頂を中心に北西から南東方向に約 100 個の側火口がある。

有史後の主な噴火は、貞観 6～7 年（864～865 年）の貞観噴火で、北西山腹から大量の溶岩を流出し、また、宝永 4 年（1707 年）の宝永噴火では、南東山腹から噴火し江戸（東京都）にも大量の火山灰を降らせた。

以来 300 年、現在まで静かな状態が続いている。しかし、平成 12 年（2000 年）10 月から 12 月及び翌年 4 月から 5 月には富士山直下の深さ 15 km 付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動、地殻変動等の異常は観測されなかったため、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかったが、改めて富士山が活火山であることが認識された。

主な災害の歴史は、次のとおりである。

年月日	状況
800 年（延暦 19. 4～）	富士山大噴火 大量の火山灰を噴出(日本紀略)
864 年（貞観 6. 5～）	富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める。(貞観大噴火) (三代実録)
1083 年（永保 3. 2. 28)	富士山大噴火 (扶桑略記)
1435 年（永享 7. 1. 30)	富士山に山炎が確認 (王代記)
1559 年（永禄 2. 2)	この月の申の日、富士の雪代が出水し、田畑、集落を押し流す。(妙法寺記)
1572 年（永亀 3. 2)	上吉田村（現富士吉田市）、富士山の雪代の災害を避け、全村古吉田から現在地に移り屋敷割りを行う。(新地割付帳)
1707 年（宝永 4. 11. 23)	未明から富士山大噴火、宝永山が出現する。(宝永大噴火)
1951 年（昭和 26. 3. 6)	富士山麓に大雪代が発生し、忍野村 50 年来の大被害
1954 年（昭和 29. 11. 27～28)	低気圧の通過により、富士山で大雪崩、死者 15 人
1980 年（昭和 55. 8. 4)	富士山で大落石事故、死者 12 人

※山梨県地域防災計画（火山編）による。

3 富士山における噴火の特徴

「新富士火山」の噴火の主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。
- (2) 山頂の火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は確認されていない。
- (3) 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約 2200 年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
- (4) 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも 781 年以降 10 回の噴火が確認されている。

第3節 噴火の想定

第1 想定火口範囲

富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年3月）で示されたとおり、5600年前以降に形成された火口の位置及びこれらの既存火口を山頂まで結んだ線から外側1kmの外周を結んだ領域、山頂から半径4km以内の全領域を噴火する可能性のある範囲とする。

この範囲は、噴火の可能性の高まりを示す火山の異常現象が観測された場合には、噴火が発生する前にあらかじめ避難する必要がある危険地域となる。

第2 想定される火山現象とその危険性

噴火で想定される火山現象は、次のとおりである。

1 想定される前兆現象

火山性地震 (かざんせいじしん)	火山周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火する前、噴火中に地震が起こる現象である。多くは、身体に感じない小さな地震であるが、時として震度5から6弱程度の強い揺れになるおそれもある。
火山性微動 (かざんせいびどう)	地面の連続的な振動を、火山性地震と区別して火山性微動という。火山活動が活発化したときや火山が噴火したときに多く観測される。
山体膨張 (さんたいぼうちょう)	山体の一部が膨張する現象である。
噴気 (ふんき)	火山内部から噴出する気体で、通常大部分が水蒸気であるが、二酸化炭素、硫化水素、亜硫酸ガス等が含まれることもある。

2 火山現象

溶岩流 (ようがんりゅう)	1,000℃前後の高温の溶岩が斜面を流れる現象で、溶岩流の進路上にある家及び道路を埋め、近くの木々を燃やす。流れの速さは温度等の条件によって様々であるが、通常は人が歩く程度又はそれより遅い速さである。
降灰 (こうはい)	細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象で、火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしながら徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、堅牢な建物への避難が必要となる。
噴石 (ふんせき)	噴火時に火口から放り飛ばされる直径数センチ以上の岩石を噴石という。大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することもある。特に、火口から半径2km以内は、大きな噴石が多数飛散する可能性があるため危険である。 なお、このような噴石のほか、小石及び軽石は、風下では風に乗って遠く離れた地域にも到達することがある。1707年の宝永噴火では、上空の強い西風に乗って、火口から10kmほど離れた場所で20cm程度の軽石が到達し、さらに20km離れたところでも数cmの軽石が到達した。
火砕流(かさいりゅう)・火砕サージ(かさいさーじ)	高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が、一団となって斜面を高速で流下する現象である。火砕流よりも密度が小さく、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と火山灰などが混じった熱風を火砕サージと呼ぶ。いずれもその破壊力は大きく、巻き込まれた建物は消失し、人は死傷する。

	また、その速さは高速走行の自動車程度であるため、発生が予想される場合には事前に避難する必要がある。
融雪型火山泥流（ゆうせつがたかざんでいりゅう）	雪が積もっている季節に噴火が発生し、火砕流等によって斜面の雪が融けて、土砂を取り込んで高速で流れ下る現象である。主に谷底など低いところを流れ下るが、あふれて流れる危険性もある。山頂付近から一気に高速で流れ下るので、発生後の避難は困難であることから、発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。
降灰後の降雨による土石流（こうはいごのこううによるどせきりゅう）	山の斜面に厚く積もった火山灰が、雨で流れて高速で流れ下る現象である。特に、厚さ10cm以上積もる地域では、何回も土石流が起こる可能性が高くなる。人が走るより速く流れるので、発生後の避難は困難であることから、発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。
岩屑なだれ（がんせつなだれ）	山の一部が崩れて大きなかたまりとなって、雪崩のように高速で流れ下ってくる。富士山では、約2900年前に御殿場方面に崩れたこと、さらに昔にも複数回あった可能性があるとの記録がある。広域に被害が及ぶので、山体の急激な膨張、山体に亀裂が発生する等、顕著な変化が観測された場合には、早めの避難が必要となる。
雪泥流（せつでいりゅう）	雪代（ゆきしろ）・スラッシュ雪崩（なだれ）ともいい、融雪期の降雨、急激な気温上昇等により融雪が進むことによる流水が引き金となり、雪や土砂が混じって流下する現象である。富士山では、中世や江戸時代には麓の村をおそった大規模な雪代があったことが古文書に記録されている。
水蒸気爆発（すいじょうきばくはつ）	熱せられた地下水が水蒸気となり爆発する現象で、溶岩流が湿地帯、湖等に流入すると、小規模な水蒸気爆発が起こることがある。この場合、爆発の発生場所近くでは噴石、爆風等の危険があるので注意が必要となる。
火山ガス（かざんがす）	火山ガスは、マグマに溶け込んでいたガス成分が気体となって噴き出す現象で、大部分は水蒸気であるが、二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の有毒な成分を含むことがある。
空振（くうしん）	噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接の影響はないが、規模が大きい場合には、窓ガラス等が割れることもあるので注意が必要である。
洪水氾濫（こうずいはんらん）	川の上流に火山灰がたくさん積もると、支流、溪流等からの土砂流入によって下流に流され川底にたまることによって、本流の河床が上昇して洪水を起こす現象である。宝永の噴火後には、神奈川県酒匂川等で繰り返し被害があった。川沿いでは注意が必要である。
津波（つなみ）	山体が崩壊し、その崩壊土砂が水域に突入することによって津波が発生する。富士山で発生した実績は確認されていないが、他の火山では事例もあるため、湖等の周辺では津波に対しては必要に応じて警戒する必要がある。

第3 市域に影響する火山現象

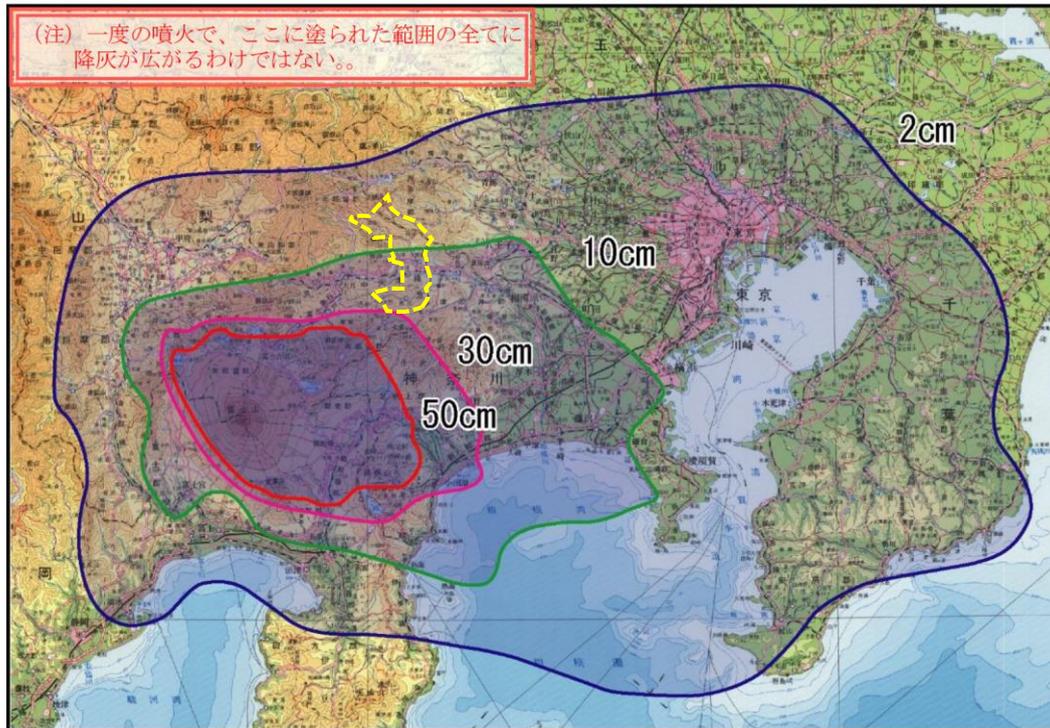
富士山噴火の想定として、平成16年6月に富士山火山防災協議会より富士山ハザードマップが発表され、さらに、新たな知見に基づき令和3年3月26日に改定が行われた。

富士山噴火により市域に影響する現象は、次のとおりである。

1 火山灰

富士山が噴火した場合、市の南端の一部で30cm以上、市の中部から南部では10cm以上、北部では2cm以上の降灰が想定されている。

また、その後の降雨により、降灰10cm以上となった土砂災害警戒区域（土石流）及び土石流危険溪流では、積もった火山灰が流出し、土石流となる可能性がある。



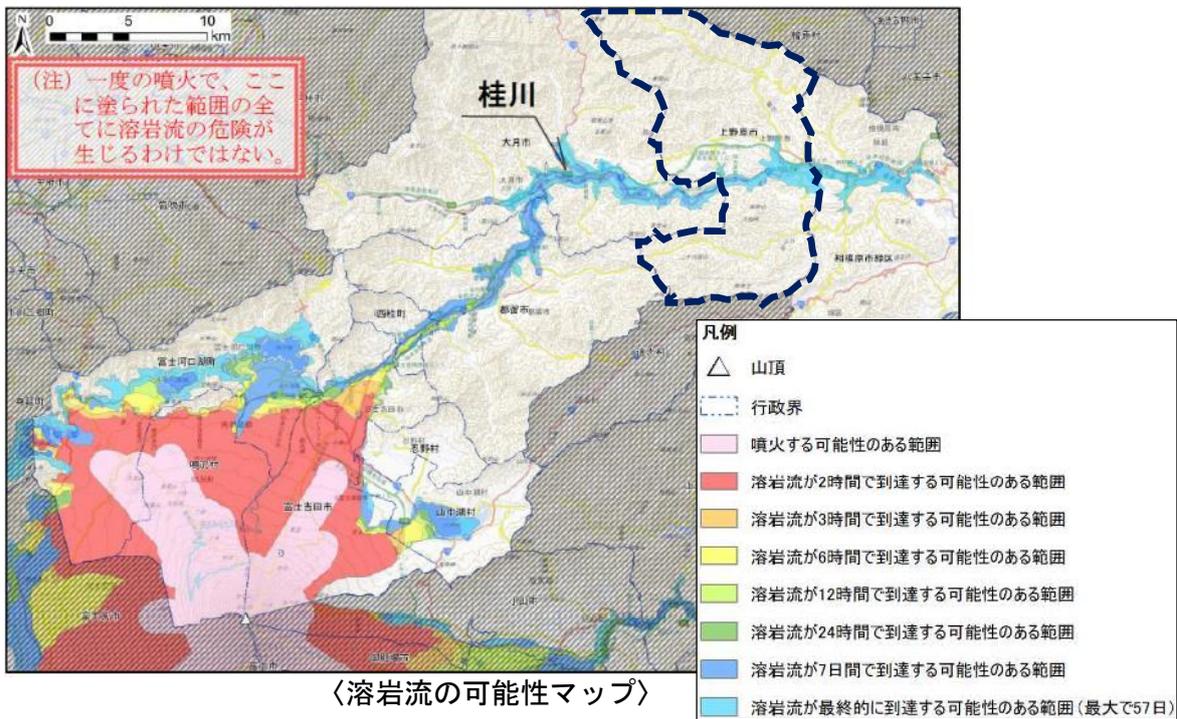
〈降灰の可能性マップ〉



〈降雨後土石流の可能性マップ〉

2 溶岩流

溶岩流は、桂川方向に流下する大規模噴火の想定では、57日以内に相模湖まで到達する可能性があると考えられている。



第2章 災害予防計画

第1節 関係機関との連携体制等の整備

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 関係機関との連携体制の構築	危機管理室	
第2 火山専門家との協力体制の構築	危機管理室	

第1 関係機関との連携体制の構築

市は、活動火山対策特別措置法による火山災害警戒地域に指定されたことから、必要に応じて、国、県、市町村及び防災関係機関と、富士山に関する防災情報、対策の状況等について情報共有を行う。

第2 火山専門家との協力体制の構築

県は、火山災害対策を検討する際に、国、静岡県、神奈川県、富士山周辺市町村、公共機関、火山専門家等と連携して「富士山火山防災対策協議会」を設置し、富士山の噴火等に係る平時からの共同検討体制を構築する。

また、火山専門家及び甲府気象台は連携して、富士山の監視観測情報、県を通じて得た情報等を基に、県、市町村等へ火山活動の状況を解説する。

第2節 避難活動体制の整備

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 避難体制の整備	危機管理室	
第2 避難所及び避難場所の整備	危機管理室	
第3 要配慮者支援体制の構築	危機管理室、福祉課	
第4 広域避難受入体制の整備	危機管理室	

第1 避難体制の整備

市は、溶岩流の流下を想定し、避難区域、避難方法、避難場所等を検討し、避難計画を策定する。

第2 避難所及び避難場所の整備

市は、溶岩流の流下を想定した区域からの避難のため、避難所及び避難場所について、次の点に留意し指定する。

- (1) 自家用車の駐車可能な場所を確保する。
- (2) 大量の降灰を想定して、堅固な建物の確保に努める。

なお、避難所の設備等の整備、備蓄等については、地震編 第1章 第4節「第2 避難場所等の整備」に準ずる。

第3 要配慮者支援体制の構築

市は、要配慮者に対する支援のため、事前に避難行動要支援者名簿及び個別支援計画を作成し、支援体制を構築する。

また、社会福祉法人等との協定により福祉避難所等を確保する。

詳細については、地震編 第1章 第4節「第2 避難場所等の整備」、第7節「第1 避難行動要支援者の支援体制の構築」に準ずる。

第4 広域避難受入体制の整備

市は、市外からの避難者を受け入れるため、使用可能な避難所及び避難場所、車両等の駐車スペース等を指定する等、県、富士山周辺市町村と連携して広域避難の受入体制を整備する。

第3節 災害に強いまちづくり

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 安全な土地利用	施設を所管する課	
第2 公共施設の安全性確保	施設を所管する課	
第3 ライフライン施設等の安全性確保	生活環境課	東部地域広域水道企業団、東京電力パワーグリッド(株)、日本瓦斯(株)、(一社)山梨県LPガス協会、東日本電信電話(株)

第1 安全な土地利用

市は、火山の噴火現象等を想定し、防災上重要な施設（避難場所、高齢者・障害者・乳幼児等の要配慮者利用施設、危険物施設等）を設置する場合は、安全な場所に確保されるように努める。

第2 公共施設の安全性確保

市は、公共施設、避難所となる施設、学校及び要配慮者利用施設について、火山災害に対する安全性に考慮し、不燃堅牢化等の建物構造の強化に努める。

第3 ライフライン施設等の安全性確保

ライフライン施設管理者（事業者等）は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設及び廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

詳細は、地震編 第1章「第3節 生活関連施設の安全対策」に準ずる。

第4節 防災知識の普及啓発・教育

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 住民等に対する普及啓発・教育	危機管理室、産業振興課、社会教育課、政策秘書課、総務課	
第2 職員に対する普及啓発・教育	危機管理室、総務課、学校教育課	
第3 児童・生徒等への防災教育	学校教育課	

第1 住民等に対する普及啓発・教育

1 住民への普及啓発・教育

市は、次のとおり、住民に対し富士山に関する基礎知識、防災対策の普及啓発・教育に努める。

- (1) 広報紙・ホームページ等の活用
- (2) 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- (3) 社会教育の場の活用
- (4) 火山災害に関する印刷物等の作成及び配布
- (5) シンポジウム、講演会等の開催
- (6) ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信

2 観光客・事業者への普及啓発

市は、観光協会等と連携して観光客向けの防災マップ、パンフレット等を作成し、観光施設、宿泊施設等において、掲示又は配布により火山防災知識の普及啓発を図る。

また、観光協会、商工会等関係機関と連携して、事業者に対し火山防災知識の普及啓発を図る。

第2 職員に対する普及啓発・教育

1 市職員への普及啓発・教育

市は、市職員に対し、火山防災に関する研修会の開催及び火山災害に関する印刷物等を配布し、火山防災知識の普及啓発・教育を図る。

また、先進自治体等の取組に関する研究及び調査を実施し、防災知識の向上を図る。

2 教職員等への普及啓発・教育

市は、教職員等を対象に火山に関する知識及び理解を深めるため、学識者等専門家による講習・研修会等を開催するとともに、教材、教育方法等についても検討する。

また、山梨県学校防災指針との整合を図り、火山災害への備え及び警戒レベルに応じた避難計画を学校防災計画に位置付けるよう、各小中学校と連携を図る。

第3 児童・生徒等への防災教育

市は、小学生、中学生等に対し、学年別に富士山の防災対策をはじめ、火山の基礎知識、火山の恵み、自然環境等に関するプログラムを学習内容に組み入れる等、火山に関する総合的な教育の推進に努める。

また、保護者等に対して火山災害時の避難及び保護の措置について、知識の普及を図る。

第5節 防災訓練

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 市、防災関係機関、自主防災組織、事業所等	危機管理室	
第2 住民		

第1 市、防災関係機関、自主防災組織、事業所等

市は、富士山の災害の特性を踏まえ、必要に応じて風水害及び地震等の様々な条件を加え、噴火を想定した防災訓練を実施し、正しい知識の周知、行動の熟知及び問題点の抽出を図る。

訓練にあたっては、防災関係機関の協力を得て、様々な関係者が参加するよう努める。

なお、富士山ハザードマップ、噴火シナリオ等を活用して、被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等、実践的な訓練となるよう工夫する。

- (1) 総合防災訓練
- (2) 関係自治体との合同防災訓練
- (3) 住民（自主防災組織）主体の避難訓練
- (4) 事業所・施設における避難・災害対応訓練
- (5) 車両等を使用した避難訓練
- (6) 噴火警報、火山情報等の伝達訓練
- (7) 通信障害を想定した災害対応訓練
- (8) 災害対応訓練として実践的な図上訓練

第2 住民

住民は、市、防災関係機関、自主防災組織、事業所等が実施する噴火を想定した防災訓練に積極的に参加し、的確な火山防災対応の体得に努める。

第6節 自主防災活動

■対策と担当

市	関係機関
危機管理室、福祉課、長寿介護課	

自主防災組織は、市と協力して次の自主防災活動に努める。

また、市は、自主防災活動の支援を行う。

- (1) 富士山ハザードマップ等に基づく火山現象の影響予想範囲の確認
- (2) 気象庁が発表する噴火警報・火山情報等の種類、発表基準及び伝達系統の確認
- (3) 火山災害時の避難経路、避難場所等の確認
- (4) 避難誘導方法の検討
- (5) 避難行動要支援者名簿等に基づく避難行動要支援者の把握
- (6) 要配慮者に対する支援方法の検討
- (7) 噴火を想定した防災訓練の実施

その他の対策は、地震編 第1章「第6節 地域防災力の向上」に準ずる。

第7節 各施設の防災対応力の向上

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 要配慮者利用施設等の防災対策の推進	危機管理室、福祉課、長寿介護課、学校教育課、子育て保健課	社会福祉施設
第2 宿泊施設・観光施設等の防災対策の推進	産業振興課	観光事業者

第1 要配慮者利用施設等の防災対策の推進

避難対象範囲内の要配慮者利用施設及び避難促進施設の施設管理者は、利用者等の安全確保、避難誘導（避難計画）、移送体制（搬送計画）等の整備に努める。

また、家族等への連絡方法、引渡方法等を明確にする。

市は、これらの防災対策の推進を支援する。

詳細については、地震編 第1章 第7節「第2 社会福祉施設の防災対策」に準ずる。

※避難対象範囲：土砂災害警戒区域（降雨後の土石流等の危険がある区域）、溶岩流の流下が想定される区域が該当する。

※避難促進施設：火山災害警戒地域にあり市防災会議が指定する次の施設（火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものに限る。）

- (1) 観光施設・宿泊施設等その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で、政令で定めるもの
- (2) 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で、政令で定めるもの

第2 宿泊施設・観光施設等の防災対策の推進

溶岩流の流下が想定される区域内の観光事業所等の施設管理者は、施設利用者等が円滑に避難できるように、避難方法、避難の開始時期等に関する避難計画の策定に努める。

また、施設利用者に対する火山防災知識の普及啓発のため、火山災害に関する印刷物の掲示、パンフレット等を配布するよう努める。

市は、これらの防災対策の推進を支援する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

第1 配備体制

市の配備体制は、次のとおりである。

配備体制	基準	内容	配備要員
警戒配備	・火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたとき等。	危機管理担当が情報収集を行う体制	
配備検討会議	・噴火警戒レベル2、3、4、5が発表されたとき。		議長：危機管理室長 構成：副市長、各部長、消防長、危機管理室長
各部対応	・配備検討会議で決定 [目安] ・噴火警戒レベル3が発表されたとき。	小規模な被害の発生に対し、各部各課で対応する体制（全庁的な体制を必要としない）	各部各課で定める。
第一配備（災害警戒本部）	・配備検討会議で決定 [目安] ・噴火警戒レベル4が発表されるとき。	情報活動をはじめとする応急対策活動に着手する体制	各部各課で定める。
第二配備（災害警戒本部）	・配備検討会議で決定 [目安] ・噴火警戒レベル5が発表され、市域に火山灰が到達するおそれがあるとき。 ・市長が必要と認めたとき。	各部各課が必要な人員を動員し、災害対策本部を設置して災害対策を実施する体制 事前避難、避難行動要支援者の避難支援等を行う体制	各部各課で定める。
第三配備（災害対策本部）	・配備検討会議で決定 [目安] ・噴火警戒レベル5が発表され、市域に溶岩流が到達するおそれがあるとき。 ・市長が必要と認めたとき。	災害対策本部を設置し、災害対策を実施する体制 事前避難、避難行動要支援者の避難支援等を行う体制	全職員（会計年度任用（月給）職員を含む）を対象とし、必要な職員を配備する。

第2 職員の動員

1 動員方法

危機管理室から SNS、庁内放送、電話等により配備体制の伝達を行う。
配備体制の伝達を受けた所属長は、各所属職員の参集を指示する。

2 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各職員の勤務場所とする。

また、支所・出張所には支所・出張所職員が参集する。

ただし、災害の状況により勤務場所への出勤が困難な場合は、近隣の支所・出張所へ参集す

る。

第3 災害対策本部の設置、運営

地震編 第2章第1節「第3 災害対策本部の設置、運営」に準ずる。

第2節 情報の収集伝達・広報

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 通信手段の確保	本部班、調整班	
第2 異常現象発見時の通報等	本部班	上野原警察署
第3 火山情報の収集・伝達	本部班、情報班、調査班、被災者班、復旧班	県、甲府地方気象台
第4 災害報告	本部班、消防本部	
第5 広報・広聴	情報班、被災者班	

第1 通信手段の確保

地震編 第2章第2節「第1 通信手段の確保」に準ずる。

第2 異常現象発見時の通報等

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報する。

市は、できるだけその現象を確認し、甲府地方気象台、富士・東部地域県民センターその他当該事象に係る機関に通報する。

第3 火山情報の収集・伝達

1 噴火予報

気象庁は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が次の噴火警報には及ばない程度と予想される場合には噴火予報を発表する。

2 噴火警報

(1) 噴火警報の対象範囲

気象庁は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺及び居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合、その危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して噴火警報を発表する。

富士山は、噴火警戒レベルが運用されているため、噴火警戒レベルを付して発表される。

(2) 噴火警報の種類

噴火警報は、「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」（又は「火口周辺警報」）、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」（又は「噴火警報」）として発表する。

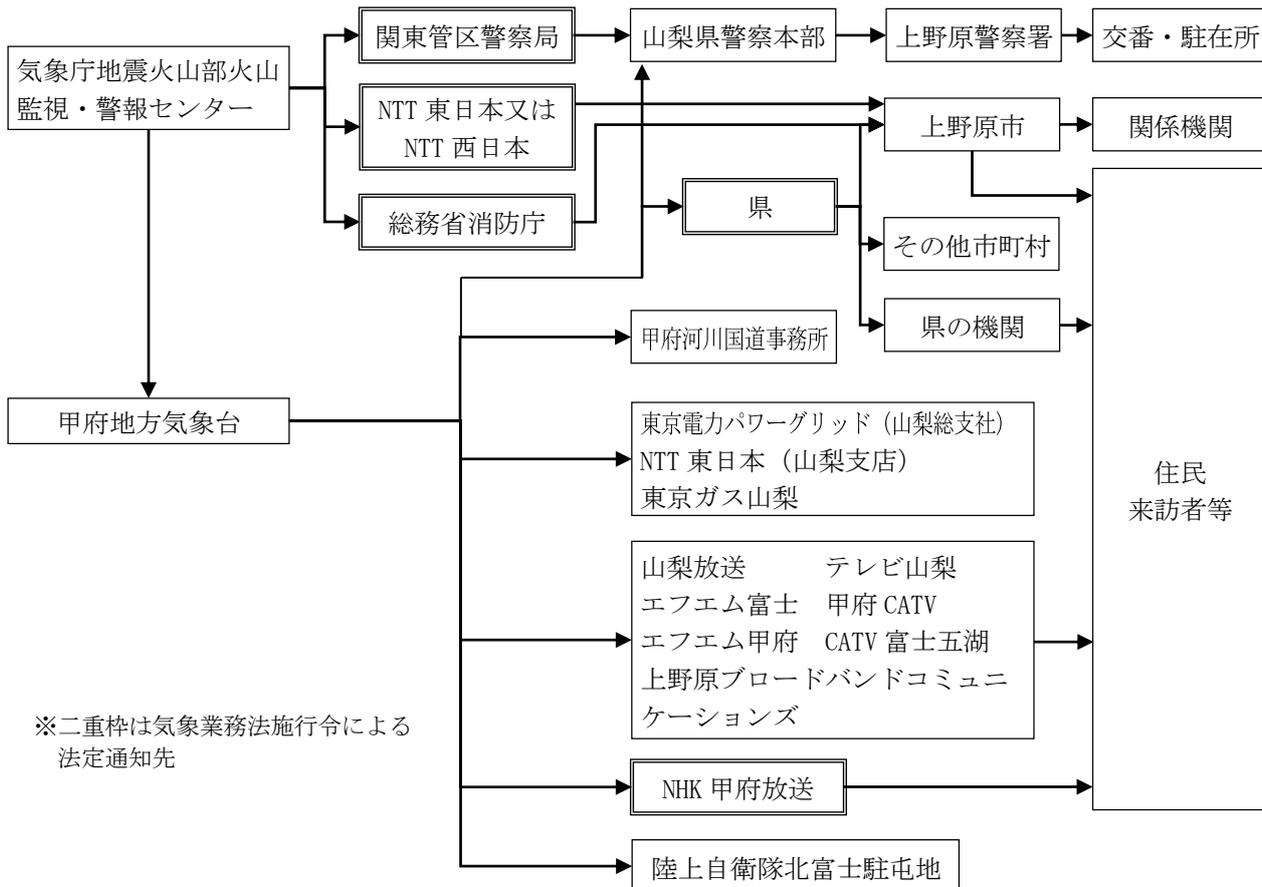
3 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関、住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、避難計画と一体的に噴火警報・予報を発表する。

富士山の噴火警戒レベルは、次のとおりである。

名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達(危険範囲は状況に応じて設定)。 顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険)。
		4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険)。
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 居住地域に影響しない程度の噴火の発生、又は地震、微動の増加等、火山活動の高まり。
	火口周辺	2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。
噴火予報	火口内等	1(活火山であること)に留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	特になし	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏(深部低周波地震の多発等も含む)。



4 降灰予報

気象庁は、次の流れで降灰予報を発表する。

(1) 降灰予報（定時）

ア 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表

イ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

(2) 降灰予報（速報）

ア 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表

イ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表

ウ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、降灰に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表

エ 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表

オ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

(3) 降灰予報（詳細）

ア 噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行い発表

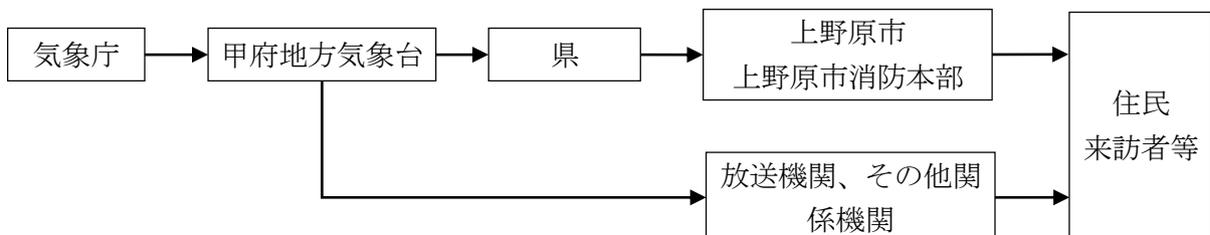
- イ 降灰予報（定時）を發表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表
- ウ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、降灰に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表
- エ 降灰予報（速報）を發表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表
- オ 降灰予測計算結果に基づき、噴火後 20～30 分程度で発表
- カ 噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供

(4) 降灰量

気象庁は、降灰量の情報をわかりやすく防災対応が取りやすいように伝えるため、降灰量を降灰の厚さによって「多量」「やや多量」「少量」の3階級に区分し発表する。

名称	厚さ キーワード	イメージ		影響ととるべき行動		その他の影響
		路面	視界	人	道路	
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる。	視界不良となる。	外出を控える。 (慢性の喘息、慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し、健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める。)	運転を控える。 (降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる。)	碍子※への火山灰付着による停電発生や水道の水質低下及び給水停止のおそれがある。
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい。	明らかに降っている。	マスク等で防護する。 (喘息患者及び呼吸器疾患を持つ人は、症状悪化のおそれがある。)	徐行運転する。 (短時間で強く降る場合は、視界不良のおそれがある。道路の白線が見えなくなるおそれがある。(およそ 0.1～0.2mm で鹿児島市は除灰作業を開始))	稲等の農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある。
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる。	降っているのがよくわかる。	窓を閉める。 (火山灰が衣服及び身体に付着する。目に入ったときは痛みを伴う。)	フロントガラスの除灰。 (火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある。)	航空機の運航不可

※電気を絶縁し、電線を支えるための器具



5 火山情報等

火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

(1) 火山の状況に関する解説情報

噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある場合又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

(2) 噴火速報

火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取って頂くために、住民、観光客等、火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生事実を迅速に発表する。

(3) 火山活動解説資料

写真、図表等を用いて、火山の活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項について、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。

(4) 月間火山概況

前月1ヶ月間の火山活動の状況及び警戒事項を取りまとめたもので、原則として毎月上旬に発表する。

(5) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等の情報を発表する。

6 噴火警報・火山情報等の伝達

市は、住民等に必要な情報等を防災行政無線、SNS等を用いて伝達する。

7 被害情報の収集

市は、次の方法で被害情報を収集する。

- (1) 復旧班による巡回
- (2) 警察署及び消防本部からの情報
- (3) 支所・出張所からの報告（支所・出張所管内の住民からの通報）
- (4) アマチュア無線クラブからの報告
- (5) 住民からの市役所への通報 等

第4 災害報告

地震編 第2章第2節「第3 災害報告」に準ずる。

第5 広報・広聴

地震編 第2章第2節「第4 広報・広聴」に準ずる。

第3節 避難行動

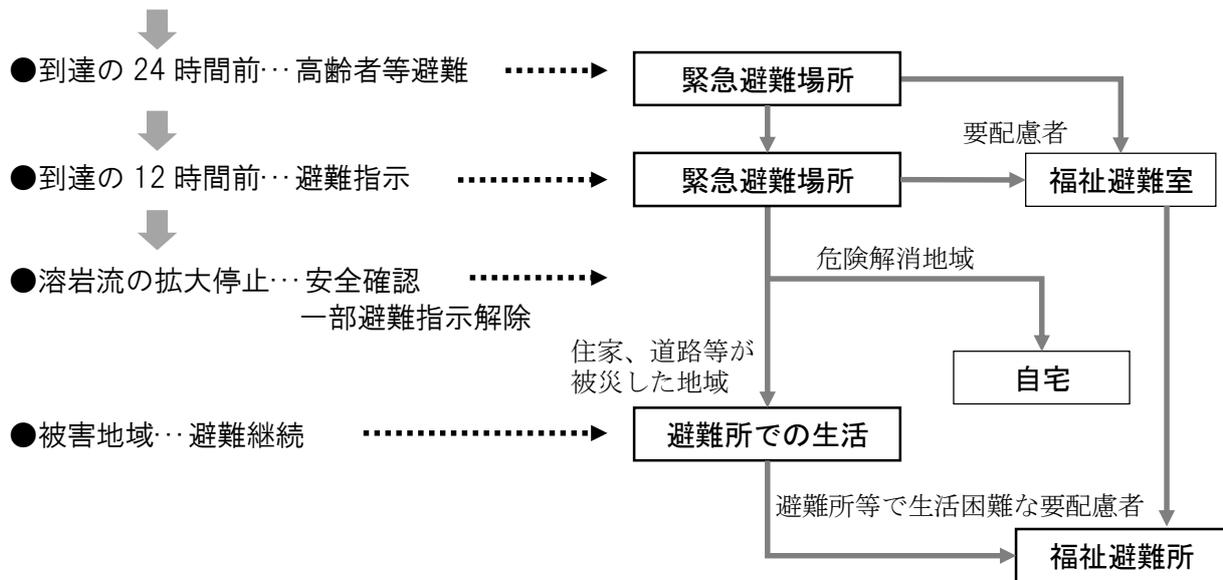
■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 避難の基本方針		
第2 避難指示等の発令	本部班	
第3 緊急避難場所等の開設	避難班、各対策班	
第4 避難所の運営	避難班（その他関係する班）	
第5 警戒区域の設定	本部班	
第6 広域一時滞在	本部班	
第7 避難範囲・警戒区域の見直し、避難解除	本部班	

第1 避難の基本方針

溶岩流が到達するおそれがある場合に、影響が及ぶ範囲の住民等に避難指示等を発令し、安全な場所に避難させることを基本とする。

溶岩流に関する情報（到達時間・範囲等）



第2 避難指示等の発令等

1 避難指示等の発令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示等を発令する。

避難指示等の発令は、溶岩流の流下の予測に基づき判断するが、概ね、次のとおりとする。

高齢者等避難	溶岩流が市域に到達する24時間前に、流下予測範囲の高齢者等の避難を開始する。
避難指示	溶岩流が市域に到達する12時間前に、流下予測範囲の住民の避難を開始する。

第3章 災害応急対策計画
第3節 避難行動

その他の詳細は、地震編 第2章 第7節「第2 避難指示等の発令等」に準ずる。

第3 緊急避難場所等の開設

地震編 第2章第7節「第3 緊急避難場所等の開設」に準ずる。

第4 避難所の運営

地震編 第2章第7節「第4 避難所の運営」に準ずる。

第5 警戒区域の設定

地震編 第2章第7節「第6 警戒区域の設定」に準ずる。

第6 広域一時滞在

地震編 第2章第7節「第7 広域一時滞在」に準ずる。

第7 避難範囲・警戒区域の見直し、避難解除

市は、噴火の推移による危険性の変化に伴い、避難範囲の縮小、解除及び警戒区域の見直しを行う。

その際には、県に助言を求める。

第4節 交通応急対策

地震編 第2章「第5節 交通・緊急輸送」に準ずる。

第5節 飲料水・物資等の確保

地震編 第2章「第9節 飲料水・物資等の確保」に準ずる。

第6節 降灰対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 降灰情報の伝達	本部班	
第2 降灰状況の把握	本部班	
第3 火山灰の除去	生活班、復旧班	
第4 住民が実施する自衛措置		

第1 降灰情報の伝達

市は、市域に降灰が予想される場合は、住民等に気象庁が発表する降灰予報を伝達し、外出の抑制、注意喚起等と呼び掛ける。

第2 降灰状況の把握

市は、降灰があった場合は、市域の降灰状況を把握する。

第3 火山灰の除去

火山灰の除去に関する対応は、次のとおりとする。

1 火山灰の除去

民有地内に堆積した火山灰は、土地の所有者又は管理者が対応することを原則とする。
また、事業者が排出した火山灰は、当該事業者が一時的な集積場所まで運搬する。

2 火山灰の処理

市は、火山灰を一時的に集積する場所を確保し、家庭内から排出された火山灰を収集し運搬する。
火山灰の処理については、県等と協議の上、実施する。

3 道路上の火山灰の除去

道路に堆積した火山灰は、道路管理者が除去、収集・運搬を行う。
大量の降灰及び広範囲の降灰により、除灰機械の確保及び作業方針の調整が必要な場合は、関係機関と連携を図り、道路除灰方針を決定して行う。

第4 住民が実施する自衛措置

住民等は、降灰時には、できるだけ外出を控え、やむを得ず外出するときは、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグル等を着用する。

第7節 被害の拡大防止対策

溶岩流、降灰後の降雨による土石流等による被害の拡大を防止するため、国、県、市及び防災関係機関は、火山現象に応じて、次の対策を実施する。

- (1) 緊急減災対策砂防計画による減災対策
- (2) 危険物の搬出
- (3) 降灰の除去（公共施設、電線の除灰、水質汚濁対策等）

第8節 災害救助法による支援

地震編 第2章「第17節 災害救助法の適用事務」に準ずる。

第9節 住宅供給の実施

地震編 第2章 第13節「第4 応急仮設住宅の供与」に準ずる。

第10節 残留者・行方不明者の搜索

地震編 第2章 第12節「第1 行方不明者の搜索」に準ずる。

第11節 災害ボランティア支援

地震編 第2章「第15節 災害ボランティア支援」に準ずる。

第12節 要配慮者支援対策

地震編 第2章「第10節 要配慮者の支援」に準ずる。

第4章 継続災害・復旧・復興計画

第1節 継続災害

大量の降灰があった場合には、その後の降雨により、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流において土石流が反復・継続して発生する場合は考えられる。

そのため、市は、県の緊急調査等の結果、気象台等からの助言等を踏まえ、次の対応を行う。

- (1) 警戒基準雨量の見直し
- (2) 警戒避難体制の確立
- (3) 降雨時の避難の実施

第2節 風評被害発生時の防止対策

市及び県は、正確な情報の流布把握に努めるとともに、誤情報の拡大の兆しが確認された場合には、見解を発表し風評被害防止に努める。

また、風評による被害を受けた事業者がその被害を回復できるよう努めるとともに、事業を継続できるような制度・仕組みについて検討を行う。

その他、被災者の支援、地域の復興等については、地震編 第2章「第13節 被災者生活支援」及び地震編「第4章 災害復旧対策」に準ずる。

資 料 編

目次

1	防災関係機関	1
1-1	防災関係機関連絡先	1
1-2	上野原市防災会議委員名簿	4
2	施設・資機材等	5
2-1	指定避難場所	5
2-2	臨時ヘリポート	7
2-3	自衛隊受入拠点	8
2-4	市防災行政無線設置場所	8
2-5	緊急通行車両標章及び確認証明書	10
2-6	防災用備蓄資機材	11
2-7	応急給水用資機材保有状況	25
2-8	水道施設の概要	25
2-9	雨量観測所	27
2-10	水位観測所	27
2-11	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	27
3	災害履歴・危険箇所	28
3-1	主な災害履歴	28
3-2	異常気象時における道路等通行規制基準	30
3-3	重要水防区域	31
3-4	地すべり防止区域	31
3-5	急傾斜地崩壊危険区域	32
3-6	土砂災害警戒区域	33
3-7	山地災害危険地区	40
4	例規	44
4-1	上野原市防災会議条例	44
4-2	上野原市災害対策本部条例	46
4-3	山梨県消防特別救助隊設置・運営規程	47
4-4	山梨県災害救助法施行細則（抜粋）	49
4-5	被害認定基準	56
5	協定等	58
6	地区防災計画	61

1 防災関係機関

1-1 防災関係機関連絡先

第1 市

機関名	所在地	県防災行政無線衛星系	電話番号
上野原市役所	上野原市上野原 3832	6*-441※	0554-62-3111
秋山支所	上野原市秋山 7131		0554-56-2111
大目出張所	上野原市大野 1261		0554-66-2002
甲東出張所	上野原市野田尻 334-1		0554-66-2005
巖出張所	上野原市四方津 940-2		0554-62-4105
大鶴出張所	上野原市大倉 31-1		0554-62-4104
島田出張所	上野原市鶴島 5433		0554-62-4103
桐原出張所	上野原市桐原 2367-9		0554-67-2002
西原出張所	上野原市西原 3947		0554-68-2002
上野原市立病院	上野原市上野原 3504-3		0554-62-5121
〃 付属西原診療所	上野原市西原 3947		0554-68-2230
〃 付属秋山診療所	上野原市秋山 7112		0554-56-2014
上野原市葬斎場	上野原市上野原 3360		0554-62-5573
上野原市消防本部・消防署	上野原市松留 514-8	6*-445※	0554-62-4111
〃 桐原出張所	上野原市桐原 10744-1		0554-67-2119
〃 秋山出張所	上野原市秋山 7131		0554-56-2310

第2 県

機関名	所在地	電話番号
山梨県防災局防災危機管理課	甲府市丸の内 1-6-1	055-223-1432
富士・東部地域県民センター	都留市田原二丁目 13-43	0554-45-7800
富士・東部建設事務所	大月市大月町花咲 1608-3	0554-22-7800
富士・東部林務環境事務所	都留市田原二丁目 13-43	0554-45-7810
富士・東部保健福祉事務所 (富士・東部保健所)	富士吉田市上吉田一丁目 2-5	0555-24-9032
富士・東部農務事務所	都留市田原二丁目 13-43	0554-45-7830
富士・東部教育事務所	都留市田原二丁目 13-43	0554-45-7820

第3 警察

機関名	所在地	電話番号
上野原警察署	上野原市上野原 3819	0554-63-0110

第4 一部事務組合

機関名	所在地	電話番号
東部地域広域水道企業団	大月市七保町下和田 415	0554-22-0099
〃 上野原事務所	上野原市上野原 3405	0554-63-0523

第5 指定地方行政機関

機関名	所在地	電話番号
関東管区警察局	さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-6000
関東財務局（甲府財務事務所）	甲府市丸の内 1-1-18	055-253-2261
関東信越厚生局（山梨事務所）	甲府市相生 1 丁目 4-23	055-206-0569
関東農政局（山梨県拠点）	甲府市丸の内 1-1-18	055-254-6055
関東森林管理局（山梨森林管理事務所）	甲府市宮前町 7-7	055-253-1336
関東経済産業局	さいたま市中央区新都心 1 番地 1	048-600-0211
関東東北産業保安監督部	さいたま市中央区新都心 1 番地 1	048-600-0294
関東運輸局（山梨運輸支局）	笛吹市石和町唐柏 1000 の 9	055-261-0880
東京航空局（東京空港事務所）	大田区羽田空港 3 丁目 3-1	03-5757-3000
東京管区气象台（甲府地方气象台）	甲府市飯田 4 丁目 7-29	055-222-3634
関東総合通信局	千代田区九段南 1 丁目 2 番 1 号	03-5253-5111
山梨労働局	甲府市丸の内 1 丁目 1-11	055-225-2850
国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）	甲府市緑が丘 1-10-1	055-252-5491
国土交通省関東地方整備局（富士川砂防事務所）	甲府市富士見 2-12-16	055-252-7108
関東地方環境事務所	さいたま市中央区新都心 1 番地 1	048-600-0516
南関東防衛局	横浜市中区北仲通 5-57	045-211-7100
国土地理院（関東地方測量部）	千代田区九段南 1 丁目 1-15	03-5213-2051

第6 自衛隊

機関名	所在地	電話番号
陸上自衛隊第1特科隊	忍野村忍草 3093	0555-84-3135

第7 指定公共機関

機関名	所在地	電話番号
東日本旅客鉄道株式会社（八王子支社）	八王子市旭町 1-8	042-627-6498
東日本電信電話株式会社（山梨支店）	甲府市青沼一丁目 12 番 13 号	055-237-0569
株式会社NTTドコモ（山梨支店）	甲府市丸の内 2 丁目 31-3	055-236-1251
日本赤十字社（山梨県支部）	甲府市池田 1 丁目 6-1	055-251-6711
日本放送協会（甲府放送局）	甲府市丸の内 1 丁目 1-20	055-255-2148
中日本高速道路株式会社（八王子支社）	八王子市宇津木町 231	042-691-1171
日本通運株式会社（山梨支店）	甲府市丸の内 2 丁目 26-1	055-222-4102
東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社大月支社）	大月市御太刀 2-2-14	0120-995-333
日本銀行（甲府支店）	甲府市中央 1 丁目 11-31	055-227-2422
日本郵便株式会社（甲府中央郵便局）	甲府市太田町 6-10	0570-006-918

第8 指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号
(株) 山梨放送	甲府市北口二丁目6番10号	055-231-3000
(株) テレビ山梨	甲府市湯田2-13-1	055-232-1111
(株) エフエム富士	甲府市川田町アリア105番地	055-228-1100
山梨交通株式会社	甲府市飯田三丁目2番34号	055-223-0821
富士急行株式会社	富士吉田市新西原5丁目2番1号	0555-22-7111
富士急バス株式会社	富士河口湖町小立4837	0555-72-6877
一般社団法人山梨県トラック協会	笛吹市石和町唐柏1000-7	055-262-5561
一般社団法人日本コミュニティーガス協会	港区芝大門1-1-30	03-5405-2401
一般社団法人山梨県LPガス協会	甲府市飯田1丁目4-4	055-228-4171
一般社団法人山梨県医師会	甲府市徳行5丁目13-5	055-226-1611
北都留医師会上野原地区	上野原市上野原509-1	0554-62-6050

第9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	所在地	電話番号
クレイン農業協同組合上野原支店	上野原市上野原3662	0554-63-1118
クレイン農業協同組合巖支店	上野原市コモアしおつ1-42-1	0554-67-9311
クレイン農業協同組合島田支店	上野原市鶴島5425	0554-63-0351
クレイン農業協同組合桐原支店	上野原市桐原2367-8	0554-67-2111
北都留森林組合	上野原市上野原5273-2	0554-62-3330
南都留森林組合	都留市法能404-13	0554-43-7455
桂川漁業協同組合	上野原市上野原2580	0554-63-0883
上野原市商工会	上野原市上野原1658	0554-63-0638
上野原市建設業協力会	上野原市上野原4255-1	0554-63-0622
上野原市社会福祉協議会	上野原市上野原3163	0554-63-0002
山梨県ボランティア協会	甲府市丸の内2-14-13	055-228-3300
公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会	甲府市下小河原町237-5	055-243-4300
公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部	甲府市徳行3-13-25	055-223-2103
公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会 山梨県支部	甲府市高畑1-1-17	055-223-5199
東部地域広域水道企業団	大月市七保町下和田415	0054-22-0099
公益財団法人山梨県下水道公社	笛吹市石和町東油川字北畑417	055-263-2738
上野原市歯科医師会		0554-63-2241
上野原市薬剤師会		0554-63-0046
山梨県社会福祉協議会	甲府市北新1-2-12	055-254-8610

1-2 上野原市防災会議委員名簿

No.	区分	職名	防災会議条例第 3条第5項関係
1	会長	上野原市・市長	
2	委員	国土交通省甲府河川国道事務所・所長	1号
3	委員	気象庁甲府地方气象台・台長	1号
4	委員	山梨県富士・東部地域県民センター・所長	2号
5	委員	上野原警察署・署長	3号
6	委員	上野原市・副市長	4号
7	委員	上野原市・総務部長	4号
8	委員	上野原市・市民部長	4号
9	委員	上野原市・福祉保健部長	4号
10	委員	上野原市・建設産業部長	4号
11	委員	上野原市・教育委員会教育長	5号
12	委員	上野原市・消防本部消防長	6号
13	委員	上野原市消防団・消防団長	6号
14	委員	上野原郵便局・局長	7号
15	委員	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支店大月支社・支社長	7号
16	委員	東日本電信電話(株)山梨支店・支店長	7号
17	委員	東日本旅客鉄道(株)大月駅・駅長	7号
18	委員	中日本高速道路(株)八王子支社大月サービスセンター所長	7号
19	委員	上野原市日本赤十字奉仕団・委員長	7号
20	委員	北都留医師会上野原地区・地区代表	7号
21	委員	富士急行バス(株)上野原営業所・所長	7号
22	委員	陸上自衛隊北富士駐屯地第一特科隊第三中隊・中隊長	8号
23	委員	上野原市区長会・会長	8号
24	委員	上野原市社会福祉協議会・会長	8号
25	委員	上野原市議会・市議会議員	8号
26	委員	上野原市防災アドバイザー	8号
27	委員	帝京科学大学・教授	8号
28	委員	上野原市立病院・病院長	9号
29	委員	上野原市民生委員・児童委員協議会・会長	9号
30	委員	上野原市愛育会・会長	9号
31	委員	上野原市男女共同参画推進委員会・委員長	9号
32	委員	特定非営利活動法人 わかば	9号

2 施設・資機材等

2-1 指定避難場所

1 避難地

番号	施設名	所在地	管理者	電話番号	避難地	
					面積 (m ²)	収容力 (人)
1	旧大目小学校グラウンド	大野 4013	市教育委員会	—	2,264	226
2	旧平和中学校グラウンド	野田尻 808	市教育委員会	—	5,840	584
3	旧甲東小学校和見分校グラウンド	和見 955	市教育委員会	—	621	62
4	旧沢松小学校グラウンド	ハッ沢 12	市教育委員会	—	1,543	154
5	上野原西小学校グラウンド	コモアしおつ 2-13-1	市教育委員会	66-3922	12,737	1,274
6	上野原西中学校グラウンド	四方津 215	市教育委員会	62-3103	11,442	1,144
7	旧大鶴小学校グラウンド	鶴川 1571	市教育委員会	—	3,107	311
8	島田小学校グラウンド	鶴島 2024	市教育委員会	62-3105	4,903	490
9	旧島田中学校グラウンド	鶴島 2255	市教育委員会	—	12,800	1,280
10	上野原小学校グラウンド	上野原 3454	市教育委員会	62-3104 62-1602	11,528	1,153
11	上野原中学校グラウンド	上野原 9191	市教育委員会	62-3101	20,672	2,067
12	上野原高等学校グラウンド	ハッ沢 555	県教育委員会	62-4510	14,969	1,497
13	日大明誠高等学校グラウンド	上野原 3200	日本大学	62-5161	35,797	3,580
14	旧桐原小学校グラウンド	桐原 7234	市教育委員会	—	5,388	539
15	旧桐原中学校グラウンド	桐原 6443	市教育委員会	—	4,105	411
16	旧西原小学校グラウンド	西原 6996	市教育委員会	—	5,291	529
17	秋山小学校グラウンド	秋山 8674	市教育委員会	56-2343	5,434	543
18	秋山中学校グラウンド	秋山 6770	市教育委員会	56-2133	4,608	461
19	旧浜沢小学校グラウンド	秋山 11862	市教育委員会	—	1,134	113
20	旧桜井小学校グラウンド	秋山 3325	市教育委員会	—	3,274	327
21	中央防災公園(ふれあい公園)	上野原 3760-1	市(総務課)	—	2,300	230
合計					169,757	16,975

2 大規模災害時避難場所

番号	施設名	所在地	管理者	電話番号	避難所	
					面積 (m ²)	収容力 (人)
1	旧大目小学校体育館	大野 4013	市教育委員会	—	903	151
2	旧平和中学校校舎・体育館	野田尻 808	市教育委員会	—	3,055	509
3	旧沢松小学校体育館	八ッ沢 12	市教育委員会	—	510	85
4	上野原西小学校体育館	コモアしおつ 2-13-1	市教育委員会	66-3922	921	154
5	上野原西中学校体育館	四方津 215	市教育委員会	62-3103	1,244	207
6	旧大鶴小学校体育館	鶴川 1571	市教育委員会	—	427	71
7	島田小学校体育館	鶴島 2024	市教育委員会	62-3105	797	133
8	旧島田中学校体育館	鶴島 2255	市教育委員会	—	1,071	179
9	上野原小学校体育館	上野原 3454	市教育委員会	62-3104	1,098	183
10	上野原中学校体育館	上野原 9191	市教育委員会	62-3101	2,231	372
11	上野原市文化ホール	上野原 3832	市教育委員会	62-3409	226	38
12	上野原高等学校体育館	八ッ沢 555	県教育委員会	62-4510	1,220	203
13	日大明誠高等学校体育館	上野原 3200	日本大学	62-5161	1,835	305
14	旧桐原小学校体育館	桐原 7234	市教育委員会	—	473	79
15	旧西原小学校体育館	西原 6996	市教育委員会	—	512	85
16	秋山小学校体育館	秋山 8674	市教育委員会	56-2343	786	131
17	秋山中学校体育館	秋山 6770	市教育委員会	56-2133	1,317	220
18	旧浜沢小学校体育館	秋山 11862	市教育委員会	—	423	71
19	旧桜井小学校体育館	秋山 3325	市教育委員会	—	621	104
合計					19,670	3,280

※「大規模災害時指定避難所」は、災害により住居を失った住民の一時的な居住場所を確保するため、被災住民を一定期間滞在させる施設をいう。

※収容力は1人当たり6㎡を基準としている。

3 風水害時指定緊急避難場所

番号	施設名	所在地	管理者	電話番号	避難場所	
					面積 (m ²)	収容力 (人)
1	旧平和中学校校舎・体育館	野田尻 808	市教育委員会	—	3,055	509
2	大目出張所	大野 1261	市(産業振興課)	66-2002	187	31
3	旧甲東小学校和見分校	和見 955	市教育委員会	—	163	27
4	甲東出張所	野田尻 334-1	市(総務課)	66-2005	84	14
5	旧沢松小学校体育館	ハッ沢 12	市教育委員会	—	510	85
6	上野原西小学校体育館	コモアしおつ 2-13-1	市教育委員会	66-3922	921	154
7	上野原西中学校体育館	四方津 215	市教育委員会	62-3103	1,244	207
8	旧大鶴小学校体育館	鶴川 1571	市教育委員会	—	427	71
9	島田小学校体育館	鶴島 2024	市教育委員会	62-3105	797	133
10	上野原小学校体育館	上野原 3454	市教育委員会	62-3104	1,098	183
12	ふるさと長寿館	桐原 2374-1	市(産業振興課)	67-2910	145	24
13	西原出張所	西原 3947	市教育委員会	68-2002	175	29
14	秋山小学校体育館	秋山 8674	市教育委員会	56-2343	786	131
15	無生野集会所	秋山 12370-1	市(産業振興課)	—	70	11
16	旧桜井小学校体育館	秋山 3325	市教育委員会	—	621	104
合計					10,497	1,749

※「風水害時指定緊急避難所」は、土砂災害等から住民の生命を守るため、大雨や台風等の危険がある期間において危険地区の住民を収容する施設をいう。

※収容力は1人当たり6㎡を基準としている。

2-2 臨時ヘリポート

名称	所在地	電話番号	施設管理者	施設規模	広さ (幅×長さ)	拠点
上野原レクリエーション広場	新田先桂川左岸	—	知事	大型	100m×100m	
ヒロ牧場	西原 1082	68-2533	民間	大型	50m×50m	○
秋山救急用ヘリポート	秋山 5073	—	市長	大型	40m×40m	○
桂川新田地区近隣公園	新田 301-2	—	市長	大型	50m×100m	○
談合坂サービスエリア(上り)	談合坂地内	66-3734	中日本高速道路(株)	中型	20m×20m	○
秋山観光スポーツ広場	秋山 12057	62-3409	市長	大型	100m×200m	○
沢松防災広場	松留 407-3	—	市長	大型	40m×40m	○
上野原中学校	上野原 9191	62-3101	学校長	大型	110m×150m	
上野原小学校校庭	上野原 3454	62-3104	〃	中型	80m×80m	
上野原西小学校校庭	コモアしおつ 2-3-1	66-3922	〃	小型	30m×30m	
日大明誠高校野球場	上野原 3200	62-5161	〃	大型	100m×120m	
旧平和中学校校庭	野田尻 808	66-2012	〃	小型	55m×65m	
秋山中学校校庭	秋山 6770	56-2133	〃	大型	98m×60m	
秋山小学校校庭	秋山 8674	56-2343	〃	大型	90m×80m	
秋山東部スポーツ広場	秋山 2550	—	市長	大型	98m×50m	
旧桐原小学校校庭	桐原 7234	—	〃	小型	30m×30m	
旧西原小学校校庭	西原 6996	—	〃	小型	30m×30m	

※「拠点」欄は、災害時の拠点となるヘリポートをいう。

2-3 自衛隊受入拠点

No.	名称	所在地	電話番号	対象面積
1	東芝エレベータ(株)上野原事業所グラウンド	上野原 8154-10	20-5800	20,000 m ²
2	帝京科学大学駐車場	八ッ沢 2525	63-4411	1,860 m ²

2-4 市防災行政無線設置場所

管理No.	地区名	箇所名	所在地	管理No.	地区名	箇所名	所在地
1	西原	飯尾	西原 5810	71	上野原	市立図書館	上野原 3531
2	西原	原公民館	西原 4532-2	72	島田	下新田	新田 411
3	西原	西原出張所	西原 3947	73	大目	大田	大野 7027-1
4	西原	藤尾	西原 1727	74	大目	大沢	大野 7466
5	桐原	大垣外	桐原 10329	75	大目	恋塚	大野 1353
6	桐原	日原	桐原 7665	76	大目	日向	大野 295
7	桐原	椿	桐原 6436-1	77	巖	仲山大柵	八ッ沢 1579
8	桐原	尾続	桐原 708	78	上野原	先祖	上野原 7301
9	上野原	新井	上野原 4668-2	79	巖	サウスコム集会所	コモアしおつ 2-24-1
10	上野原	羽佐間	上野原 4147	80	巖	センターコム集会所	コモアしおつ 3-10-4
11	上野原	新町駐車場	上野原 1607	81	巖	ノースコム集会所	コモアしおつ 1-15-8
12	上野原	新一集会所	上野原 507	82	大目	矢坪	大野 5398-2
13	上野原	塚場	上野原 354	83	上野原	丸畑	上野原 6979
14	上野原	諏訪	上野原 105	84	西原	腰掛	西原 726
15	島田	中新田	新田 854	85	桐原	小桐	桐原 12722
16	上野原	新二	上野原 758	86	桐原	三二山	桐原 7184-1
17	巖	松留つどいの家	松留 638-1	87	西原	扁盃	西原 3353
18	島田	駒門	鶴島 2373-1	88	西原	飯尾(八ッ田)	西原 5738
19	島田	上新田	新田 1103 番地先	89	上野原	桜ヶ丘	上野原 1096
20	巖	八ッ沢	八ッ沢 398	90	西原	初戸	西原 207
21	上野原	新田倉下	上野原 2696	91	大鶴	大曾根陽光台	大曾根 223-3
22	上野原	本二	上野原 1842-2	92	桐原	登下	桐原 160
23	上野原	大道団地	上野原 2432	93	西原	六藤	西原 2708
24	大鶴	鶴川	鶴川 297	94	大目	花坂	大野 1846
25	上野原	八米	上野原 6291	95	桐原	黒田	桐原 4730
26	大鶴	小倉	大曾根 597	96	上野原	上野原工業団地	上野原 8154-23
27	大鶴	大曾根	大曾根 62-1	97	上野原	新田倉上	上野原 2521-3
28	大鶴	大柵	大柵 264	98	上野原	新一南	上野原 868-2
29	甲東	野田尻	野田尻 613	99	大目	談合坂	大野 4820
30	甲東	甲東出張所	野田尻 324-1	100	島田	湖南団地	鶴島 3368
31	大目	犬目	犬目 869-1	101	大目	東大野下	大野 1032
32	大目	南米沢	大野 3523-1	102	大鶴	上野山	鶴川 919-3
33	大目	大目出張所	大野 1261-1	300	上野原	市役所	上野原 3832
34	巖	奥平西	四方津 2251	361	巖	八ッ沢工業団地	八ッ沢
35	巖	奥平東	四方津 1896-1	901	桐原	梅久保	桐原 13238
36	巖	川合	川合 3589	902	桐原	猪丸	桐原 7234
37	巖	巖出張所	四方津 937	903	甲東	瀬淵	桑久保 83
38	巖	牧野	四方津 490	904	甲東	増原	和見 208-1

39	島田	鶴島東区	鶴島 978-1	905	大鶴	大倉下	大倉 275
40	上野原	本一	上野原 2038	906	大目	西大野	大野 2532-3
42	西原	阿寺沢	西原 7242	907	巖	奥平	四方津 2373-2
43	西原	田和	西原 990	908	巖	ウエストコム集会所	コモアしおつ 4-6-1
45	桐原	坂本	桐原 11880	909	巖	当月	四方津 903-1
46	桐原	沢渡	桐原 10746	910	巖	杖突・栃穴	四方津 53-2
48	桐原	今野	桐原 1840	秋 1	秋山	秋山支所	秋山 7131
49	桐原	用竹	桐原 2799	秋 2	秋山	無生野	秋山 12974-乙
50	桐原	小伏	桐原 5731	再 1	秋山	大地峠再送信	秋山 8805
51	桐原	井戸	桐原 3966	再 2	秋山	巖道峠再送信	秋山 1329
52	上野原	向風	上野原 5537-1	秋 10	秋山	大地	秋山 9064
53	上野原	上野原小学校	上野原 3454	秋 11	秋山	栗谷	秋山 7650
54	上野原	奈須部	上野原 7830	秋 12	秋山	海河原	秋山 6799-1
55	上野原	新一	上野原 1311-1	秋 13	秋山	神野	秋山 6447
56	巖	松留	松留 380-1	秋 14	秋山	小和田	秋山 5946
57	大鶴	日野	大鶴 560	秋 15	秋山	古福志	秋山 3944-1
58	大鶴	大倉	大倉 782	秋 16	秋山	桜井	秋山 3584-1
59	甲東	芦垣	芦垣 949-1	秋 17	秋山	富岡	秋山 2498-2
60	甲東	桑久保東区	桑久保 916	秋 18	秋山	一古沢	秋山 2250-1
61	甲東	桑久保西区	桑久保 1832	秋 19	秋山	安寺沢 1	秋山 836
62	甲東	荻野	野田尻 1387	秋 20	秋山	安寺沢 2	秋山 949
63	甲東	和見分校	和見 955	秋 21	秋山	安寺沢 3	秋山 1394
64	甲東	棚頭	野田尻 1975-2	秋 21	秋山	安寺沢 3 (延長)	秋山 1452
65	大目	日留野	大野 6510 番地先	秋 22	秋山	安寺沢 4	秋山 1281-2
66	巖	千足	川合 1851	秋 23	秋山	金山	秋山 4360
67	巖	久保	四方津 1041	秋 23	秋山	金山 (延長)	
68	島田	田野入	鶴島 4742	秋 3	秋山	無生野集会所	秋山 12370-1
68	島田	田野入 (小柱)	鶴島 4412-1	秋 4	秋山	浜沢	秋山 11853
68	島田	田野入 (小柱)	鶴島 4408-1	秋 5	秋山	原	秋山 11430-1
68	島田	田野入 (小柱)	鶴島 4414-1	秋 6	秋山	尾崎	秋山 10988-3
68	島田	田野入 (火の見)	鶴島 4484-1	秋 7	秋山	寺下	秋山 10331
69	島田	鶴島西区	鶴島 1249	秋 8	秋山	板崎	秋山 9265-乙
70	大目	新田	大野 5770	秋 9	秋山	遠所	秋山 8408-1

2-5 緊急通行車両標章及び確認証明書

1 標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

2 証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用 者	住 所 氏 名	() 局 番	
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

2-6 防災用備蓄資機材

令和4年1月31日現在

1 上野原市役所 防災倉庫

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	7,750 食	保存年限5年	
ライスクッキー	3,984 食	保存年限5年	
飲料水	3,072 本	保存年限5年、500mℓ	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
発電機 (HONDA)	4 台	EU24i	
発電機 (HONDA)	9 台	EU16i	
発電機 (HONDA)	4 台	EU9i	
発電機 (YANMAR)	1 台	YSG2000	
発電機 (HOWA)	1 台	GENERATOR	
飲料水給水エンジンポンプ	1 台	Robin 3.5EY15.3	
飲料水給水エンジンポンプ備品	1 式	給水用ホース	
蓄電池 (NeoN)	1 台	調光付きバッテリー400Wh	
蓄電池 (NeoN)	1 台	調光付きバッテリー1500Wh	
蓄電池 (NeoN)	5 台	調光付きバッテリー1500Wh	
太陽光パネル (NeoN)	1 枚	折りたたみ太陽光パネル 120w	
太陽光パネル (NeoN)	1 枚	折りたたみ太陽光パネル 120w	
太陽光パネル (NeoN)	5 枚	折りたたみ太陽光パネル 120w	
投光器	10 台	ハロゲン HTS-1000D	
投光器 (NeoN)	1 台	LED 100w	
投光器 (NeoN)	1 台	LED 調光付き 100w	
投光器 (NeoN)	1 台	LED 100w	
投光器 (NeoN)	5 台	LED 100w	
投光器 ((株)ナヴィック)	6 台	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	16 台	S-30型	
コードリール	3 個	防滴 SS-30K	
扇風機 (KODEN)	2 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
メガホン	33 台	TM-22B	
非常用石油コンロ ((株)トヨタミ)	8 台	段ボール入り K-3E	
非常用石油コンロ ((株)トヨタミ)	10 台	プラダン入り K-3E	
カセットコンロ (イワタニ)	1 台	CB8000F	
ガステーブル (SANYO)	1 台	LPガス GC-B31CP	
大型用ガスコンロ	4 台		
大型用ガスコンロ (外枠)	5 組	3枚/1組	
組立トイレ (便槽式)	12 箱	ドント・コイ	
組立トイレ (便槽式)	5 箱	ベンクイック	
携帯トイレ	1,300 回	スケットイレ	
携帯トイレ	1,000 回	サニタクリーン	
簡易トイレ	4 箱	ラップポン	
簡易トイレ	400 回	ラップポン消耗品	
簡易トイレ	2 箱	トイパック IIPlus	

簡易トイレ	1,200 回	トイレパック 消耗品	
パーティション	44 張	ワンタッチ式 WT-101	
パーティション	1 張	ワンタッチ式 WT-101	
パーティション	5 張	ワンタッチ式 WT-101	
プライベートルーム	3 基	ワンタッチ式 PB-2.1	
テント (コールマン)	2 個	2wayドーム 170T550J	
毛布	570 枚	10枚/箱	
折りたたみテーブル	2 個		
折りたたみイス	8 脚		
大なべ	6 個		
大なべ用ふた	4 枚		
大ざる	4 個		
やかん	7 個	3.0L	
やかん	3 個	5.0L	
やかん	4 個	8.0L	
リヤカー	1 台		
避難所開設キット	3 式	上高・明誠・長寿館	
感染症対策キット	3 式	上高・明誠・長寿館	
エコロジー食器セット	1,000 セット	井小・井角・紙皿・スプーン・割り箸×各100	
飲料水容器 (10L)	560 個	ホールドキャリア	
飲料水容器 (10L)	40 個	ホールドキャリア	

【衛生用品】

資機材名	数量	規格等	備考
子ども用紙おむつ	264 枚	Lサイズ (44枚入/1パック)	
子ども用紙おむつ	348 枚	Mサイズ (58枚入/1パック)	
子ども用紙おむつ	372 枚	Sサイズ (62枚入/1パック)	
大人用紙おむつ	108 枚	L~LLサイズ (18枚入/1パック)	
大人用紙おむつ	120 枚	M~Lサイズ (20枚入/1パック)	
大人用紙おむつ	120 枚	Sサイズ (20枚入/1パック)	
生理用品	40 パック	昼用28枚入・夜用15枚入/1パック	

2 旧沢松幼稚園

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
扇風機 (KODEN)	4 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
段ボールベッド	53 台	組立後1900×800×370 (mm)	
段ボールベッド	140 台	組立後1900×800×370 (mm)	
アルミ折りたたみ式マット	53 枚	キャプテンスタッグ M-3316	
パーティション	212 枚	段ボール製 4枚/1セット	
パーティション用スタンド	1,380 枚	段ボール製 27箱+30枚	
パーティション	560 枚	段ボール製 4枚/1セット	
パーティション用スタンド	1,750 個	段ボール製 50個/1箱	

3 福祉センターふじみ

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	500 食	保存年限5年	
ライスクッキー	192 食	保存年限5年	
飲料水	144 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
発電機 (HONDA)	1 台	EU24i	
蓄電池 (NeoN)	1 台	調光付きバッテリー1500Wh	
太陽光パネル (NeoN)	1 枚	折りたたみ太陽光パネル 120w	
投光器 (NeoN)	1 台	LED 100w	
投光器 ((株)ナヴィック)	4 台	でれびか TWIN8000 調光付き	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
コードリール	1 台	防滴 SS-30K	
組立トイレ (便槽式)	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	200 回	スケットイレ	
簡易トイレ	1 箱	クリーンSH	
簡易トイレ	1 箱	プラダントイレ	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
避難所開設キット	1 式		
感染症対策キット	1 式		
段ボールベッド	88 台	組立後1900×800×370 (mm)	
アルミ折りたたみ式マット	62 枚	キャプテンスタッグ M-3316	
パーティション	248 枚	段ボール製 4枚/1組	
パーティション用スタンド	700 個	段ボール製 50個/1箱	

4 旧大目小学校体育館

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
蓄電池 (富士倉)	1 台	ビッグパワーバッテリーBA-3000	
太陽光パネル (富士倉)	1 台	防水ソーラーパネル BA-SP120BS	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器 ((株)ナヴィック)	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	1 個	防滴 SS-30K	
扇風機 (KODEN)	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ (便槽式)	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	1 個	クリーンSH	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライベートルーム	1 個	ワンタッチ式	

毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		

5 旧平和中学校校舎・体育館

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500mℓ	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ハイブリット発電機	1 台	SSJホールディングス ELSONA S-3500	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器 ((株)ナヴィック)	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	1 個	防滴 SS-30K	
扇風機 (KODEN)	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ (便槽式)	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	1 個	クリーンSH	
簡易トイレ	1 個	プラダントイレ	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライベートルーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		

6 大目出張所

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	1,250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	720 食	保存年限5年	
飲料水	480 本	保存年限5年、500mℓ	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
蓄電池 (富士倉)	1 台	ビッグパワーバッテリーBA-3000	
太陽光パネル (富士倉)	1 台	防水ソーラーパネル BA-SP120BS	
投光器 ((株)ナヴィック)	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
扇風機 (KODEN)	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
毛布	10 枚	10枚/箱	

7 旧甲東小学校和見分校

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ハイブリット発電機	1 台	SSJホールディングス ELSONA S-3500	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器 ((株)ナヴィック)	1 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
扇風機 (KODEN)	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		

8 甲東出張所

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	1,250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	720 食	保存年限5年	
飲料水	480 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
蓄電池 (富士倉)	1 台	ビッグパワーバッテリーBA-3000	
太陽光パネル (富士倉)	1 台	防水ソーラーパネル BA-SP120BS	
投光器 ((株)ナヴィック)	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
扇風機 (KODEN)	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
毛布	10 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		

9 旧沢松小学校体育館

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
蓄電池 (富士倉)	1 台	ビッグパワーバッテリーBA-3000	
太陽光パネル (富士倉)	1 台	防水ソーラーパネル BA-SP120BS	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器 ((株)ナヴィック)	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	1 個	防滴 SS-30K	
扇風機 (KODEN)	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ (便槽式)	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	1 個	クリーンSH	
簡易トイレ	1 個	プラダントイレ	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライバシールーム	1 個	ワンタッチ式	

毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		

10 上野原西小学校体育館

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500mℓ	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ハイブリット発電機	1 台	SSJホールディングス ELSONA S-3500	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器 ((株)ナヴィック)	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	1 個	防滴 SS-30K	
扇風機 (KODEN)	2 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ (便槽式)	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	1 個	クリーンSH	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライベートルーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		
段ボールベッド	5 台	組立後1900×800×370 (mm)	
アルミ折りたたみ式マット	5 枚	キャプテンスタッグ M-3316	
パーティション	20 枚	段ボール製 4枚/1組	
パーティション用スタンド	60 枚	段ボール製 1箱+10枚	

11 上野原西中学校体育館

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500mℓ	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ハイブリット発電機	1 台	SSJホールディングス ELSONA S-3500	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器 ((株)ナヴィック)	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	1 個	防滴 SS-30K	
扇風機 (KODEN)	2 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ (便槽式)	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	

簡易トイレ	1 個	クリーンSH	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライベートルーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		
段ボールベッド	5 台	組立後1900×800×370 (mm)	
アルミ折りたたみ式マット	5 枚	キャプテンスタッグ M-3316	
パーティション	20 枚	段ボール製 4枚/1組	
パーティション用スタンド	60 枚	段ボール製 1箱+10枚	

12 旧大鶴小学校体育館

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ハイブリット発電機	1 台	SSJホールディングス ELSONA S-3500	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器 ((株)ナヴィック)	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	1 個	防滴 SS-30K	
扇風機 (KODEN)	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ (便槽式)	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	1 個	クリーンSH	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライベートルーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		

13 島田小学校体育館

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
蓄電池 (富士倉)	1 台	ビッグパワーバッテリーBA-3000	
太陽光パネル (富士倉)	1 台	防水ソーラーパネル BA-SP120BS	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器 ((株)ナヴィック)	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	

コードリール	1 個	防滴 SS-30K	
扇風機 (KODEN)	2 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ (便槽式)	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	1 個	クリーンSH	
簡易トイレ	2 個	プラダントイレ	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライベートルーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		
段ボールベッド	5 台	組立後1900×800×370 (mm)	
アルミ折りたたみ式マット	5 枚	キャプテンスタッグ M-3316	
パーティション	20 枚	段ボール製 4枚/1組	
パーティション用スタンド	60 枚	段ボール製 1箱+10枚	

14 旧島田中学校体育館

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器 ((株)ナヴィック)	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	1 個	防滴 SS-30K	
扇風機 (KODEN)	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ (便槽式)	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	1 個	クリーンSH	
簡易トイレ	1 個	プラダントイレ	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライベートルーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		

15 上野原小学校体育館

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器 ((株)ナヴィック)	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	1 個	防滴 SS-30K	
扇風機 (KODEN)	2 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ (便槽式)	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	1 個	クリーンSH	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライベートルーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		
段ボールベッド	5 台	組立後1900×800×370 (mm)	
アルミ折りたたみ式マット	5 枚	キャプテンスタッグ M-3316	
パーティション	20 枚	段ボール製 4枚/1組	
パーティション用スタンド	60 枚	段ボール製 1箱+10枚	

16 上野原中学校体育館

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
蓄電池 (富士倉)	1 台	ビッグパワーバッテリーBA-3000	
太陽光パネル (富士倉)	1 台	防水ソーラーパネル BA-SP120BS	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器 ((株)ナヴィック)	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	1 個	防滴 SS-30K	
扇風機 (KODEN)	2 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ (便槽式)	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	1 個	クリーンSH	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライベートルーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		
段ボールベッド	5 台	組立後1900×800×370 (mm)	
アルミ折りたたみ式マット	5 枚	キャプテンスタッグ M-3316	
パーティション	20 枚	段ボール製 4枚/1組	
パーティション用スタンド	60 枚	段ボール製 1箱+10枚	

17 ふるさと長寿館

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ハイブリット発電機	1 台	SSJホールディングス ELSONA S-3500	
扇風機 (KODEN)	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	3 個	プラダントイレ	

18 旧柵原小学校体育館

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500mℓ	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
蓄電池 (富士倉)	1 台	ビッグパワーバッテリーBA-3000	
太陽光パネル (富士倉)	1 台	防水ソーラーパネル BA-SP120BS	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器 ((株)ナヴィック)	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	1 個	防滴 SS-30K	
扇風機 (KODEN)	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ (便槽式)	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	1 個	クリーンSH	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライベートルーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		

19 西原出張所

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	1,250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	720 食	保存年限5年	
飲料水	480 本	保存年限5年、500mℓ	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ハイブリット発電機	1 台	SSJホールディングス ELSONA S-3500	
投光器 ((株)ナヴィック)	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
扇風機 (KODEN)	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		

20 旧西原小学校体育館

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
蓄電池（富士倉）	1 台	ビッグパワーバッテリーBA-3000	
太陽光パネル（富士倉）	1 台	防水ソーラーパネル BA-SP120BS	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器（（株）ナヴィック）	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	1 個	防滴 SS-30K	
扇風機（KODEN）	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ（便槽式）	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	1 個	クリーンSH	
簡易トイレ	3 個	プラダントイレ	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライベートルーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		

21 秋山小学校体育館

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ハイブリット発電機	1 台	SSJホールディングス ELSONA S-3500	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器（（株）ナヴィック）	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	1 個	防滴 SS-30K	
扇風機（KODEN）	2 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ（便槽式）	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	5 個	クリーンSH	
簡易トイレ	1 個	プラダントイレ	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライベートルーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		

段ボールベッド	5 台	組立後1900×800×370 (mm)	
アルミ折りたたみ式マット	5 枚	キャプテンスタグ M-3316	
パーティション	20 枚	段ボール製 4枚/1組	
パーティション用スタンド	60 枚	段ボール製 1箱+10枚	

22 秋山中学校体育館

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
蓄電池 (富士倉)	1 台	ビッグパワーバッテリーBA-3000	
太陽光パネル (富士倉)	1 台	防水ソーラーパネル BA-SP120BS	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器 ((株)ナヴィック)	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	1 個	防滴 SS-30K	
扇風機 (KODEN)	2 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ (便槽式)	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	1 個	クリーンSH	
簡易トイレ	3 個	プラダントイレ	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライベートルーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		
段ボールベッド	5 台	組立後1900×800×370 (mm)	
アルミ折りたたみ式マット	5 枚	キャプテンスタグ M-3316	
パーティション	20 枚	段ボール製 4枚/1組	
パーティション用スタンド	60 枚	段ボール製 1箱+10枚	

23 旧浜沢小学校体育館

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
蓄電池 (富士倉)	1 台	ビッグパワーバッテリーBA-3000	
太陽光パネル (富士倉)	1 台	防水ソーラーパネル BA-SP120BS	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器 ((株)ナヴィック)	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	

コードリール	1 個	防滴 SS-30K	
扇風機 (KODEN)	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ (便槽式)	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	1 個	クリーンSH	
簡易トイレ	3 個	プラダントイレ	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライベートルーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		

24 無生野集会場

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ハイブリット発電機	1 台	SSJホールディングス ELSONA S-3500	
扇風機 (KODEN)	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	1 個	クリーンSH	
簡易トイレ	2 個	プラダントイレ	

25 旧桜井小学校体育館

【食料】

資機材名	数量	規格等	備考
アルファ米	250 食	保存年限5年	
ライスクッキー	96 食	保存年限5年	
飲料水	72 本	保存年限5年、500ml	

【資機材】

資機材名	数量	規格等	備考
ハイブリット発電機	1 台	SSJホールディングス ELSONA S-3500	
LED充電式投光器	1 個	GJ-BL-F20B1	
投光器 ((株)ナヴィック)	2 個	でれびか TWIN8000 調光付き	
コードリール	1 個	防滴 SS-30K	
扇風機 (KODEN)	1 台	三脚型工業扇 CFF451TPA	
組立トイレ (便槽式)	2 箱	ドント・コイ	
携帯トイレ	100 回	スケットイレ	
簡易トイレ	1 個	クリーンSH	
簡易トイレ	3 個	プラダントイレ	
パーティション	8 個	ワンタッチ式	
プライベートルーム	1 個	ワンタッチ式	
毛布	20 枚	10枚/箱	
避難所開設キット	1 セット		
感染症対策キット	1 セット		
段ボールベッド	60 台	組立後1900×800×370 (mm)	
アルミ折りたたみ式マット	60 枚	キャプテンスタッグ M-3316	
パーティション	240 枚	段ボール製 4枚/1組	

パーティション用スタンド	750 個	段ボール製	50個/1枚	
--------------	-------	-------	--------	--

2-7 応急給水用資機材保有状況

種 別	給 水 タ ン ク				
	1.6t	1.0t	1.0t		
保 有 数	1基	3基	2基	2基	3基
保 管 場 所	東部地域広域水道企業団上野原事務所		上野原市役所	仲間川浄水場	秋山支所

2-8 水道施設の概要

第1 上水道

1 水源（表流水又は地下水）

施設名称	所在地	取水量	備考
鶴川水源	桐原 2319-5 番地内	10,350 m ³ /日（表流水）	
後山水源	上野原市上野原地内	600 m ³ /日（地下水）	休止中
新田水源	新田 345-1 番地内	5,400 m ³ /日（地下水）	休止中
鶴島水源	鶴島 2107 先	720 m ³ /日（伏流水）	休止中

2 配水池

施設名称	所在地	容量 (m ³)	緊急 遮断弁	施設名称	所在地	容量 (m ³)	緊急 遮断弁
高区配水池	上野原 9157	3,500	あり	湖南配水池	鶴島地内	192	あり
中区配水池	上野原 3194	4,000	あり	田代配水池	鶴島地内	72	
中区配水池	上野原 3179	750		奈須部配水池	上野原地内	108	
巖高区配水池	八ッ沢 2193-57	680	あり	先祖配水池	上野原地内	90	
巖低区配水池	八ッ沢地内	440	あり	先祖・丸畑配水池	桑久保地内	158	
四方津高区配水池	コモア地内	1,500	あり	桑久保配水池	芦垣地内	80	
四方津低区配水池	コモア地内	588	あり	瀬淵芦垣配水池	桑久保地内	27	
野田尻配水池	野田尻 3103-4	235		大倉配水池	大倉地内	70	
新田配水池	新田 29-2	500	あり	小倉配水池	大曾根地内	48	
鶴島配水池	鶴島 2755-2	550					

3 上水道区域導・送・配水管延長

約 113,950m

第2 簡易水道（市営）

1 水源

水道事業名	水源名	水源の所在地	水源の種別	取水量（m ³ /年）
野田尻		野田尻	湧	8,972
棚頭		野田尻字桧尾根 2103-1	表	13,282
千足上		川合字	表	4,407
千足下		川合	表	4,783
田野入		鶴島字田野入	表	22,908
用竹	第1水源	桐原字高畑 1280	表	5,249
	第2水源	桐原字高畑 1310-2	表	10,444
大垣外		桐原	表	27,214
芦瀬		桐原	表	5,442
井戸黒田		桐原	表	20,736
尾続		桐原	表	10,306
西原原		西原 4808	伏	14,226
下城河原		西原字久野毛	表	12,255
仲間川		野田尻字西向 2368	表	261,657
秋山東部	暮ヶ沢第一	秋山 2877-2	表	57,722
	暮ヶ沢第二	秋山 2833	表	42,731
秋山中部	王の入	秋山 8060	表	207,248
秋山西部	棚の入	秋山 12527	表	51,965
秋山安寺沢		秋山 1321	表	5,619

2 配水池

名称	容量（m ³ ）	名称	容量（m ³ ）
犬目簡易水道配水池（大目地内）	60	下城河原簡易水道配水池（西原地内）	60
千足上簡易水道配水池（巖地内）	40	田野入簡易水道配水池（島田地内）	100
大垣外簡易水道配水池（桐原地内）	149	仲間川簡易水道配水池（甲東地内）	500
千足下簡易水道配水池（巖地内）	20	棚頭簡易水道配水池（甲東地内）	100
野田尻簡易水道配水池（甲東地内）	40	尾続簡易水道配水池（桐原地内）	112
芦瀬簡易水道配水池（桐原地内）	10	秋山東部簡易水道配水池（秋山地内）	100
西原原簡易水道配水池（西原地内）	40	秋山中部簡易水道配水池（秋山地内）	335
井戸黒田簡易水道配水池（桐原地内）	100	秋山西部簡易水道配水池（秋山地内）	128
用竹簡易水道配水池（桐原地内）	60	安寺沢簡易水道配水池（秋山地内）	60

2-9 雨量観測所

第1 県所管雨量観測所

管理者	所在地	観測局名
富士・東部建設事務所	上野原市西原 765-2	西原
富士・東部建設事務所	上野原市桐原 3669-10	井戸
富士・東部建設事務所	上野原市秋山 7131	秋山

第2 県管理以外の雨量観測所

河川名	観測所名	所管官庁	位置	自記普通別		監視所名
				自	普	
桂川	四方津雨量観測所	大月保線技術センター	〃 四方津	○		大月保線技術センター

第3 甲府地方気象台気象観測施設

観測所名	観測種目					所在地	緯度	経度	標高
	降水量	気温	風	日照時間	積雪				
上野原	○					上野原市松留	35° 37' 2"	139° 06' 3"	187m

2-10 水位観測所

河川名	局名	所在地	管理者	水防団待機水位	氾濫注意水位
鶴川	巖島橋	上野原市松留 156-6 番地先	富士・東部建設事務所	1.2m	2.0m
秋山川	秋山	上野原市秋山 7143 地先	富士・東部建設事務所	1.0m	1.8m

2-11 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

No	事業所名	所在地	電話番号	区分
1	秋山通所介護事業所 (地域密着型通所介護)	秋山 5756 番地	56-2110	通所介護事業所
2	こつぷデイサービス (地域密着型通所介護)	松留 22 番地 4	62-2860	通所介護事業所
3	巖こども園	四方津 940 番地 2	62-6200	こども園・保育所
4	秋山保育所	秋山 5745 番地	56-2604	こども園・保育所
5	上野原西小学校	コモアしおつ 2 丁目 13 番 1 号	66-3922	学校
6	秋山小学校	秋山 8674 番地	56-2343	学校
7	秋山中学校	秋山 6770 番地	56-2133	学校
8	(財)三生会病院	上野原 1185 番地	62-3355	医療機関
9	グループホームハイム桜ヶ丘	上野原 1185 番地	62-3355	共同生活援助 (グループホーム)

3 災害履歴・危険箇所

3-1 主な災害履歴

1 震災

発生年月日	被害の概要
1915(大正 4)6. 20	山梨県東部を震央とする地震 (M5. 9)、甲府市水道管亀裂4~5か所
1918(大正 7)6. 26	神奈川県西部を震央とする地震 (M6. 3)、谷村 (現都留市) で石垣崩壊、石塔転倒、土蔵壁亀裂・剥離等多く、鰍沢町でも墓石転倒、土蔵壁脱落等あり、甲府市付近で水道管破裂7~8か所
1923(大正 12)9. 1	関東大地震 (M7. 9甲府震度6)、県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1, 761棟、半壊4, 992棟、地盤の液状化現象3か所
1924(大正 13)1. 15	丹沢地震 (M7. 3甲府震度6)、県東部で負傷者30人、家屋全壊10棟、半壊87棟、破損439棟、水道破損60か所
1944(昭和 19)12. 7	東南海地震 (M7. 9)、甲府市付近で負傷者2人、家屋全壊26棟、半壊8棟、屋根瓦落下29か所等 (山梨日日新聞)
1976(昭和 51)6. 16	山梨県東部を震央とする地震 (M5. 5)、県東部で住家等一部破損77棟、道路22か所、田畑31か所、農業用施設79か所等
1983(昭和 58)8. 8	山梨県東部を震央とする地震 (M6. 0)、県東部を中心に19市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者5人、住家半壊1棟、一部破損278棟、田147か所、農林業用施設55か所、道路21か所、商工被害78件、停電全世帯の66%等、被害総額3億5千万円
1996(平成 8)3. 6	山梨県東部を震央とする地震 (M5. 5)、県東部を中心に14市町村で被害、負傷者3人、住家一部破損86棟、水道被害3, 901戸等、被害総額 1 億5, 000万円
2011(平成 23)3. 11	東北地方太平洋沖地震 (M9. 0)、県内負傷者2人、住家の一部損壊4棟、非住家の被害7棟、市内の被害は道路1箇所。停電や道路の通行止め、鉄道の運転見合わせ等

2 風水害等

災害発生日	災害区分	被害の概要	
		旧上野原町	旧秋山村
1934(昭和9)9. 18	室戸台風	大鶴村死者3名	
1947(昭和22)9. 13	キャサリーン台風	橋梁流失、家屋浸水多数	
1959(昭和34)8. 14	台風7号	重傷1名、軽傷1名、全壊4、半壊83、家屋浸水17	
1959(昭和34)9. 26	台風15号 (伊勢湾台風)	重傷1名、全壊24、半壊392、床下浸水6、道路決壊14、橋梁流失3、堤防決壊6	全壊・流失21、半壊23
1962(昭和37)1. 22	大火	上野原町商店街で大火、60戸73世帯を焼く。	
1966(昭和41)9. 24	台風26号	全壊12、半壊71、家屋浸水38、道路決壊109、橋梁流失3	重傷2名、軽傷3名、全壊4、半壊7、罹災世帯37
1982(昭和57)8. 1	台風10号	全半壊14、家屋浸水132、道路決壊226、橋梁流失9	死者1名、全壊・流失2、半壊23、浸水18
1983(昭和58)8. 15	台風5、6号	道路決壊29、橋梁流失2	
1991(平成3)8. 20	台風12号	道路決壊4、橋梁流失2	
1998(平成10)1. 15~16	大雪	上野原地域気象観測所で積雪深48cmを記録	死者2名
1998(平成10)8. 27~30	台風4号	床下浸水1、河川被害16	
1998(平成10)9. 16	台風5号	床下浸水3、河川被害1	
2001(平成13)9. 10	台風15号	床下浸水2	
2002(平成14)10. 1	台風21号	床下浸水1	

2003(平成15)8.8～9	台風10号	河川被害3、土砂崩れ4、4世帯に避難勧告
2004(平成16)10.8～9	台風22号	河川被害1
2006(平成18)7.26	土砂崩れ	土砂崩れ1(重機、車4台の被害)、5世帯に避難勧告
2007(平成19)9.7	台風9号	河川被害10
2011(平成23)9.3～4	台風12号	河川被害5、土砂崩れ3(住宅等への流入、車2台の被害)
2011(平成23)9.21	台風15号	河川被害1
2014(平成26)2.14～15	大雪	市内では104cmの積雪を記録(平成26年3月20日現在) 全壊10、大規模半壊又は半壊13、一部損壊139
2015(平成27)7.16～17	台風11号	土砂崩れ5 避難勧告:無生野区、浜沢区(45世帯114名)、八ツ沢区(5世帯13名)
2017(平成29)10.22～23	台風21号	土砂崩れ2
2018(平成30)9.28	土砂崩れ	土砂崩れ1
2018(平成30)9.30～10.1	台風24号	土砂崩れ5、大規模半壊1、半壊2、一部損壊6
2019(令和1)10.10～13	台風19号	西原358mm、桐原426mm、上野原504mm、秋山656mm 全壊2、一部損壊5 避難勧告発令(秋山地区全域除く、市内全域9,345世帯、21,933人) 避難指示(緊急)発令(秋山地区全域598世帯、1,637人) 大雨特別警報発令 特定非常災害特別措置法に基づく「特定非常災害」に指定 道路河川被害113、土砂崩落被害59 避難所14施設、270世帯、588人
2020(令和2)9.5～7	台風10号	土砂崩れ5、道路河川被害9

3-2 異常気象時における道路等通行規制基準

第1 道路

1 一般国道

路線名	管理事務所名 (連絡先電話番号)	規制区間		規制条件 (通行止)	危険内容	迂回路
		区間	延長(km)			
国道20号	国土交通省甲府河川 国道事務所大月出張 所 (0554-22-2411)	上野原市井戸尻 ～ " 腰巻	0.6	連続雨量250mm	土砂崩落	なし
"	"	上野原市四方津 ～大月市梁川町 新倉	1.5	" 200mm	土砂崩落、落 石	"

2 主要地方道

路線名	管理事務所名 (連絡先電話番号)	規制区間		規制条件 (通行止)	気象等 観測所	危険内容
		区間	延長(km)			
主要地方 道上野原 丹波山線	富士東部建設事務所 (0554-22-7814)	上野原市西原字飯尾～ 北都留郡小菅村はいまぜ地内	7.4	連続雨量100mm 以上 時間雨量20mm 以上	上野原	土砂崩 落、落石
"	"	上野原市桐原字沢渡～ " 西原字初戸	3.5	" 100mm以上 " 20mm以上	"	土砂崩 落、落石、 路肩決壊
主要地方 道上野原 あきる野 線	"	上野原市桐原(桐原大橋)～ " 桐原(尾続棧道橋)	2.0	" 100mm以上 " 20mm以上	"	土砂崩 落、落石
主要地方 道四日市 市場上野原 線	"	都留市曾雌(落合橋)～上野原 市秋山無生野(雛鶴神社前)	5.2	" 100mm以上 " 20mm以上	都 留	土砂崩 落、路肩 決壊
"	"	上野原市秋山中野(秋山支所 先)～" 秋山桜井(秋山 トンネル手前)	5.9	" 100mm以上 " 20mm以上	"	"

第2 鉄道(JRの運行規制基準)

災害種別	列車の運行規制内容							
強風	風速毎秒25メートル以上になったことを認めた時は、一時列車の運転を中止する。							
豪雨	以下の場合は、運転を中止する。							
	連続雨量mm	120未満	150未満	120～200	200～400	400以上	450以上	
	時間雨量mm	40	35	25	5	0	0	
地震	韮崎－新府間は、6カイン(震度4相当)以上で列車の運転を中止する。 上記以外は、12カイン(震度4.5相当)以上で列車の運転を中止する。							

3-3 重要水防区域

河川名	大字	字	岸別	延長(m)	階級	種別	注意を要する理由	水防倉庫	番号
鶴川	西原	飯尾地内	右	200	b	洗掘箇所	護岸老朽	大月市水防倉庫	6-46
〃	新田倉	墓地下	左	200	b	〃	〃	富士・東部建設事務所水防倉庫	6-48
〃	八米	八米橋上	左右	300 300	b b	〃	天然河岸崩壊	〃	6-49
〃	松留	国道鶴川橋上下	右	100	b	〃	〃	〃	6-50
〃	鶴川	県道鶴川橋下	左	40	b	水衝箇所	〃	〃	6-51
仲間川	芦垣	大門橋下	左	100	b	〃	堤防高不足	〃	6-52
〃	〃	堰地下	左	100	b	〃	〃	〃	6-53
〃	桑久保	みたけ橋下	左	100	b	〃	〃	〃	6-54
〃	大曾根	大鶴小学校前	左右	40 40	b b	堤防高 洗掘箇所	天然河岸崩壊 堤防高不足	〃	6-55
秋山川	神野	中河原	左	250	b	堤防高	堤防断面不足	富士・東部建設事務所住吉水防倉庫	6-69
〃	栗谷	小学校前	右	200	a	〃	〃	〃	6-70
〃	大地	大地橋上	左	70	b	〃	〃	〃	6-71
〃	寺下	人家裏	右	70	b	〃	〃	〃	6-72
〃	〃	商店前	右	100	b	〃	護岸老朽	〃	6-73
安寺沢川	安寺沢	高橋	左右	225 225	b b	〃	〃	〃	6-74
金山川	金山	集落下	左右	75 75	b b	〃	〃	〃	6-75

3-4 地すべり防止区域

林務関係 (林野庁所管)			土木関係 (国土交通省所管)		
箇所	面積	区域名	箇所	面積	区域名
5	71.97ha	登下、桑久保、夏地、上夏地、大倉	1	11.60ha	藤尾

3-5 急傾斜地崩壊危険区域

指定区域名	大字	字	指定年月日	指定番号	指定面積	指定保全戸数
桑久保日向	桑久保	日向和田他	昭53.3.23	0098	2.50ha	7戸
荻野	野田尻	御伊勢ノ沢他	平4.10.15	0411	0.67ha	6戸
秋山支所裏	秋山	日向海戸	昭57.4.8	0187	2.31ha	12戸
秋山支所裏	〃	日向海戸他	昭58.7.14	0363	0.33ha	2戸
秋山支所裏	〃	南仏他	昭63.9.5	0410	0.52ha	3戸
鶴島	鶴島	駒門	平17.2.28	0096	0.32ha	7戸
大野	大野	戸の漆ふつ田川尻	平17.3.31	0191	0.11ha	5戸
八ツ沢	八ツ沢	堂尾根	平18.3.2	0121	0.58ha	26戸
八ツ沢の2	八ツ沢	上村	平28.3.10	0086	0.202ha	16戸
八ツ沢の2	八ツ沢	上村	平30.9.13	0279	0.015ha	2戸
松留3	松留	上馬船	令1.8.1	0063	0.08ha	31戸
奥平の3	四方津	奥平道下	令3.7.1	0193	0.226ha	6戸
計	8				7.863ha	123戸

3-6 土砂災害警戒区域

第1 急傾斜地の崩壊

番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)	番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)
1	大沢	○	犬目及び大野	H18. 2. 27(106)	51	新田倉の4-3	○	上野原	H18. 6. 29(357)
2	大田	○	大野	H18. 2. 27(106)	52	新田倉	○	上野原	H18. 6. 29(357)
3	日留野-1	○	大野	H18. 2. 27(106)	53	新町三丁目-1	○	上野原	H18. 6. 29(357)
4	日留野-2	○	大野	H18. 2. 27(106)	54	新町三丁目-2	○	上野原	H18. 6. 29(357)
5	矢坪-1	○	大野	H18. 2. 27(106)	55	新町三丁目-3	○	上野原	H18. 6. 29(357)
6	矢坪-2	○	大野	H18. 2. 27(106)	56	奈須部Ⅱ	○	上野原	H18. 6. 29(357)
7	新田Ⅱ	○	大野	H18. 2. 27(106)	57	奈須部Ⅱの2-1	○	上野原	H18. 6. 29(357)
8	東大野Ⅱ	○	大野	H18. 2. 27(106)	58	奈須部Ⅱの2-2	○	上野原	H18. 6. 29(357)
9	西大野Ⅱ	○	大野	H18. 2. 27(106)	59	奈須部Ⅱの2-3	○	上野原	H18. 6. 29(357)
10	東大野Ⅱの2	○	大野	H18. 2. 27(106)	60	塚場Ⅱ-1	○	上野原	H18. 6. 29(357)
11	高橋	○	大野	H18. 2. 27(106)	61	塚場Ⅱ-2	○	上野原	H18. 6. 29(357)
12	談合坂Ⅱ	○	大野	H18. 2. 27(106)	62	西原Ⅱ	○	上野原	H18. 6. 29(357)
13	大野	○	大野	H18. 2. 27(106)	63	西原Ⅱの2	○	上野原	H18. 6. 29(357)
14	奈須部-1	○	上野原	H18. 6. 29(357)	64	新井Ⅱ	○	上野原	H18. 6. 29(357)
15	奈須部-2	○	上野原	H18. 6. 29(357)	65	新井Ⅱの2	○	上野原	H18. 6. 29(357)
16	奈須部-3	○	上野原	H18. 6. 29(357)	66	向風Ⅱ-1	○	上野原	H18. 6. 29(357)
17	奈須部-4	○	上野原	H18. 6. 29(357)	67	向風Ⅱ-2	○	上野原	H18. 6. 29(357)
18	奈須部-5	○	上野原	H18. 6. 29(357)	68	向風Ⅱ-3	○	上野原	H18. 6. 29(357)
19	奈須部-6	○	上野原	H18. 6. 29(357)	69	奈須部Ⅲ	○	上野原	H18. 6. 29(357)
20	諏訪	○	上野原	H18. 6. 29(357)	70	諏訪Ⅲ	○	上野原	H18. 6. 29(357)
21	諏訪の4	○	上野原	H18. 6. 29(357)	71	小沢Ⅲ	○	上野原	H18. 6. 29(357)
22	諏訪の2-1	○	上野原	H18. 6. 29(357)	72	奈須部の2	○	上野原	H18. 6. 29(357)
23	諏訪の2-2	○	上野原	H18. 6. 29(357)	73	下新田	○	新田	H19. 7. 9(268)
24	諏訪の5	○	上野原	H18. 6. 29(357)	74	田代-1	○	鶴島	H19. 7. 9(268)
25	諏訪の3	○	上野原	H18. 6. 29(357)	75	田代-2		鶴島	H19. 7. 9(268)
26	向風	○	上野原	H18. 6. 29(357)	76	黒ノ木		鶴島	H19. 7. 9(268)
27	向風の2	○	上野原	H18. 6. 29(357)	77	中原	○	鶴島	H19. 7. 9(268)
28	向風の3-1	○	上野原	H18. 6. 29(357)	78	下田野入	○	鶴島	H19. 7. 9(268)
29	向風の3-2	○	上野原	H18. 6. 29(357)	79	鶴川	○	鶴川	H19. 7. 9(268)
30	山風呂・山風呂Ⅲ	○	上野原	H18. 6. 29(357)	80	新田-1	○	新田	H19. 7. 9(268)
31	山風呂	○	上野原	H18. 6. 29(357)	81	新田-2	○	新田	H19. 7. 9(268)
32	八米-1	○	上野原	H18. 6. 29(357)	82	新田-3	○	新田	H19. 7. 9(268)
33	八米-2		上野原	H18. 6. 29(357)	83	新田-4	○	新田	H19. 7. 9(268)
34	八米-3	○	上野原	H18. 6. 29(357)	84	新田-5	○	新田	H19. 7. 9(268)
35	八米の2-1	○	上野原	H18. 6. 29(357)	85	新田-6	○	新田	H19. 7. 9(268)
36	八米の2-2	○	上野原	H18. 6. 29(357)	86	新田-7	○	新田	H19. 7. 9(268)
37	新井の3	○	上野原	H18. 6. 29(357)	87	駒門	○	鶴島	H19. 7. 9(268)
38	小沢	○	上野原	H18. 6. 29(357)	88	南区	○	鶴島	H19. 7. 9(268)
39	新田倉の2-1	○	上野原	H18. 6. 29(357)	89	駒門の2	○	鶴島	H19. 7. 9(268)
40	新田倉の2-2	○	上野原	H18. 6. 29(357)	90	西区-1	○	鶴島	H19. 7. 9(268)
41	新町-1	○	上野原	H18. 6. 29(357)	91	西区-2	○	鶴島	H19. 7. 9(268)
42	新町-2	○	上野原	H18. 6. 29(357)	92	坂下	○	鶴島	H19. 7. 9(268)
43	新町の2-1		上野原	H18. 6. 29(357)	93	落合	○	鶴島	H19. 7. 9(268)
44	新町の2-2	○	上野原	H18. 6. 29(357)	94	上新田-1	○	新田	H19. 7. 9(268)
45	新田倉の3-1	○	上野原	H18. 6. 29(357)	95	上新田-2	○	新田	H19. 7. 9(268)
46	新田倉の3-2	○	上野原	H18. 6. 29(357)	96	上新田-3	○	新田	H19. 7. 9(268)
47	新田倉の3-3	○	上野原	H18. 6. 29(357)	97	小倉	○	大曾根	H19. 7. 9(268)
48	新田倉の3-4	○	上野原	H18. 6. 29(357)	98	大倉-1	○	大倉	H19. 7. 9(268)
49	新田倉の4-1	○	上野原	H18. 6. 29(357)	99	大倉-2	○	大倉	H19. 7. 9(268)
50	新田倉の4-2	○	上野原	H18. 6. 29(357)	100	大倉-3	○	大倉	H19. 7. 9(268)

番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)	番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)
101	大倉-4	○	大倉	H19. 7. 9(268)	151	増原Ⅲ	○	和見	H19. 7. 9(268)
102	大曽根	○	大曽根	H19. 7. 9(268)	152	西不老Ⅲ	○	桑久保	H19. 7. 9(268)
103	黒ノ木Ⅱ	○	鶴島	H19. 7. 9(268)	153	蟹窪	○	無生野	H21. 3. 9(78)
104	松葉Ⅱ		鶴島	H19. 7. 9(268)	154	丹保向	○	浜沢	H21. 3. 9(78)
105	小倉Ⅱ	○	大曽根	H19. 7. 9(268)	155	浜沢-1	○	浜沢	H21. 3. 9(78)
106	飯米場Ⅱ	○	鶴島	H19. 7. 9(268)	156	浜沢-2	○	浜沢	H21. 3. 9(78)
107	駒門Ⅱ	○	鶴島	H19. 7. 9(268)	157	浜沢小	○	浜沢	H21. 3. 9(78)
108	駒門Ⅲ	○	鶴島	H19. 7. 9(268)	158	浜沢	○	浜沢	H21. 3. 9(78)
109	棚頭の2	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	159	上尾崎	○	尾崎	H21. 3. 9(78)
110	棚頭	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	160	板崎	○	板崎	H21. 3. 9(78)
111	荻野の2	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	161	遠所	○	遠所	H21. 3. 9(78)
112	荻野-1		野田尻	H19. 7. 9(268)	162	片畑Ⅱ	○	無生野	H21. 3. 9(78)
113	荻野-2	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	163	片畑Ⅱの2	○	無生野	H21. 3. 9(78)
114	荻野-3	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	164	藤の田Ⅱ	○	無生野	H21. 3. 9(78)
115	古屋戸-1	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	165	中島Ⅱ	○	無生野	H21. 3. 9(78)
116	古屋戸-2	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	166	浜沢Ⅱの2	○	浜沢	H21. 3. 9(78)
117	桑久保	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	167	浜沢Ⅱの4	○	浜沢	H21. 3. 9(78)
118	野田尻	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	168	寺下Ⅱ	○	寺下	H21. 3. 9(78)
119	平呂	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	169	寺下Ⅱの2	○	寺下	H21. 3. 9(78)
120	平呂の2	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	170	寺下Ⅱの3	○	板崎	H21. 3. 9(78)
121	和見	○	和見	H19. 7. 9(268)	171	寺下Ⅱの4	○	板崎	H21. 3. 9(78)
122	芦垣	○	芦垣	H19. 7. 9(268)	172	遠所Ⅱ	○	遠所	H21. 3. 9(78)
123	芦垣の2	○	芦垣	H19. 7. 9(268)	173	片畑	○	無生野	H21. 3. 9(78)
124	和見Ⅱ	○	和見	H19. 7. 9(268)	174	原	○	原	H21. 3. 9(78)
125	芦垣Ⅱ	○	芦垣	H19. 7. 9(268)	175	尾崎Ⅲ	○	原	H21. 3. 9(78)
126	瀬淵Ⅱ	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	176	原Ⅲ	○	原	H21. 3. 9(78)
127	瀬淵Ⅱの2	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	177	原Ⅲの2	○	原	H21. 3. 9(78)
128	大久保Ⅱ	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	178	尾崎Ⅲの2	○	尾崎	H21. 3. 9(78)
129	中風呂Ⅱ	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	179	寺下Ⅲ	○	寺下	H21. 3. 9(78)
130	野田尻Ⅱ	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	180	寺下Ⅲの2	○	板崎	H21. 3. 9(78)
131	古屋戸Ⅱ	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	181	松留	○	松留	H21. 3. 9(78)
132	古屋戸Ⅱの2-1	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	182	松留2-1	○	松留	H21. 3. 9(78)
133	古屋戸Ⅱの2-2	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	183	松留2-2	○	松留	H21. 3. 9(78)
134	中風呂Ⅱの2	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	184	松留2-3	○	松留	H21. 3. 9(78)
135	西不老Ⅱの2	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	185	松留3	○	松留	H21. 3. 9(78)
136	西不老Ⅱ-1	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	186	松留4	○	松留	H21. 3. 9(78)
137	西不老Ⅱ-2	○	桑久保	H19. 7. 9(268)	187	牧野道	○	四方津	H21. 3. 9(78)
138	荻野Ⅱ	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	188	牧野道下	○	四方津	H21. 3. 9(78)
139	荻野Ⅱの2	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	189	久保	○	四方津	H21. 3. 9(78)
140	殿地Ⅱ-1	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	190	千足-1	○	川合	H21. 3. 9(78)
141	殿地Ⅱ-2	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	191	千足-2	○	川合	H21. 3. 9(78)
142	久保Ⅱ	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	192	千足の2-1	○	川合	H21. 3. 9(78)
143	棚頭Ⅱ	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	193	千足の2-2	○	川合	H21. 3. 9(78)
144	棚頭Ⅱの2	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	194	当月	○	四方津	H21. 3. 9(78)
145	西Ⅱ	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	195	仲居下	○	四方津	H21. 3. 9(78)
146	入Ⅱ	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	196	コモア四方津二丁目	○	四方津	H21. 3. 9(78)
147	入Ⅱの2	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	197	コモア四方津二丁目 目の2	○	四方津	H21. 3. 9(78)
148	奥山Ⅱ	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	198	コモア四方津二丁目 目の4	○	四方津	H21. 3. 9(78)
149	奥山Ⅱの2	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	199	奥平の2	○	四方津	H21. 3. 9(78)
150	奥山Ⅱの3	○	野田尻	H19. 7. 9(268)	200	奥平の3	○	四方津	H21. 3. 9(78)

番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)	番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)
201	奥平	○	四方津	H21. 3. 9(78)	251	小伏Ⅱ-2	○	桐原字小伏	H23. 8. 4(307)
202	奥平の 4-1	○	四方津	H21. 3. 9(78)	252	小伏Ⅱの 3	○	桐原字小伏	H23. 8. 4(307)
203	奥平の 4-2	○	四方津	H21. 3. 9(78)	253	小伏Ⅱの 4	○	桐原字小伏	H23. 8. 4(307)
204	奥平の 4-3	○	四方津	H21. 3. 9(78)	254	井戸Ⅱ	○	桐原字井戸	H23. 8. 4(307)
205	川合	○	川合	H21. 3. 9(78)	255	井戸Ⅱの 2-1	○	桐原字井戸	H23. 8. 4(307)
206	仲山Ⅱ	○	八ツ沢	H21. 3. 9(78)	256	井戸Ⅱの 2-2	○	桐原字井戸	H23. 8. 4(307)
207	千足Ⅱ	○	川合	H21. 3. 9(78)	257	井戸Ⅱの 2-3	○	桐原字井戸	H23. 8. 4(307)
208	コモア四方津二丁目Ⅲ-1	○	四方津	H21. 3. 9(78)	258	新屋Ⅱ-1	○	桐原字新屋	H23. 8. 4(307)
209	コモア四方津二丁目Ⅲ-2	○	四方津	H21. 3. 9(78)	259	新屋Ⅱ-2	○	桐原字新屋	H23. 8. 4(307)
210	奥平Ⅲ	○	四方津	H21. 3. 9(78)	260	小和田Ⅱ-1	○	桐原字小和田	H23. 8. 4(307)
211	川合Ⅲ	○	川合	H21. 3. 9(78)	261	小和田Ⅱ-2	○	桐原字小和田	H23. 8. 4(307)
212	大垣外の 2・大垣外Ⅲ	○	桐原字大垣外	H23. 8. 4(307)	262	小和田Ⅱ-3	○	桐原字小和田	H23. 8. 4(307)
213	大垣外	○	桐原字大垣外	H23. 8. 4(307)	263	用竹Ⅱ	○	桐原字用竹	H23. 8. 4(307)
214	猪丸-1	○	桐原字猪丸	H23. 8. 4(307)	264	用竹Ⅱの 2	○	桐原字用竹	H23. 8. 4(307)
215	猪丸-2	○	桐原字猪丸	H23. 8. 4(307)	265	用竹Ⅱの 3-1	○	桐原字用竹	H23. 8. 4(307)
216	日原-1	○	桐原字日原	H23. 8. 4(307)	266	用竹Ⅱの 3-2	○	桐原字用竹	H23. 8. 4(307)
217	日原-2	○	桐原字日原	H23. 8. 4(307)	267	今野Ⅱ	○	桐原字今野	H23. 8. 4(307)
218	猪丸の 3	○	桐原字猪丸	H23. 8. 4(307)	268	墓村Ⅱ-1	○	桐原字墓村	H23. 8. 4(307)
219	猪丸の 2	○	桐原字猪丸	H23. 8. 4(307)	269	墓村Ⅱ-2	○	桐原字墓村	H23. 8. 4(307)
220	神戸・神戸Ⅲ-1	○	桐原字神戸	H23. 8. 4(307)	270	墓村Ⅱの 2	○	桐原字墓村	H23. 8. 4(307)
221	神戸・神戸Ⅲ-2	○	桐原字神戸	H23. 8. 4(307)	271	尾続Ⅱ-1	○	桐原字尾続	H23. 8. 4(307)
222	椿・椿の 2-1	○	桐原字椿	H23. 8. 4(307)	272	尾続Ⅱ-2	○	桐原字尾続	H23. 8. 4(307)
223	椿・椿の 2-2	○	桐原字椿	H23. 8. 4(307)	273	尾続Ⅱの 2-1	○	桐原字尾続	H23. 8. 4(307)
224	桐坪の 2-1	○	桐原字桐坪	H23. 8. 4(307)	274	尾続Ⅱの 2-2	○	桐原字尾続	H23. 8. 4(307)
225	桐坪の 2-2	○	桐原字桐坪	H23. 8. 4(307)	275	登下Ⅱ-1	○	桐原字登下	H23. 8. 4(307)
226	桐坪の 2-3	○	桐原字桐坪	H23. 8. 4(307)	276	登下Ⅱ-2	○	桐原字登下	H23. 8. 4(307)
227	桐坪の 2-4	○	桐原字桐坪	H23. 8. 4(307)	277	登下Ⅱの 2-1	○	桐原字登下	H23. 8. 4(307)
228	日原の 2	○	桐原字日原	H23. 8. 4(307)	278	登下Ⅱの 2-2	○	桐原字登下	H23. 8. 4(307)
229	小伏-1	○	桐原字小伏	H23. 8. 4(307)	279	大垣外Ⅲの 2-1	○	桐原字大垣外	H23. 8. 4(307)
230	小伏-2	○	桐原字小伏	H23. 8. 4(307)	280	大垣外Ⅲの 2-2	○	桐原字大垣外	H23. 8. 4(307)
231	小伏-3	○	桐原字小伏	H23. 8. 4(307)	281	椿Ⅲ	○	桐原字椿	H23. 8. 4(307)
232	新屋-1	○	桐原字新屋	H23. 8. 4(307)	282	黒田Ⅲ	○	桐原字黒田	H23. 8. 4(307)
233	新屋-2	○	桐原字新屋	H23. 8. 4(307)	283	黒田Ⅲの 2	○	桐原字黒田	H23. 8. 4(307)
234	新屋-3	○	桐原字新屋	H23. 8. 4(307)	284	用竹Ⅲ-2	○	桐原字用竹	H23. 8. 4(307)
235	今野-1	○	桐原字今野	H23. 8. 4(307)	285	大地	○	秋山大地	H23. 8. 4(307)
236	今野-2	○	桐原字今野	H23. 8. 4(307)	286	栗谷-1	○	秋山栗谷	H23. 8. 4(308)
237	今野-3	○	桐原字今野	H23. 8. 4(307)	287	栗谷-2	○	秋山栗谷	H23. 8. 4(308)
238	今野-4	○	桐原字今野	H23. 8. 4(307)	288	栗谷-3	○	秋山栗谷	H23. 8. 4(308)
239	尾続の 2-1	○	桐原字尾続	H23. 8. 4(307)	289	栗谷-4	○	秋山栗谷	H23. 8. 4(308)
240	尾続の 2-2	○	桐原字尾続	H23. 8. 4(307)	290	中野-1	○	秋山中野	H23. 8. 4(308)
241	大垣外向Ⅱ	○	桐原字大垣外向	H23. 8. 4(307)	291	中野-2	○	秋山中野	H23. 8. 4(308)
242	日原Ⅱ-1	○	桐原字日原	H23. 8. 4(307)	292	中野-3	○	秋山中野	H23. 8. 4(308)
243	日原Ⅱ-2	○	桐原字日原	H23. 8. 4(307)	293	中野-4	○	秋山中野	H23. 8. 4(308)
244	日原Ⅱ-3	○	桐原字日原	H23. 8. 4(307)	294	中野-5	○	秋山中野	H23. 8. 4(308)
245	猪丸Ⅱ	○	桐原字猪丸	H23. 8. 4(307)	295	役場裏	○	秋山中野	H23. 8. 4(308)
246	椿Ⅱ-1	○	桐原字椿	H23. 8. 4(307)	296	神野	○	秋山神野	H23. 8. 4(308)
247	椿Ⅱ-2	○	桐原字椿	H23. 8. 4(307)	297	小和田海戸	○	秋山小和田	H23. 8. 4(308)
248	小伏Ⅱの 2-1	○	桐原字小伏	H23. 8. 4(307)	298	原-1	○	秋山小和田	H23. 8. 4(308)
249	小伏Ⅱの 2-2	○	桐原字小伏	H23. 8. 4(307)	299	原-2	○	秋山小和田	H23. 8. 4(308)
250	小伏Ⅱ-1	○	桐原字小伏	H23. 8. 4(307)	300	原-3	○	秋山小和田	H23. 8. 4(308)

番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)	番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)
301	古福志居海戸-1	○	秋山古福志	H23. 8. 4(308)	351	阿寺沢-2	○	西原字阿寺沢	H23. 8. 8(309)
302	古福志居海戸-2		秋山古福志	H23. 8. 4(308)	352	腰掛の 2-1	○	西原字腰掛	H23. 8. 8(309)
303	古福志居海戸-3	○	秋山古福志	H23. 8. 4(308)	353	腰掛の 2-2	○	西原字腰掛	H23. 8. 8(309)
304	東海戸	○	秋山古福志	H23. 8. 4(308)	354	腰掛の 2-3	○	西原字腰掛	H23. 8. 8(309)
305	桜井下平	○	秋山桜井	H23. 8. 4(308)	355	腰掛-1	○	西原字腰掛	H23. 8. 8(309)
306	一古沢	○	秋山一古沢	H23. 8. 4(308)	356	腰掛-2	○	西原字腰掛	H23. 8. 8(309)
307	高橋	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	357	腰掛-3	○	西原字腰掛	H23. 8. 8(309)
308	嵯峨沢Ⅱ-1		秋山大地	H23. 8. 4(308)	358	初戸-1	○	西原字初戸	H23. 8. 8(309)
309	嵯峨沢Ⅱ-2	○	秋山大地	H23. 8. 4(308)	359	初戸-2	○	西原字初戸	H23. 8. 8(309)
310	嵯峨沢Ⅱ-3	○	秋山大地	H23. 8. 4(308)	360	梅久保	○	桐原字梅久保	H23. 8. 8(309)
311	栗谷Ⅱ	○	秋山栗谷	H23. 8. 4(308)	361	坂本-1	○	桐原字坂本	H23. 8. 8(309)
312	中野Ⅱ	○	秋山中野	H23. 8. 4(308)	362	坂本-2	○	桐原字坂本	H23. 8. 8(309)
313	海河原Ⅱ	○	秋山神野	H23. 8. 4(308)	363	小桐-1	○	桐原字小桐	H23. 8. 8(309)
314	中河原Ⅱ	○	秋山神野	H23. 8. 4(308)	364	小桐-2	○	桐原字小桐	H23. 8. 8(309)
315	神野Ⅱ-1	○	秋山神野	H23. 8. 4(308)	365	小桐-3	○	桐原字小桐	H23. 8. 8(309)
316	神野Ⅱ-2	○	秋山神野	H23. 8. 4(308)	366	芦瀬-1	○	桐原字芦瀬	H23. 8. 8(309)
317	神野Ⅱ-3		秋山神野	H23. 8. 4(308)	367	芦瀬-2	○	桐原字芦瀬	H23. 8. 8(309)
318	小和田原Ⅱ	○	秋山小和田	H23. 8. 4(308)	368	沢渡	○	桐原字沢渡	H23. 8. 8(309)
319	桜井Ⅱ	○	秋山桜井	H23. 8. 4(308)	369	沢渡の 2	○	桐原字沢渡	H23. 8. 8(309)
320	松葉Ⅱ	○	秋山桜井	H23. 8. 4(308)	370	阿寺沢Ⅱ	○	西原字阿寺沢	H23. 8. 8(309)
321	金山Ⅱ-1	○	秋山金山	H23. 8. 4(308)	371	阿寺沢Ⅱの 2-1	○	西原字阿寺沢	H23. 8. 8(309)
322	金山Ⅱ-2	○	秋山金山	H23. 8. 4(308)	372	阿寺沢Ⅱの 2-2	○	西原字阿寺沢	H23. 8. 8(309)
323	金山Ⅱの 2	○	秋山金山	H23. 8. 4(308)	373	阿寺沢Ⅱの 3-1	○	西原字阿寺沢	H23. 8. 8(309)
324	金山Ⅱの 3	○	秋山金山	H23. 8. 4(308)	374	阿寺沢Ⅱの 3-2	○	西原字阿寺沢	H23. 8. 8(309)
325	金山Ⅱの 4-1	○	秋山金山	H23. 8. 4(308)	375	平野田Ⅱ・平野田Ⅱの 2	○	西原字平野田	H23. 8. 8(309)
326	金山Ⅱの 4-2	○	秋山金山	H23. 8. 4(308)	376	中群Ⅱ-1	○	西原字中群	H23. 8. 8(309)
327	金山Ⅱの 4-3	○	秋山金山	H23. 8. 4(308)	377	中群Ⅱ-2	○	西原字中群	H23. 8. 8(309)
328	富岡Ⅱ	○	秋山富岡	H23. 8. 4(308)	378	腰掛Ⅱ	○	西原字腰掛	H23. 8. 8(309)
329	犬橋Ⅱ	○	秋山富岡	H23. 8. 4(308)	379	腰掛Ⅱの 2-1	○	西原字腰掛	H23. 8. 8(309)
330	犬橋Ⅱの 2	○	秋山富岡	H23. 8. 4(308)	380	腰掛Ⅱの 2-2	○	西原字腰掛	H23. 8. 8(309)
331	神有住Ⅱ	○	秋山富岡	H23. 8. 4(308)	381	真野Ⅱ-1	○	西原字真野	H23. 8. 8(309)
332	富岡Ⅱの 2	○	秋山富岡	H23. 8. 4(308)	382	真野Ⅱ-2	○	西原字真野	H23. 8. 8(309)
333	安寺沢Ⅱ	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	383	真野Ⅱの 2	○	西原字真野	H23. 8. 8(309)
334	安寺沢Ⅱの 2	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	384	梅久保Ⅱ	○	桐原字梅久保	H23. 8. 8(309)
335	安寺沢Ⅱの 3	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	385	小桐Ⅱ	○	桐原字小桐	H23. 8. 8(309)
336	押出河原Ⅱ	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	386	小桐Ⅱの 2-1	○	桐原字小桐	H23. 8. 8(309)
337	押出河原Ⅱの 2	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	387	小桐Ⅱの 2-2	○	桐原字小桐	H23. 8. 8(309)
338	押出河原Ⅱの 3	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	388	小桐Ⅱの 1	○	桐原字小桐	H23. 8. 8(309)
339	高橋Ⅱ	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	389	坂本Ⅱ-1	○	桐原字坂本	H23. 8. 8(309)
340	安寺沢Ⅱの 4	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	390	坂本Ⅱ-2	○	桐原字坂本	H23. 8. 8(309)
341	安寺沢Ⅱの 5	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	391	芦瀬Ⅱ	○	桐原字芦瀬	H23. 8. 8(309)
342	安寺沢Ⅱの 6	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	392	沢渡Ⅱ	○	桐原字沢渡	H23. 8. 8(309)
343	安寺沢Ⅱの 7	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	393	沢渡Ⅱの 2	○	桐原字沢渡	H23. 8. 8(309)
344	安寺沢Ⅱの 8	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	394	阿寺沢Ⅲ	○	西原字阿寺沢	H23. 8. 8(309)
345	金山Ⅲ	○	秋山金山	H23. 8. 4(308)	395	平野田Ⅲ	○	西原字平野田	H23. 8. 8(309)
346	金山Ⅲの 2	○	秋山金山	H23. 8. 4(308)	396	初戸Ⅲ	○	西原字初戸	H23. 8. 8(309)
347	古福志	○	秋山古福志	H23. 8. 4(308)	397	飯尾の 2	○	西原飯尾	H23. 8. 8(310)
348	富岡	○	秋山富岡	H23. 8. 4(308)	398	飯尾	○	西原飯尾	H23. 8. 8(310)
349	海川原	○	秋山神野	H23. 8. 4(308)	399	飯尾の 3-1	○	西原飯尾	H23. 8. 8(310)
350	阿寺沢-1	○	西原字阿寺沢	H23. 8. 8(309)	400	飯尾の 3-2	○	西原飯尾	H23. 8. 8(310)

番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)	番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)
401	原	○	西原原	H23. 8. 8(310)	436	原Ⅲ-1	○	西原原	H23. 8. 8(310)
402	原の2-1	○	西原原	H23. 8. 8(310)	437	原Ⅲ-2	○	西原原	H23. 8. 8(310)
403	原の2-2	○	西原原	H23. 8. 8(310)	438	郷原Ⅲ	○	西原郷原	H23. 8. 8(310)
404	郷原	○	西原郷原	H23. 8. 8(310)	439	扁盃Ⅲ	○	西原扁盃	H23. 8. 8(310)
405	郷原の2	○	西原郷原	H23. 8. 8(310)	440	扁盃Ⅲの2		西原扁盃	H23. 8. 8(310)
406	下城	○	西原下城	H23. 8. 8(310)	441	扁盃Ⅲの3	○	西原扁盃	H23. 8. 8(310)
407	扁盃	○	西原扁盃	H23. 8. 8(310)	442	田和Ⅲ	○	西原田和	H23. 8. 8(310)
408	扁盃の2	○	西原扁盃	H23. 8. 8(310)	443	田和Ⅲの2-1	○	西原田和	H23. 8. 8(310)
409	田和-1	○	西原田和	H23. 8. 8(310)	444	田和Ⅲの2-2	○	西原田和	H23. 8. 8(310)
410	田和-2	○	西原田和	H23. 8. 8(310)	445	田和Ⅲの3	○	西原田和	H23. 8. 8(310)
411	田和の2	○	西原田和	H23. 8. 8(310)	446	八ツ沢の2	○	八ツ沢	H23. 8. 11(318)
412	六藤	○	西原六藤	H23. 8. 8(310)	447	松留の5	○	松留	H23. 8. 11(318)
413	藤尾の1	○	西原藤尾	H23. 8. 8(310)	448	千足の3	○	川合	H23. 8. 11(318)
414	藤尾の3	○	西原藤尾	H23. 8. 8(310)	449	千足の4	○	川合	H23. 8. 11(318)
415	藤尾の2-1	○	西原藤尾	H23. 8. 8(310)	450	千足の5	○	秋山	H23. 8. 11(318)
416	藤尾の2-2	○	西原藤尾	H23. 8. 8(310)	451	東海戸の2	○	秋山	H23. 8. 11(318)
417	藤尾の2-3	○	西原藤尾	H23. 8. 8(310)	452	小和田原の2	○	秋山	H23. 8. 11(318)
418	飯尾Ⅱ	○	西原飯尾	H23. 8. 8(310)	453	小和田原の3	○	秋山	H23. 8. 11(318)
419	飯尾Ⅱの2-1	○	西原飯尾	H23. 8. 8(310)	454	小和田原の4	○	秋山	H23. 8. 11(318)
420	飯尾Ⅱの2-2	○	西原飯尾	H23. 8. 8(310)	455	小和田海戸の2	○	秋山	H23. 8. 11(318)
421	飯尾Ⅱの2-3	○	西原飯尾	H23. 8. 8(310)	456	小和田海戸の3	○	秋山	H23. 8. 11(318)
422	飯尾2の3	○	西原飯尾	H23. 8. 8(310)	457	小和田海戸の4	○	秋山	H23. 8. 11(318)
423	原Ⅱ	○	西原原	H23. 8. 8(310)	458	神野の2	○	秋山	H23. 8. 11(318)
424	原Ⅱの2	○	西原原	H23. 8. 8(310)	459	蟹窪の2	○	秋山	H23. 8. 11(318)
425	郷原Ⅱ	○	西原郷原	H23. 8. 8(310)	460	郷原の3	○	西原	H23. 8. 11(318)
426	下城Ⅱ	○	西原下城	H23. 8. 8(310)	461	六藤の2	○	西原	H23. 8. 11(318)
427	扁盃Ⅱ	○	西原扁盃	H23. 8. 8(310)	462	六藤の3	○	西原	H23. 8. 11(318)
428	扁盃Ⅱの2	○	西原扁盃	H23. 8. 8(310)	463	阿寺沢の2	○	西原	H23. 8. 11(318)
429	田和Ⅱ	○	西原田和	H23. 8. 8(310)	464	真野	○	桐原	H23. 8. 11(318)
430	藤尾Ⅱ	○	西原藤尾	H23. 8. 8(310)	465	真野の2	○	桐原	H23. 8. 11(318)
431	藤尾Ⅱの2-1	○	西原藤尾	H23. 8. 8(310)	466	芦瀬の2	○	桐原	H23. 8. 11(318)
432	藤尾Ⅱの2-2	○	西原藤尾	H23. 8. 8(310)	467	芦瀬の3	○	桐原	H23. 8. 11(318)
433	藤尾Ⅱの2-3	○	西原藤尾	H23. 8. 8(310)	468	芦瀬の4		桐原	H23. 8. 11(318)
434	飯尾Ⅲ		西原飯尾	H23. 8. 8(310)	469	黒田	○	桐原	H23. 8. 11(318)
435	飯尾Ⅲの2	○	西原飯尾	H23. 8. 8(310)					

(注)「特別警戒」の欄の“○”は、特別警戒区域が含まれることを示す。

第2 土石流

番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)	番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)
1	大沢-1	○	犬目及び大野	H18. 2. 27(106)	16	山風呂沢	○	上野原	H18. 6. 29(357)
2	大沢-2	○	犬目及び大野	H18. 2. 27(106)	17	虎丸沢	○	上野原	H18. 6. 29(357)
3	大沢-3	○	犬目及び大野	H18. 2. 27(106)	18	水窪沢	○	上野原	H18. 6. 29(357)
4	谷後沢-1		犬目及び大野	H18. 2. 27(106)	19	大堀川	○	上野原	H18. 6. 29(357)
5	谷後沢-2	○	犬目及び大野	H18. 2. 27(106)	20	大房沢		上野原	H18. 6. 29(357)
6	谷後沢-3	○	犬目及び大野	H18. 2. 27(106)	21	大越路沢の1	○	上野原	H18. 6. 29(357)
7	南米沢-1	○	大野	H18. 2. 27(106)	22	大越路沢の2	○	上野原	H18. 6. 29(357)
8	南米沢-2	○	大野	H18. 2. 27(106)	23	大越路沢の4	○	上野原	H18. 6. 29(357)
9	土橋沢		犬目	H18. 2. 27(106)	24	大越路沢の5	○	上野原	H18. 6. 29(357)
10	西大野沢-1	○	大野	H18. 2. 27(106)	25	大越路沢の6	○	上野原	H18. 6. 29(357)
11	西大野沢-2		大野	H18. 2. 27(106)	26	奈須部南沢	○	上野原	H18. 6. 29(357)
12	東大野沢	○	大野	H18. 2. 27(106)	27	奈須部沢	○	上野原	H18. 6. 29(357)
13	日向沢	○	大野	H18. 2. 27(106)	28	奈須部川	○	上野原	H18. 6. 29(357)
14	向風北沢-1	○	上野原	H18. 6. 29(357)	29	落合西沢	○	鶴島	H19. 7. 9(268)
15	向風北沢-2	○	上野原	H18. 6. 29(357)	30	坂下川左支川の1	○	鶴島	H19. 7. 9(268)

番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)	番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)
31	沢入川右支川	○	鶴島	H19.7.9(268)	81	滝の入沢	○	浜沢	H21.3.9(78)
32	沢入川		鶴島	H19.7.9(268)	82	高根沢	○	寺下	H21.3.9(78)
33	東川	○	鶴島	H19.7.9(268)	83	寺下沢	○	寺下	H21.3.9(78)
34	桑原沢		鶴島	H19.7.9(268)	84	十王堂入沢-1	○	寺下	H21.3.9(78)
35	中丸沢		鶴島	H19.7.9(268)	85	十王堂入沢-2	○	寺下	H21.3.9(78)
36	大門沢-1		大倉	H19.7.9(268)	86	下尾	○	原	H21.3.9(78)
37	大門沢-2		大倉	H19.7.9(268)	87	サルイ沢	○	浜沢	H21.3.9(78)
38	仲間沢右支川	○	大曾根	H19.7.9(268)	88	寺下下沢	○	寺下	H21.3.9(78)
39	仲間沢左支川	○	大曾根	H19.7.9(268)	89	大沢川	○	川合	H21.3.9(78)
40	橋古沢	○	大曾根	H19.7.9(268)	90	大川合沢	○	川合	H21.3.9(78)
41	節当沢	○	大曾根	H19.7.9(268)	91	川合沢	○	川合	H21.3.9(78)
42	落合中沢	○	鶴島	H19.7.9(268)	92	呼戸沢-1	○	四方津	H21.3.9(78)
43	落合東沢	○	鶴島	H19.7.9(268)	93	呼戸沢-2	○	四方津	H21.3.9(78)
44	坂下川右支川	○	鶴島	H19.7.9(268)	94	下奥平沢	○	四方津	H21.3.9(78)
45	坂下川-1		鶴島	H19.7.9(268)	95	上奥平沢		四方津	H21.3.9(78)
46	坂下川-2	○	鶴島	H19.7.9(268)	96	仲居沢	○	四方津	H21.3.9(78)
47	坂下川左支川の2		鶴島	H19.7.9(268)	97	今井沢-1	○	四方津	H21.3.9(78)
48	西田野入西沢	○	鶴島	H19.7.9(268)	98	今井沢-2		四方津	H21.3.9(78)
49	西田野入東沢	○	鶴島	H19.7.9(268)	99	中丸沢	○	四方津	H21.3.9(78)
50	田野入沢	○	鶴島	H19.7.9(268)	100	寺山沢	○	四方津	H21.3.9(78)
51	むじな沢-1		鶴島	H19.7.9(268)	101	トツラ沢		川合	H21.3.9(78)
52	むじな沢-2	○	鶴島	H19.7.9(268)	102	千足川-1		川合	H21.3.9(78)
53	扇山沢		野田尻	H19.7.9(268)	103	千足川-2	○	川合	H21.3.9(78)
54	紙漉戸沢	○	野田尻	H19.7.9(268)	104	千足川-3	○	川合	H21.3.9(78)
55	久保入沢-1	○	野田尻	H19.7.9(268)	105	今野沢	○	桐原字墓村	H23.8.4(307)
56	久保入沢-2	○	野田尻	H19.7.9(268)	106	神戸沢	○	桐原字用竹	H23.8.4(307)
57	堂ヶ沢	○	野田尻	H19.7.9(268)	107	下川	○	桐原字大垣外	H23.8.4(307)
58	蜜柑ヶ沢	○	桑久保	H19.7.9(268)	108	北沢川	○	桐原字猪丸	H23.8.4(307)
59	西川-1		桑久保	H19.7.9(268)	109	三二山川	○	桐原字椿	H23.8.4(307)
60	西川-2		桑久保	H19.7.9(268)	110	椿沢		桐原字椿	H23.8.4(307)
61	西川-3	○	桑久保	H19.7.9(268)	111	神庭沢		桐原字小伏	H23.8.4(307)
62	寺之入沢	○	和見	H19.7.9(268)	112	大畑沢	○	桐原字小伏	H23.8.4(307)
63	和見川-1	○	和見	H19.7.9(268)	113	小伏沢	○	桐原字小伏	H23.8.4(307)
64	和見川-2	○	和見	H19.7.9(268)	114	井戸川		桐原字井戸	H23.8.4(307)
65	戸津沢	○	板崎	H21.3.9(268)	115	用竹沢	○	桐原字用竹	H23.8.4(307)
66	金久保沢	○	板崎	H21.3.9(78)	116	猪丸沢	○	桐原字猪丸	H23.8.4(307)
67	曾根沢	○	尾崎	H21.3.9(78)	117	小和田沢	○	桐原字小和田	H23.8.4(307)
68	尾崎入沢	○	尾崎	H21.3.9(78)	118	押出沢		秋山安寺沢	H23.8.4(308)
69	高金沢		原	H21.3.9(78)	119	安寺沢	○	秋山安寺沢	H23.8.4(308)
70	浜沢		浜沢	H21.3.9(78)	120	馬久保沢	○	秋山栗谷	H23.8.4(308)
71	棚の入沢-1		無生野	H21.3.9(78)	121	後久保沢	○	秋山大地	H23.8.4(308)
72	棚の入沢-2	○	無生野	H21.3.9(78)	122	竹の沢	○	秋山中野	H23.8.4(308)
73	奈良山川-1	○	無生野	H21.3.9(78)	123	東竹の沢	○	秋山中野	H23.8.4(308)
74	奈良山川-2	○	無生野	H21.3.9(78)	124	西浜沢		秋山神野	H23.8.4(308)
75	奈良山川-3	○	無生野	H21.3.9(78)	125	南仏沢	○	秋山神野	H23.8.4(308)
76	奈良山川-4	○	無生野	H21.3.9(78)	126	寺の沢	○	秋山小和田	H23.8.4(308)
77	藤の田沢		無生野	H21.3.9(78)	127	古福志沢	○	秋山古福志	H23.8.4(308)
78	滝沢	○	無生野	H21.3.9(78)	128	金山沢-1		秋山金山	H23.8.4(308)
79	鷺尾沢	○	浜沢	H21.3.9(78)	129	金山沢-2	○	秋山金山	H23.8.4(308)
80	薬師堂沢	○	浜沢	H21.3.9(78)	130	押出河原沢-1	○	秋山安寺沢	H23.8.4(308)

番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)	番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)
131	押出河原沢-2	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	149	方屋川-2	○	西原原	H23. 8. 8(310)
132	六海戸沢	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	150	滝沢	○	西原郷原	H23. 8. 8(310)
133	海戸沢	○	秋山安寺沢	H23. 8. 4(308)	151	久野毛沢	○	西原郷原	H23. 8. 8(310)
134	栗谷沢	○	秋山栗谷	H23. 8. 4(308)	152	間頭沢川		西原下城	H23. 8. 8(310)
135	海河原沢	○	秋山神野	H23. 8. 4(308)	153	沖沢川-1	○	西原下城	H23. 8. 8(310)
136	古福志西沢	○	秋山古福志	H23. 8. 4(308)	154	沖沢川-2	○	西原下城	H23. 8. 8(310)
137	土沢		秋山桜井	H23. 8. 4(308)	155	扁盃川		西原扁盃	H23. 8. 8(310)
138	阿寺沢川	○	西原字阿寺沢	H23. 8. 8(309)	156	扁盃東沢	○	西原扁盃	H23. 8. 8(310)
139	梅久保沢		桐原字梅久保	H23. 8. 8(309)	157	むじな沢		西原田和	H23. 8. 8(310)
140	日寄沢	○	桐原字小桐	H23. 8. 8(309)	158	上平沢	○	西原上平	H23. 8. 8(310)
141	西沢-1	○	桐原字沢渡	H23. 8. 8(309)	159	六藤沢	○	西原上平	H23. 8. 8(310)
142	西沢-2	○	桐原字沢渡	H23. 8. 8(309)	160	藤尾西沢	○	西原藤尾	H23. 8. 8(310)
143	鶴窪沢の3	○	桐原字沢渡	H23. 8. 8(309)	161	藤尾沢	○	西原藤尾	H23. 8. 8(310)
144	平野田沢-1	○	西原字平野田	H23. 8. 8(309)	162	阿寺沢南沢	○	西原	H23. 8. 11(318)
145	平野田沢-2	○	西原字平野田	H23. 8. 8(309)	163	古福志東沢	○	秋山	H23. 8. 11(318)
146	大羽根沢	○	西原飯尾	H23. 8. 8(310)	164	月夜野沢	○	秋山	H23. 8. 11(318)
147	飯尾川	○	西原飯尾	H23. 8. 8(310)	165	滝瀬沢	○	秋山	H23. 8. 11(318)
148	方屋川-1	○	西原原	H23. 8. 8(310)	166	金波美沢		秋山	H23. 8. 11(318)

(注)「特別警戒」の欄の“○”は、特別警戒区域が含まれることを示す。

第3 地すべり

番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)	番号	区域名	特別警戒	概ねの位置 (大字)	告示日 (告示番号)
1	小沢-1		上野原	H18. 6. 29(357)	12	藤尾-2		西原藤尾	H23. 8. 8(310)
2	小沢-2		上野原	H18. 6. 29(357)	13	藤尾-3		西原藤尾	H23. 8. 8(310)
3	羽佐間-1		上野原	H18. 6. 29(357)	14	飯尾-1		西原飯尾	H23. 8. 8(310)
4	羽佐間-2		上野原	H18. 6. 29(357)	15	飯尾-2		西原飯尾	H23. 8. 8(310)
5	羽佐間-3		上野原	H18. 6. 29(357)	16	六藤-1		西原六藤	H23. 8. 8(310)
6	桜ヶ丘		上野原	H18. 6. 29(357)	17	六藤-2		西原六藤	H23. 8. 8(310)
7	大倉		大倉	H19. 7. 9(268)	18	六藤-3		西原六藤	H23. 8. 8(310)
8	篠久保		新田	H19. 7. 9(268)	19	登下-1		大倉	R3. 2. 1(24)
9	諏訪		新田	H19. 7. 9(268)	20	登下-2		大倉	R3. 2. 1(24)
10	芦垣		芦垣	H19. 7. 9(268)	21	夏地		西原	R3. 2. 1(24)
11	藤尾-1		西原藤尾	H23. 8. 8(310)					

3-7 山地災害危険地区

所管	市町村名	崩壊土砂流出	山腹崩壊	地すべり	合計
		箇所数	箇所数	箇所数	
富士・東部林務環境事務所	上野原市	214	41	8	263

第1 崩壊土砂流出危険地区

危険地区番号		位置		備考	危険地区番号		位置		備考
市町村	地区	市町村	大字、字		市町村	地区	市町村	大字、字	
212	1	上野原市	西原		212	41	上野原市	野田尻	
212	2	上野原市	西原		212	42	上野原市	野田尻	
212	3	上野原市	西原		212	43	上野原市	野田尻	
212	4	上野原市	西原		212	44	上野原市	野田尻	
212	5	上野原市	西原		212	45	上野原市	野田尻	
212	6	上野原市	西原		212	46	上野原市	野田尻	
212	7	上野原市	西原		212	47	上野原市	犬目	
212	8	上野原市	西原		212	48	上野原市	犬目	
212	9	上野原市	西原		212	49	上野原市	犬目	
212	10	上野原市	西原		212	50	上野原市	大野	
212	11	上野原市	西原		212	51	上野原市	野田尻	
212	12	上野原市	西原		212	52	上野原市	犬目	
212	13	上野原市	西原		212	53	上野原市	大野	
212	14	上野原市	西原		212	54	上野原市	大野	
212	15	上野原市	西原		212	55	上野原市	大野	
212	16	上野原市	西原		212	56	上野原市	大野	
212	17	上野原市	西原		212	57	上野原市	大野	
212	18	上野原市	西原		212	58	上野原市	梁川町新倉	
212	19	上野原市	西原		212	59	上野原市	四方津	
212	20	上野原市	西原		212	60	上野原市	四方津	
212	21	上野原市	西原		212	61	上野原市	大野	
212	22	上野原市	西原		212	62	上野原市	大野	
212	23	上野原市	西原		212	63	上野原市	大野	
212	24	上野原市	西原		212	64	上野原市	八ツ沢	
212	25	上野原市	西原		212	65	上野原市	野田尻	
212	26	上野原市	西原		212	66	上野原市	四方津	
212	27	上野原市	西原		212	67	上野原市	川合	
212	28	上野原市	西原		212	68	上野原市	川合	
212	29	上野原市	西原		212	69	上野原市	川合	
212	30	上野原市	西原		212	70	上野原市	川合	
212	31	上野原市	西原		212	71	上野原市	川合	
212	32	上野原市	西原		212	72	上野原市	秋山	
212	33	上野原市	西原		212	73	上野原市	秋山	
212	34	上野原市	西原		212	74	上野原市	秋山	
212	35	上野原市	西原		212	75	上野原市	秋山	
212	36	上野原市	西原		212	76	上野原市	秋山	
212	37	上野原市	西原		212	77	上野原市	秋山	
212	38	上野原市	西原		212	78	上野原市	秋山	
212	39	上野原市	西原		212	79	上野原市	秋山	
212	40	上野原市	西原		212	80	上野原市	秋山	

危険地区番号		位置		備考	危険地区番号		位置		備考
市町村	地区	市町村	大字、字		市町村	地区	市町村	大字、字	
212	81	上野原市	秋山		212	128	上野原市	秋山	
212	82	上野原市	秋山		212	129	上野原市	秋山	
212	83	上野原市	秋山		212	130	上野原市	秋山	
212	84	上野原市	秋山		212	131	上野原市	秋山	
212	85	上野原市	秋山		212	132	上野原市	秋山	
212	86	上野原市	秋山		212	133	上野原市	秋山	
212	87	上野原市	秋山		212	134	上野原市	秋山	
212	88	上野原市	秋山		212	135	上野原市	秋山	
212	89	上野原市	秋山		212	136	上野原市	秋山	
212	90	上野原市	秋山		212	137	上野原市	秋山	
212	91	上野原市	秋山		212	138	上野原市	秋山	
212	92	上野原市	秋山		212	139	上野原市	秋山	
212	93	上野原市	秋山		212	140	上野原市	秋山	
212	94	上野原市	秋山		212	141	上野原市	秋山	
212	95	上野原市	秋山		212	142	上野原市	秋山	
212	96	上野原市	秋山		212	143	上野原市	秋山	
212	97	上野原市	秋山		212	144	上野原市	秋山	
212	98	上野原市	秋山		212	145	上野原市	桐原	
212	99	上野原市	秋山		212	146	上野原市	桐原	
212	100	上野原市	秋山		212	147	上野原市	桐原	
212	101	上野原市	秋山		212	148	上野原市	桐原	
212	102	上野原市	秋山		212	149	上野原市	桐原	
212	103	上野原市	秋山		212	150	上野原市	桐原	
212	104	上野原市	秋山		212	151	上野原市	桐原	
212	105	上野原市	西原		212	152	上野原市	桐原	
212	106	上野原市	西原		212	153	上野原市	野田尻	
212	107	上野原市	野田尻		212	154	上野原市	秋山	
212	108	上野原市	野田尻		212	155	上野原市	秋山	
212	109	上野原市	桑久保		212	156	上野原市	秋山	
212	110	上野原市	桑久保		212	157	上野原市	鶴島	
212	111	上野原市	桑久保		212	158	上野原市	鶴島	
212	112	上野原市	桑久保		212	159	上野原市	鶴島	
212	113	上野原市	桑久保		212	160	上野原市	鶴島	
212	114	上野原市	桑久保		212	161	上野原市	秋山	
212	115	上野原市	和見		212	162	上野原市	秋山	
212	116	上野原市	和見		212	163	上野原市	秋山	
212	117	上野原市	和見		212	164	上野原市	鶴島	
212	118	上野原市	和見		212	165	上野原市	鶴島	
212	119	上野原市	芦垣		212	166	上野原市	鶴島	
212	120	上野原市	芦垣		212	167	上野原市	鶴島	
212	121	上野原市	桐原		212	168	上野原市	鶴島	
212	122	上野原市	大倉		212	169	上野原市	鶴島	
212	123	上野原市	西原		212	170	上野原市	四方津	
212	124	上野原市	西原		212	171	上野原市	川合	
212	125	上野原市	桐原		212	172	上野原市	川合	
212	126	上野原市	秋山		212	173	上野原市	川合	
212	127	上野原市	秋山		212	174	上野原市	野田尻	

危険地区番号		位置		備考	危険地区番号		位置		備考
市町村	地区	市町村	大字、字		市町村	地区	市町村	大字、字	
212	175	上野原市	桐原		212	195	上野原市	上野原	
212	176	上野原市	桐原		212	196	上野原市	上野原	
212	177	上野原市	桐原		212	197	上野原市	上野原	
212	178	上野原市	西原		212	198	上野原市	上野原	
212	179	上野原市	桐原		212	199	上野原市	上野原	
212	180	上野原市	桐原		212	200	上野原市	大柵	
212	181	上野原市	大倉		212	201	上野原市	大柵	
212	182	上野原市	桐原		212	202	上野原市	野田尻	
212	183	上野原市	桐原		212	203	上野原市	八ツ沢	
212	184	上野原市	桐原		212	204	上野原市	秋山	
212	185	上野原市	桐原		212	205	上野原市	八ツ沢	
212	186	上野原市	桐原		212	206	上野原市	八ツ沢	
212	187	上野原市	上野原		212	207	上野原市	四方津	
212	188	上野原市	大倉		212	208	上野原市	四方津	
212	189	上野原市	桐原		212	209	上野原市	鶴島	
212	190	上野原市	桐原		212	210	上野原市	桐原	
212	191	上野原市	桐原		212	211	上野原市	西原	
212	192	上野原市	桐原		212	212	上野原市	西原	
212	193	上野原市	上野原		212	213	上野原市	西原	
212	194	上野原市	桐原		212	214	上野原市	野田尻	

第2 山腹崩壊危険地区

危険地区番号		位置		備考	危険地区番号		位置		備考
市町村	地区	市町村	大字、字		市町村	地区	市町村	大字、字	
212	1	上野原市	西原		212	22	上野原市	秋山	
212	2	上野原市	西原		212	23	上野原市	秋山	
212	3	上野原市	西原		212	24	上野原市	西原	
212	4	上野原市	西原		212	25	上野原市	西原	
212	5	上野原市	西原		212	26	上野原市	桐原	
212	6	上野原市	西原		212	27	上野原市	秋山	
212	7	上野原市	西原		212	28	上野原市	秋山	
212	8	上野原市	西原		212	29	上野原市	桐原	
212	9	上野原市	西原		212	30	上野原市	四方津	
212	10	上野原市	西原		212	31	上野原市	大曾根	
212	11	上野原市	西原		212	32	上野原市	大倉	
212	12	上野原市	西原		212	33	上野原市	上野原	
212	13	上野原市	西原		212	34	上野原市	上野原	
212	14	上野原市	西原		212	35	上野原市	鶴川	
212	15	上野原市	野田尻		212	36	上野原市	野田尻	
212	16	上野原市	犬目		212	37	上野原市	八ツ沢	
212	17	上野原市	大野		212	38	上野原市	八ツ沢	
212	18	上野原市	大野		212	39	上野原市	四方津	
212	19	上野原市	大野		212	40	上野原市	西原	
212	20	上野原市	大野		212	41	上野原市	上野原	
212	21	上野原市	秋山						

第3 地すべり危険地区一覧

危険地区番号		位置		備考
市町村	地区	市町村	大字、字	
212	1	上野原市	大櫛	
212	2	上野原市	桑久保	
212	3	上野原市	桑久保	
212	4	上野原市	大倉	
212	5	上野原市	大倉	
212	6	上野原市	西原	
212	7	上野原市	西原	
212	8	上野原市	西原	

4 例規

4-1 上野原市防災会議条例

平成 17 年 2 月 13 日
条例第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、上野原市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 上野原市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 32 条の規定により水防計画を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 山梨県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 山梨県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

6 前項の委員の定数は、35 人以内とする。

7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山梨県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び識見を有する者の中から、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附則

この条例は、平成 17 年 2 月 13 日から施行する。

附則(平成 17 年 12 月 19 日条例第 216 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成 20 年 9 月 26 日条例第 39 号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

4-2 上野原市災害対策本部条例

平成 17 年 2 月 13 日
条例第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、上野原市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、平成 17 年 2 月 13 日から施行する。

附則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

4-3 山梨県消防特別救助隊設置・運営規程

(目的)

第1条 この規程は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条及び同第24条の3並びに山梨県常備消防相互応援協定の規定に基づき、県内または近県に救助を要する大災害が発生した場合に出動し、迅速かつ的確な活動を行うため山梨県消防特別救助隊を設置することとし、その運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(救助隊の任務)

第2条 この救助隊は、被災地において大災害により生命、身体に危険が及んでいる者を救助し、安全な場所へ救出すること等を任務とする。

(隊員の任命)

第3条 隊員は、各消防本部消防長が所属の救助隊員のなかから、その規模に応じて任命するものとする。

(隊の構成)

第4条 救助隊の構成は、統轄者、隊長、副隊長、班長及び隊員とし、総勢160名以内とする。

統轄者は、山梨県消防長会会長とし、隊長は受援地の現地最高責任者となる消防長または消防署長とする。副隊長、班長は隊員のなかから統轄者が指名する。

(隊の編成)

第5条 救助隊は、統轄者及び隊長を除き、各消防本部毎に隊員5名をもって1班とし、別表のとおり30班をもって編成する。

(出動要請)

第6条 受援組合等の長または山梨県知事は、災害の発生場所及び災害の規模等を考慮し、統轄者と協議のうえ応援組合等の長に出動要請を行うものとする。

(訓練)

第7条 出動時に備え、隊員は各所属において訓練を行うとともに、全隊員による研修及び特別訓練を年1回以上実施するものとする。

(機械器具等の整備)

第8条 救助隊出動時に必要となる機械器具等については、消防長会で検討し、各消防本部において計画的に整備することとし、あらかじめ登録しておくものとする。

(実施細目及び疑義の協議)

第9条 この規程の実施について必要な事項、または、疑義が生じたときは消防長会において協議し決定するものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和61年6月1日から施行する。
- 2 この規程を証するため、本規程10通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

別表 <略>

甲府地区広域行政事務組合消防本部	消防長
都 留 市 消 防 本 部	消防長
富士五湖消防組合消防本部	消防長
大 月 市 消 防 本 部	消防長
峡北広域行政事務組合消防本部	消防長
東八代広域行政事務組合東八消防本部	消防長

峡南広域行政組合消防本部	消防長
東山梨消防組合消防本部	消防長
上野原町消防本部	消防長
峡西消防組合消防本部	消防長

4-4 山梨県災害救助法施行細則（抜粋）

第一 救助の程度、方法及び期間

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

1 避難所

- (一) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- (二) 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置すること、天幕を設営することその他の適切な方法により開設することができる。
- (三) 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費(法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、光熱水費等)とし、一人一日当たり三百三十円以内の額とする。
- (四) 福祉避難所(高齢者、障害者等(2の(四)において「高齢者等」という。)であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、(三)の金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- (五) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- (六) 法第四条第一項第一号の避難所を開設することができる期間は災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設することができる期間は法第二条第二項の規定による救助を開始した日から災害が発生しなかつたことが判明し、かつ、現に救助の必要がなくなつた日までの期間とする。

2 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与する住宅(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借り上げて供与する住宅(以下「賃貸型応急住宅」という。)その他の適切な方法により供与する住宅とする。

(一) 建設型応急住宅

- (1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。
- (2) 建設型応急住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、五百七十一万四千元以内の額とする。
- (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合にあつては居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内に五十戸未満設置した場合にあつては戸数に応じた居住者の集会等に利用するための小規模な施設を設置することができる。

- (4) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置することができる。
- (5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置するものとする。
- (6) 建設型応急住宅を供与することができる期間は、建設型応急住宅の建築工事が完了した日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。
- (7) 建設型応急住宅の供与の終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。

(二) 賃貸型応急住宅

- (1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(一)の(2)に定める規模に準ずるものとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。
- (2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。
- (3) 賃貸型応急住宅を供与することができる期間は、借上げの日から(一)の(6)に規定する期限までとする。

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊き出しその他による食品の給与

- (一) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。
- (二) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- (三) 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日当たり千百六十円以内の額とする。
- (四) 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

2 飲料水の供給

- (一) 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
- (二) 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域の通常の実費とする。
- (三) 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (一) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。(三)の(2)及び八の(一)において同じ。)、全島避難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷等したことにより使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(二) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 被服、寝具及び身の回り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料

(三) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額以内とする。

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分					
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季 4月から9月まで	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季 10月から3月まで	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）により被害を受けた世帯

季別	世帯区分					
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季 4月から9月まで	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季 10月から3月まで	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

(四) 三の(三)の季別区分は、災害発生の日をもって決定する。

(五) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から十日以内とする。

四 医療及び助産

1 医療

(一) 医療は災害のため医療の途を失つた者に対して、応急的に処置するものとし、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師(以下この(一)及び(三)において「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができる。

(二) 医療は、次の範囲内において行う。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

(三) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

(四) 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から十四日以内とする。

2 助産

- (一) 助産は、災害発生の日以前又は以後七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の方法を失つた者に対して行う。
- (二) 助産は、次の範囲内において行う。
 - (1) 分べんの介助
 - (2) 分べん前及び分べん後の処置
 - (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- (三) 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とする。
- (四) 助産を実施することのできる期間は、分べんした日から七日以内とする。

五 被災者の救出

- (一) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。
- (二) 被災者の救出のために支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (三) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から三日以内とする。

六 被災した住宅の応急修理

- (一) 住宅の応急修理は、災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
- (二) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもつて行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。
 - (1) 半壊又は半焼した世帯 一世帯当たり五十九万五千元
 - (2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 一世帯当たり三十万円
- (三) 住宅の応急修理は、災害発生の日から三箇月以内(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六箇月以内)に完了しなければならない。

七 生業に必要な資金の貸与

- (一) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯に対して行う。
- (二) 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行う。
- (三) 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、次の額以内とする。
 - (1) 生業費 一件当たり 三万円
 - (2) 就職支度金 一件当たり 一万五千元
- (四) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。
 - (1) 貸与期間 二年以内
 - (2) 利子 無利子

(五) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一箇月以内に完了しなければならない。

八 学用品の給与

- (一) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により喪失し、又は損傷等したことにより学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。(三)において同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。(三)において同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。(三)において同じ。)に対して行う。
- (二) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。
- (1) 教科書
 - (2) 文房具
 - (3) 通学用品
- (三) 学用品の給与のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。
- (1) 教科書代
 - (イ) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第三百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
 - (ロ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
 - (2) 文房具費及び通学用品費
 - (イ) 小学校児童 一人当たり四千五百円
 - (ロ) 中学校生徒 一人当たり四千八百円
 - (ハ) 高等学校等生徒 一人当たり五千二百円
- (四) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については、一箇月以内その他の学用品については、十五日以内とする。

九 埋葬

- (一) 埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行う。
- (二) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもつて、次の範囲内において行う。
- (1) 棺(附属品を含む。)
 - (2) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
 - (3) 骨つぼ及び骨箱
- (三) 埋葬のために支出することができる費用は、一体当たり二十一万五千二百円以内の額(死亡時において十二歳未満であつた者にあつては、十七万二千円以内の額)とする。
- (四) 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

十 死体の搜索

- (一) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。
- (二) 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (三) 死体の搜索をすることができる期間は災害発生の日から十日以内とする。

十一 死体の処理

- (一) 死体の処理は、災害の際死亡したものについて死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。
- (二) 死体の処理は、次の範囲内において行う。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (2) 死体の一時保存
 - (3) 検案
- (三) 検案は、原則として救護班によつて行う。
- (四) 死体の処理のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、一体当たり三千五百円以内とする。
 - (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、一体当たり五千四百円以内の額とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。
 - (3) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
 - (4) 死体の処理をすることができる期間は、災害発生の日から十日以内とする。

十二 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下この十二において「障害物」という。)の除去

- (一) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。
- (二) 障害物の除去のために支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とする。この場合において、一の市町村における障害物の除去を行つた一世帯当たりの費用の平均額は、十三万七千九百円以内の額とする。
- (三) 障害物の除去をすることができる期間は、災害発生の日から十日以内とする。

十三 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- (一) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 被災者(法第四条第二項の救助にあつては、避難者)の避難に係る支援
 - (2) 医療及び助産
 - (3) 被災者の救出
 - (4) 飲料水の供給
 - (5) 死体の搜索
 - (6) 死体の処理
 - (7) 救済用物資の整理配分
- (二) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- (三) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第二 実費弁償

令第五条の規定による実費弁償のために支出することができる費用は、次に掲げる限度を超えることができない。

(一) 令第四条第一号から第四号までに規定する者

1 日当

- (1) 医師及び歯科医師 一人一日当たり二万五千三百円
- (2) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 一人一日当たり一万六千四百円
- (3) 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士 一人一日当たり一万六千五百円
- (4) 救急救命士 一人一日当たり一万四千五百円
- (5) 土木技術者及び建築技術者 一人一日当たり一万六千八百円
- (6) 大工 一人一日当たり二万五千七百円
- (7) 左官 一人一日当たり二万六千五百円
- (8) とび職 一人一日当たり二万四千九百円

2 時間外勤務手当

職種ごとに1の(1)から(8)までに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

3 旅費

一般職の職員の旅費の例による。

(二) 令第四条第五号から第十号までに規定する者

当該業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額

4-5 被害認定基準

1	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実なもの
2	行方不明者	所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
3	重傷者・軽傷者	・重傷者～1月以上の治療を要する見込みのもの ・軽傷者～1月未満で治癒できる見込みのもの
4	住家	社会通念上の住家であるか否かを問わず、現実に居住している建物
5	棟	建築物の単位で、独立した1つの建築物。渡り廊下のように2以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。
6	世帯	生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても生計が別々であれば2世帯となる。寄宿舎等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舎等を1単位として扱う。
7	被害額	物的被害の概算額を千円単位で計上する。
8	全壊 (全壊、流失)	住家がその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通り再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
9	床上浸水	建物の床上以上に浸水したもの、又は全壊又は半壊に該当しないが、堆積物等のために一時的に居住できないもの
10	床下浸水	建物の床上に達しない程度に浸水したもの
11	一部破損	建物の損壊が半壊に達しない程度のもの、但し、軽微なものは除く。
12	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないもの 非住家は、全壊又は半壊のもの
13	非住家 (公共建物)	国、県、市町村、JR、NTT等の管理する建物
14	非住家 (その他)	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
15	文教施設	学校(含む各種学校)全壊及び半壊程度の被害を受けたもの
16	病院	医療法に定める病院(20人以上)

17	流失埋没	田畑の耕土が流出し、又は堆積のために耕作が不能となったもの
18	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
19	農業用施設	水路、ため池、揚水機、農道、ハウス、蚕室等
20	林業用施設	治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等
21	農産物	食料作物、園芸作物、工芸作物、肥・飼料作物、茶、桑等
22	畜産被害	家畜、畜舎等の被害
23	水産被害	養魚場、漁船等の被害
24	林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、椎茸、わさび、竹等
25	商工被害	建物以外の商工被害、工業原材料、商品、生産機械器具等
26	道路	高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道
27	橋梁	市町村道以上の道路に架設した橋
28	河川	堤防、護岸、水制、床止等付属物を含む
29	砂防	砂防法適用の砂防施設及び同法準用の砂防施設
30	下水道	下水道法適用の公共下水道、流域下水道、都市下水路
31	林道	新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地
32	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能になった程度の被害
33	清掃施設	ごみ処理場及びし尿処理施設
34	通信被害	電話、電信が故障し、通信不能になった回線数
35	被災世帯	通常的生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
36	被災者	被災世帯の構成員

5 協定等

No.	締結年月日	協定名称	協定締結相手等	備考
1	H5. 10. 1	大規模地震時における鉄道旅客避難誘導等に関する確認書	東日本旅客鉄道(株) 上野原駅	大規模地震時における鉄道旅客の安全確保及び食料等の斡旋
2	H12. 7. 17	災害時における上野原町、上野原町内郵便局間の協力に関する覚書	上野原郵便局	郵便、貯金、簡易保険等の災害特別事務、施設・用地・情報の相互協定等
3	H19. 1. 12	大規模災害等発生時における相互応援に関する協定	市長会(甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、山梨市、甲州市、中央市)	大規模災害時及び国民保護計画が対象とする事態における相互応援協定(食料他必要資機材の提供、救援及び救助に必要な車両等の提供、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣)
4	H20. 7. 31	中越大震災ネットワークおじや [H20. 7. 31 改正]	中越大震災ネットワークおじや加入団体(杉並区他87市町村)	平常時:情報の共有化をはじめとする研修等 災害時:被災情報の収集、支援情報の収集・提供、災害対応経験者の派遣
5	H22. 1. 4	災害時における相互応援協定	相模原市	災害時の相互応援(食料、生活必需品、応急対策用防災資機材の提供、被災者の一時収容施設の相互使用等)
6	H21. 12. 25	上野原市防災行政無線の使用に関する覚書	東京電力(株) 山梨支店大月支社	電力供給に係わる事故停電が発生した場合における上野原市防災行政無線の活用に関する覚書
7	H21. 8. 3	災害時における物資の供給に関する協定	(株) オギノ	災害時における生活物資の供給に関する協定
8	H23. 9. 1	災害時における物資の供給に関する協定	クレーン農業協同組合	〃
9	H24. 2. 29	アマチュア無線による災害時応援協定書(クラブ局)	上野原アマチュア無線クラブ	アマチュア無線による災害情報の収集・伝達協力
10	H24. 8. 22	災害時における物資の供給に関する協定	(株) 公正屋	〃
11	H23. 3. 10	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局長	災害時における各種情報交換に関する協定(情報連絡員(リエゾン)の派遣)
12	H24. 9. 11	大災害等発生時の土地使用協定	東芝エレベーター(株) 上野原事業所	大災害における被災地復旧・支援のための、土地の使用に関する協定(緊急消防援助隊、自衛隊、警察等の野営地)
13	H24. 9. 19	大災害等発生時の土地使用協定	学校法人帝京科学大学	大災害における被災地復旧・支援のための、土地の使用に関する協定(緊急消防援助隊の野営地)
14	H25. 3. 27	災害時における応急対策業務に関する協定書	上野原市建設業協力会	災害時の公共土木施設等の応急対策業務に関する協定
15	H25. 6. 18	災害時要援護者の福祉避難所への受け入れに関する協定書	社会福祉法人 上野原若鮎会	災害発生時における要援護者の受け入れに関する協定
16	H25. 6. 18	災害時要援護者の福祉避難所への受け入れに関する協定書	社会福祉法人 にんじんの会	災害発生時における要援護者の受け入れに関する協定
17	H25. 7. 12	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体(64市町村)計65市町村間で協定	被災団体への災害応援に関する協定(応急物資及び資機材の提供、職員の派遣等)
18	H25. 7. 12	災害時における相互応援に関する協定書	東京都狛江市、小菅村	災害が発生した場合の応急対策及び復旧対策に関する協定(被災者の救出、食糧、飲料水の提供、被災者の一時収容のための施設提供等)

19	H24. 3. 27	災害時における物資の供給に関する協定書	上野原市商工会	災害時における生活物資の供給に関する協定
20	H25. 11. 18	災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	土地家屋調査士会、公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	災害時における被害家屋状況調査に関する協定（被害家屋等の調査、り災証明書発行の補助等）
21	H25. 11. 20	災害時における提供協力に関する協定書	(株) アペックス	大規模災害時における飲料等の提供に関する協定（カップ式自販機の飲料水を一定期間・数量を無償提供する）
22	H26. 3. 26	大規模地震時における被災建築物応急危険度判定等の協力に関する協定書	一般社団法人 山梨県建築士会	大規模地震時における被災建築物応急危険度判定等の協力に関する協定（被災建築物応急危険度判定に係る判定士の派遣等）
23	H26. 3. 26	災害時における応急対策業務協力に関する協定書	全建総連山梨県建設組合連合会	災害時における応急対策業務協力に関する協定（倒壊建築物等からの救助救出に伴う労務、資機材の提供及び指定避難場所の応急修繕等）
24	H26. 3. 31	アマチュア無線による災害時応援協定書（個人）	市内のアマチュア無線愛好家（15名）	アマチュア無線による災害情報の収集・伝達協力
25	H26. 6. 27 (R1. 5. 24)	災害時要援護者の福祉避難所への受入れに関する協定	上野原健康づくりパートナーズ（静岡ビル保善（株））	災害発生時における要援護者の受け入れに関する協定
26	H26. 6. 27	災害時要援護者の福祉避難所への受入れに関する協定	特定非営利法人さいはら（羽置の里びりゅう館）	災害発生時における要援護者の受け入れに関する協定
27	H26. 12. 22	災害時等における代替施設の一時的利用に関する協定書	上野原警察署	警察署庁舎で業務遂行不能時の市役所施設一部利用
28	H27. 11. 24	山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	山梨県	住宅等が全壊した県内世帯の生活の早期再建を支援
29	H27. 12. 28	災害時等における上野原高校の避難所及び避難地の利用に関する協定	山梨県立上野原高等学校	避難所及び避難地の利用
30	H28. 3. 18	富士山火山噴火時における忍野村の広域避難に関する覚書	忍野村	富士山噴火時における避難者の受入れ
31	H28. 4. 1	災害時等における日本大学明誠高等学校の避難所及び避難地の利用に関する協定	日本大学明誠高等学校	避難所及び避難地の利用
32	H28. 4. 28	災害時の医療救護活動に関する協定書	北都留医師会上野原地区	災害時等における医療救護班の派遣
33	H29. 6. 21	災害時における物資の受入及び輸送等に関する基本協定	富岳通運株式会社	輸送車両、人的支援及び倉庫施設賃借の要請
34	H29. 8. 23	処分不能時における可燃ごみ処理に関する協定書	オリックス資源循環（株）、高野産業（株）	処分不能時における一般廃棄物の処分及び収集運搬
35	H30. 4. 1	備蓄用飲料水に関する覚書（市役所、福祉センター分）	ダイドードリンコ（株）	備蓄飲料水の提供
36	H31. 8. 29	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書	山梨県エルピーガス協会上野原地区	災害時におけるLPガス等の供給
37	H31. 12. 27	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー（株）	災害に関する情報発信
38	R2. 8. 4	災害時要援護者の福祉避難所への受入れに関する協定書	社会福祉法人 緑水会	災害発生時における要援護者の受け入れに関する協定
39	R2. 8. 4	災害時要援護者の福祉避難所への受入れに関する協定書	社会福祉法人 平成福祉会	災害発生時における要援護者の受け入れに関する協定
40	R3. 7. 8	災害時における電力復旧のための連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社 大月支社	災害時の電力復旧等に関する連携、情報共有、職員派遣
41	R3. 10. 25	大規模災害時における法律相談業務に関する協定書	山梨県弁護士会	大規模災害時に市民に対して行う法律相談業務の体制確保を図る。

消防関係

No.	締結施行年月日	協定名称	協定締結相手等
1	S30. 10. 10	消防相互応援協定	富士河口湖町、鳴沢村、西桂町、山中湖村、忍野村、道志村、都留市、富士吉田市、丹波山村、小菅村、上野原市、大月市
2	S44. 3. 3	高速道路における消防応援協定	西桂町、富士河口湖町、都留市消防本部、大月市消防本部、上野原市消防本部、富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部
3	S44. 9. 1	中央高速道路富士吉田線消防相互応援協定	大月市、都留市、富士河口湖町、西桂町、上野原市、富士吉田市、富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部、東京消防庁、神奈川県相模原市
4	S61. 6. 1	山梨県常備消防相互応援協定	甲府地区広域行政事務組合消防本部、東山梨行政事務組合東山梨消防本部、笛吹市消防本部、峡南広域行政組合消防本部、南アルプス消防本部、峡北広域行政事務組合消防本部、富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部、都留市消防本部、大月市消防本部、上野原市消防本部
5	H2. 4. 26	東京消防庁・上野原市消防応援協定	東京消防庁
6	H7. 4. 1	山梨県防災ヘリコプター応援協定	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、増穂町、鵜沢町、早川町、身延町、南部町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村、甲府地区広域行政事務組合、東山梨消防組合、峡南広域行政事務組合、峡北広域行政事務組合、富士五湖広域行政組合
7	H10. 4. 1	消防相互応援協定施行	東京都西多摩郡桧原村
8	H18. 6. 14	中央自動車道消防相互応援協定	上野原市、大月市、都留市、西桂町、富士吉田市、富士河口湖町、笛吹市、甲府市、昭和町、韮崎市、北杜市、甲斐市、甲州市、中央市、富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部、東山梨行政事務組合東山梨消防本部、笛吹市消防本部、甲府地区広域行政事務組合消防本部、峡北広域行政事務組合消防本部
9	H19. 3. 11	相模原市・上野原市消防相互応援協定	神奈川県相模原市
10	H19. 7. 1 改正	相模原市と上野原市との消防相互応援協定	神奈川県相模原市
11	H27. 4. 1	都留市・大月市・上野原市消防相互応援協定	都留市、大月市、上野原市、小菅村、丹波山村、道志村

6 地区防災計画

No.	名称	承認年月日
1	コモアしおつ地区防災計画	令和4年3月18日

上野原市地域防災計画
(令和4年3月修正)

発 行 上野原市防災会議

事 務 局 上野原市危機管理室
〒409-0192 上野原市上野原3832
電話 0554-62-3145